

1 議 事 日 程 (3 日 目)

[平成16年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成16年12月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

日程第1 意見書第10号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

日程第2 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	片 井 智鶴枝 (1)	<p>1. 開発行為における手続きについて グループホーム建設等、開発行為の手続きの過程で住民への情報提供はどのようになされるのか。またその手続きの進め方について。</p> <p>2. 少子化と男女共同参画社会について 現在、男女共同参画審議会が設置され、条例制定へ向けての最終答申がなされるが、男女共同参画社会についての市長の見解を伺う。</p>
2	大 田 勝 義 (9)	<p>1. まちづくりについて (1) 佐野区画整理地域において住居表示の説明会がなされているが、住民との話し合いは十分なされているのか。 (2) 佐野区画整理が平成17年度完了、18年度清算と聞いているが、予定どおり完了するのか。</p> <p>2. 小・中学生の犯罪について 学校に学校評議員が設置されているが、目的、人選、研修等について伺う。</p>
3	中 林 宗 樹 (5)	<p>ため池の保全と開発について (1) ため池の保全策について (2) ため池の開発について (3) 吉ヶ浦池の埋め立て事業について</p>
		<p>良識的な男女共同参画条例の制定について 次の項目を十分に審議して、過激な思想を排した良識的なものにすべきである。 (1) 「男女という異なった特性をもった者が互いに協力協調することを前提として……」との文言を入れる。 (2) 「思想、良心及び表現の自由を尊重しながら……」との文言を入れる。</p>

4	門 田 直 樹 (6)	<p>(3) 「社会における制度又は慣行を全て否定するのではなく、尊重すべきものは尊重して男女共同参画の推進を図る」ものであることを明示する。</p> <p>(4) 専業主婦を否定しない。</p> <p>(5) 「事業者」に対して一方的に義務を課することは行わない。</p> <p>(6) 配偶者への暴力等は、DV法により対応する。</p> <p>(7) 憲法違反の恐れが極めて強い「オンブズパーソン」に関する条項は、すべて削除すること。苦情等についての対応は、市の相談窓口で行うべきである。</p> <p>(8) 憲法で保障された基本的人権を侵害し、法令に抵触違反する恐れが強い条項について修正又は削除を行うこと。</p> <p>(9) 「濫用の防止と是正」として次の内容を盛り込む。</p> <p>ア 男女の区別を差別と混同して否定の対象としないように、特に広報活動の中で単なる区別を差別として批判することのないようにしなければならない。</p> <p>イ 男女の性差を否定する教育は行ってはならない。</p> <p>ウ 性の情報は精神的、道徳的及び発達段階に即した形で提供されるべきであり、心と体のバランスを欠いた性教育に偏ってはならない。</p> <p>エ 数値目標を立てて男女の比率を決める方式は、その方法が適切な場合か否かについて、また性急な目標を立てることによる弊害や混乱が起こらないように、慎重に判断しなければならない。</p> <p>オ 以上の項目に反したことがなされている場合には、市長は速やかに是正のための措置を講じるものとする。</p>
5	安 部 陽 (15)	<p>1. 九州国立博物館開館と交通対策について</p> <p>(1) 梅大路交差点と踏切について。</p> <p>(2) 福岡空港からの交通対策について。</p> <p>(3) 西鉄太宰府駅、国立博物館、太宰府天満宮、年金センター、西鉄太宰府駅の左回りの循環バス運行について。</p> <p>(4) 西鉄太宰府駅～大宰府政庁跡～西鉄都府楼前駅のみほろば号の増便について。</p> <p>(5) 国土交通省九州運輸局で審議された交通・観光政策の情報について。</p> <p>2. 三位一体改革における義務教育費国庫補助金について 補助金削減により税財源移譲がなされる。今後の教育施設や教育環境整備について伺う。</p>

収 入 役	松 島 幹 彦	教 育 長	關 敏 治
総 務 部 長	平 島 鉄 信	地域振興部長	石 橋 正 直
市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	古 川 泰 博
建設部長	富 田 謙	上下水道部長	永 田 克 人
教育部長	松 永 栄 人	監査委員事務局長	花 田 勝 彦
総務部次長	松 田 幸 夫	地域振興部次長	三 笠 哲 生
健康福祉部次長	村 尾 昭 子	総務課長	松 島 健 二
行政経営課長	宮 原 仁	財政課長	井 上 義 昭
地域振興課長	大 藪 勝 一	産業・交通課長	松 田 満 男
観光課長	木 村 甚 治	市民課長	藤 幸二郎
環境課長	蜷 川 二三雄	人権・同和政策課長	高 田 克 二
子育て支援課長	和 田 敏 信	建設課長	武 藤 三 郎
区画整理課長	大内田 博	まちづくり技術 開発課長	大江田 洋
上下水道課長	宮 原 勝 美	学校教育課長	花 田 正 信
社会教育課長	志牟田 健 次	文化財課長	木 村 和 美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

議会事務局長	白 石 純 一
議事課長	木 村 洋
書記	伊 藤 剛
書記	満 崎 哲 也
書記	高 田 政 樹
書記	塚 原 裕 子

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおります。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 意見書第10号 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第1、意見書第10号「平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） 今回、全国市議会議長会の方から平成17年度の地方交付税の問題で、意見書を提出してほしいという要望もございました。私ども議会運営委員会、あるいは議員協議会で先ほど話し合いをいたしまして、今日意見書を送付するために、皆さん今日の一般質問の前にやらせていただくことになりました。どうかひとつご理解をいただきたいと思っております。

皆様のお手元にあります意見書第10号「平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書」、これにつきましては、提出者は私岡部と、賛成者は議運の皆さん、山路議員、武藤議員、佐伯議員、福廣議員、安部陽議員、清水議員、小柳議員、渡邊議員、不老議員の以上でございます。

意見書につきましては、案文を朗読をいたします。

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来さないようにすべきである。

よって、国は平成17年度政府予算編成に当たり、地方交付税の所要総額が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものである。

記。

1、昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。

2、税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交

付税の財源調整、財源保障を強化して対応すること。

3、地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということで、提出先は以下の各大臣、あるいは議長でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますように、よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明を終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第10号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

~~~~~

再開 午前10時13分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を行います。

~~~~~

日程第2 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第2、「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告書は17名から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日8人、15日は9人の割り振りで行いますので、よろしくお願いいたします。

1 番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔 1 番 片井智鶴枝議員 登壇 〕

1 番（片井智鶴枝議員） 皆様、おはようございます。

今議会は17人の一般質問が予定されておりますが、そのトップを切って質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点につき質問させていただきます。

まず、質問に先立ちまして、さきの各地での集中豪雨、新潟中越地震などの災害で多くの尊い命が奪われ、大きな被害が出ました。犠牲者の方のご冥福をお祈りしますとともに、被災者の方に心よりお見舞い申し上げます。今回の災害は、災害弱者と言われる高齢者への防災対策、地域コミュニティが果たす役割、また自分の命は自分で守るとの防災への意識を持つことの重要さなど、多くの教訓を残しました。市としてできること、市民一人ひとりができる災害への備えを、ここでもう一度市と市民は共同で考えていくことが何より肝要であり、そのための具体的な市の取り組みを期待したいと思います。

さて、1点目は、開発行為などにおける手続についての質問です。

太宰府市内でグループホームやマンションなどの建築をする際、業者は市の開発行為等整備要綱に従い建築の手続を進めていくことになっていますが、水城に建設されましたグループホームにつきましては、この過程において近隣住民と事業者、あるいは市の間で様々な問題が発生いたしました。

このグループホーム建設計画を近隣住民が初めて知らされたのは、今年の3月に業者から配布されたグループホーム新築工事の案内文でした。それ以来今日まで8か月余り、建物は既に完成し、グループホームとして営業を開始しております。しかしながら、営業を開始した現在に至っても、その近隣住民の怒りはおさまっておりません。

さて、このようにグループホームに限らず、住宅地に隣接した土地であっても、建築基準法や都市計画法などの基準を満たせば、自分の土地に建物を建設することは当然の権利です。太宰府市において、マンションなど一定規模以上の建物を建設する際、その建築主は太宰府市の開発行為等整備要綱などに従い手続が進められます。住宅地に隣接して大型の建築物が建設される計画には、住環境を悪化させるなどの理由で、必ず近隣住民の反対運動は起こっております。また、訴訟に至るケースもあり、国立市に建設された高層マンションでは、眺望権を侵していると、建築主を相手取って近隣住民が起こした裁判では、1審と2審では正反対の判決が出るなど、各地で様々な紛争をもたらしております。

では、ここで今回の水城におけるグループホームの建設に当たって、何が問題となっている

のか検証していく必要がありますので、業者がグループホームを水城に建設を計画し、県へ確認申請に至るまでの簡単な経過をお答えください。

2点目は、少子化と男女共同参画社会についてであります。

少子化は既に大きな社会問題でもあり、日ごろ政治や社会情勢に無関心な人も、多くの人が関心を寄せています。一方で、男女共同参画社会という言葉そのものは知っていても、漠然としていて具体的に答えられないというのが現状ではないでしょうか。このため、その言葉だけがひとり歩きし、男女共同参画社会が目指すものとは全く違った現象が様々な場で起こっております。

この男女共同参画社会を目指す基本法ができたきっかけは、1975年、昭和50年の国際婦人年会議における世界行動計画を受けたことにさかのぼります。その後、女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法の施行、育児休業法の施行など、この20年近くで様々な法整備がなされました。

さて、急激に世界に類のないスピードで始まった少子化に歯どめはきかず、少子化とともに高齢化に対応するには、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野とともに参画し、喜びも責任も分かち合う社会、すなわち男女共同参画社会の実現が求められ、国の緊急かつ最重要課題として位置づけられました。太宰府市においても、このような社会情勢を踏まえ、現在男女共同参画条例の制定に向け、審議会の最終答申がこの12月に出来る予定となっております。

ところで、平成15年、既に太宰府男女共同参画プランができており、具体的に目標が挙げられております。市や市役所の職員は、様々な施策や条例を率先して進め、遵守していくことが求められますので、男女共同参画プランに沿って、職場における男女の均等な機会と待遇の確保について、まず市役所における女性の採用や登用についての現状をお尋ねいたします。

ここ数年は新規採用が数名となっていると思いますが、昭和50年、昭和60年、そして本年度と全採用数に対する女性職員の比率についてお尋ねをいたします。

以下、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、片井議員の開発要綱、それからグループホームの関係でご回答申し上げます。

市に指導開発要綱がありますことから、そのことで1月7日に設計事務所が来庁されました。内容を尋ねますと、敷地面積が1,000㎡以上であることから、要綱に載っております事前説明会を指導し、2月15日に第1回目の地元説明会が開催され、2月18日にその事前説明の報告書と区長の施工意見書が出されたところでございます。3月中旬、建設業者の方が近隣にあいさつに回られたことにより、建築計画をお知りになった近隣住民から、説明を受けてないという申し出がありましたことから、市と水城ヶ丘前区長さんと協議いたしまして、事業主に再度地元説明をいたすよう指導し、3月20日に説明会第2回目が開催されております。

その説明会后、近隣住民の方から要望書が事業者の方に提出されておりまして、そのことについては事業者の方が郵送で要望された方に回答がされております。さらに、地元説明会を4月11日、第3回になりますが、それと4月17日に開催されております。しかしながら、4月17日の説明会には、住民側不参加という結果になりまして、以後、工事を着工されております。

なお、建築確認の方は、県ではなく民間の確認指定の業者に申請されて、1月29日に交付されております。

以上が経過でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今のご説明によりますと、区長など自治会の役員、隣組長が説明を受けたのが2月15日になっております。これを近隣の住民の説明とするのはちょっと問題があるんじゃないかと思いますが、市の規定しております開発行為等整備要綱の第5条1項によると、事業主は開発行為を施工しようとするとき、周辺に影響を及ぼすおそれのある事項については、事前に利害関係者及び近隣住民に説明を行わなければならないと明記されております。

今回はその事項の中の4点、例えば開発行為の概要、工事中における騒音、振動及び安全など、その他影響を及ぼすおそれのある事項すべてに該当しております。当然業者は近隣住民への説明をしなければならない義務があったはずですが。

しかし、実際は近隣の住民が知ったのは、第1回の説明会とされる2月15日の説明が終わった後の3月になってからであります。寝耳に水とはまさにこのようなことを言うのではないのでしょうか。

では、お尋ねですが、市は業者から建設予定や申請を受ける際に影響が大きい近隣住民への説明について、どのように業者に対して指導なさっているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今のご質問については、指導要綱がございますことから、先ほど言いました5条関係で利害関係、通常の範囲で区長さんと業者の方相談しまして、一定の範囲、大体そこら辺区長さんの考えをお願いしてる分ございますけども、そういうところでの範囲を説明するというのを、市の窓口の方では業者等に指導いたしておるところでございます。

今回先ほど言いました関係で、近隣の方にその説明の意見が届いてないということがございましたもんですから、先ほど申しましたように、再度業者の方に説明をしてくださいということで、指導をいたしたところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 業者が説明会を行ったとされる2月15日の日は、このときの出席されたのは、前区長と一部の前執行部の方、それと組長で、近隣の住民には全くその説明会には案内がなかったわけです。その際、区長がなぜ近隣住民に対してそのように呼びかけをしなかったかっていうのがとても気になるんですけども、例えば区長はこの施工意見書っていうことに

対してどこまで認識があるのか、どこまでわかっているのか、そこら辺はどんなでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 区長会等で新しく就任されました区長さんには、何らかの形でこういう指導要綱があるということで一定の中高層、そういうものが建つときには区長さんの施工意見書というのがありますよということは、お話をさせていただいております。

ただ、先ほども申されましたように、区長さんについては、それこそ特段に、今はこの意見書のことで非常にご関心があって、区長の意見ということが非常に影響が大きいというようなことでの意識を持っておりますし、市の方もそのことについて一定の見直しをかけているところでございますが、通常ですと、この要綱にそって今までは区長さんにお願ひし、区長さんからいただいた部分での市の受け取りは、一応説明会が終わったというような形でやってきたのが事実でございますし、またそのことでどうしてもだめだということは2回、3回と業者の方に説明をさせているというのが、今までの通常でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 区長による施工意見書の中で、2月15日評議員、隣組長出席の上、業者への説明を受け、開発行為に同意することとしましたという意見書を添えて、業者が2月18日に市に出しているわけなんですけど、ということは、近隣住民が知らないうちに同意書が出され、それを知った後近隣住民が説明会を要求するっていうのは、これ順序から言って反対だと思っんですよね。

まず、近隣住民が説明を聞いた上で、そして同意っていても、この区長さんの同意があるからないから建設ができるかどうかということではありませんが、やはりこの順序に対して近隣の住民がすごく今も市に対する不信感を持っていると思うんですけども、例えば、こういった市街地のビルの密集地域ならともかく、住宅地の空き地に大きな建物が建つことを、隣接する人が歓迎することはまずありません。ほとんどの人が反対や何らかの不安を持つはずで、そのところを建設業者はよくわかっておりますので、良心的な事業所はまず建物建設をする際、何よりも近隣住民の理解を得るため説明会を何度も開催したり、あるいは住民の意見を一部取り入れ、設計変更などして、住民に最大限の配慮をして、進めていくともあります。法的には何ら問題がなくても、近隣の住民感情に配慮する、それは企業などの社会的責任でもあると言えます。

このような一連の経緯に疑問を持った水城ヶ丘区では、新しく選任された区長名で業者に対し、このような一連の手続が無効ではないかというような通知書を出しております。そしてまた、市に対しても、開発行為整備要綱の要件を満たしていないといって、7月30日付に市に対してそういう通知文を郵送しております。しかしながら、市からも業者からも現在に至るまで何の応答もありません。なぜ、このような市民の疑問に対し、5か月近くなっても答えようしないのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、住民に説明してから意見書が出るというのが通常じゃないかという
ことで、今回逆になっているということでのご質問でございます。

そのことにつきましては、先ほどもお答えしましたように、区長さんをお願いして区長さん
の方から、グループホームさんの方は区長さんの役員会が終わったということを出されてあり
ましたので、市の方も区長さんをお願いしてるという部分もございましたので、そういう意見
が出てるということから、先ほど申しましたように、再度地元の説明してくださいというよう
なことで、何回もお願いしてきた経過がございます。

それから、区長さんの意見につきましては、先ほど言いましたように、法的な部分につい
ては、この意見書が出たから建てる、反対の内容だったから建てることができないということ
ではございません。しかしながら、この意見書はこれまでにやっぱりまちづくりの中で大変大き
な役割を果たしてきて、近隣住民とのやっぱり建てる中でのそういう意見を聞いた中での建設
というようなことを位置づけているわけでございますので、おっしゃいますように要綱自体に
ついてはやっぱり今後も見直しというのもあるべきというふうに思っておりますが、今回の水
城ヶ丘の分については、そういうふうな経過をたどっております。

そういうことから、何の応答もないということでもございましたけれども、建設部建設課の方
で私自身も9月地元に出向きまして経過を説明し、福祉の方も同行いたしていただきまして、
区長さんをはじめ近隣の方に経過を説明して理解を求めたところでございます。しかしながら、
まだ納得しないという近隣の方の説明でございまして、市の方といたしましてもこれ以上もう
説明することができないということで、帰ってきたということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今市あての通知書に対して説明なんですけども、建設課の方で地元
に出向いたっていうことを聞きましたが、ただこれは、区長名での通知文書は、太宰府市長佐藤
善郎様あてという文書になっております。文書で出されたものに対して、やはり口頭でなくて
きちんと文書で答えるなり何なり、市長なり行って説明をするのが、私はやはりそれが市の姿
勢じゃないかと思うんですけども、それに対しては全く何もなっておりませんし、そのあたり
も、皆さんの住民感情は、とてもなおさら市に対する不信感は募っていったんではないかと思
います。

それで、これ、話が前後しますけども、市がちょうどこのマンションの工事が開始された
後、水城ヶ丘区の総会がありまして、この席でいろんな総会の議題があつたんですけども、
終わりの方で動議があり、グループホームの施工意見書の件で、近隣の住民が区長にその説明
を求めております。

それで、そのときの区長の説明が、業者が近隣の了解を得たので印鑑を押したっていうこと
を言ったそうです。そのことで不信任というなら、私は区長をやめると宣言して退席してあり
ます。その際、数名の役員も追随してやめております。このように、区長の施工意見書という

のに対しては、かなり区長自身も任務の重い仕事じゃないかと思うんですよね。例えば、区長は意見書に印鑑を押すだけでやはり手続上は先に進みますし、しかしやはりこういう建設計画ってというのはどうしても住民の反対がありますので、その間に立って板ばさみになるっていうこともあるんですけども、もともとこの意見書に対して今後見直しがされる予定はどんなふうになってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 議員おっしゃいますように、この意見書を書くこと、それは区長さんにお願ひしております、区長さんからも私、ここ半年ぐらい大変それぞれのマンション計画があることから、非常にご苦労されており、非常に負担が大きいということをお聞きしておりますし、そういうことからこの間の議会でも尋ねられたことですが、まちづくりの中からそういう見直しすることはないかということでございます。

建設部の方では、緊急にこの開発指導要綱、そういうものを先ほど言いましたように、特に5条関係を今見直しております。

内容は、それこそ自治会の会長さんとして区長さんおられますし、行政区の会長としても位置づけされておりますことから、やっぱり区長さんには何らかの形で知っていただかねばならないというようなことで、そこのところはきちっと業者から説明し、なおかつ近隣住民の方については、早くどういうものがいつごろどこが建てるのかというものをお知らせするというようなことも、今見直しに考えております。

そして、今までは区長さんの方が区として、意見書として押されたその意見書、こういうものが非常に判を押すことで非常に認めたというようなふうに業者からとられるということで、反対と書いても区長印を押すことによって、もう区長の印はもらったというような考え方が多ございますので、見直しの中で今度施工業者の方から、ある程度詳しくこういう内容で質問があったことにこう答えたとかという、そういうものを今度きちっといただくと。それで、その内容についても一部区長さんの方にお渡しするというで、そういうふうに変えていこうかなというふうに思っております。

できますれば、来年の4月については、そういう形でスタートしたいということで、1月ぐらいに区長さん全員の方にそういう内容、見直しの経過をお話ししたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今回の水城の件にかかわらず、五条西ですかね、区長さんが今年やめたという実情もあります。これはやっぱり何か開発工事をする際に余り区長さんに対しての負担が大きいっていうのと、やはりその手続上が、どうも市が住民と業者の間の問題を避けたいっていうその姿勢があるのじゃないかという気がするんですけども、開発行為等整備要綱の第20条に、この要綱を遵守しない事業者に対し、市長は遵守するよう指導または勧告するものとありますが、明らかに業者は違反しているのではないかと思います。

この件で、業者に対して市は何らかの対応を求めていく予定はあるのでしょうか。

それと、既に建物は完成し営業を開始しておりますが、要綱を重視してなかったことは事実であり、近隣住民の感情を推しはかれば、市は住民に対しても誠意を見せるべきだと思います。この件に関して市長のご見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいまの開発行為の諸手続の問題で、行政区長あるいは市との間での整合性といいたいでしょうか、その問題だと思います。今お尋ねの点につきましても、今後そういった市の主体性を持ってこの開発行為等についても諸手続が行っていけるように、そのように取り計らっていきたいというふうに思っています。以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 開発行為等整備要綱には市長っていうふうになってましたけども、今市長のお答えじゃなくて助役がお答えいただいたんですけども、今回の問題は、行政区とその自治会っていう問題点も出てきますし、それとやはり市の建設に係る手続の進め方に多くの問題点を抱えているのではないかと思うんですよね。それを、問題点を抱えながら何も対応しようとしな、そのことに対して住民は市に対していろんな不満を言うんですが、もう、例えば今回は民間でしたけども、県の確認申請おりてますってということで、もうそれは済んだことだからってということで、市の側はその問題をもう全く相手にしないようなところもあるんですよね。

それと、今回感じましたのは、業者の方も、やはりちょっと業者っていうのは社会的責任もあるわけですから、もう少し住民に対してきちんとした対応をとらなければいけないと思います。ですから、今回の問題は、市にも業者も、どちらも市民に対する配慮が欠けていたのではないかと思います。

それで、このようなグループホームはやはり近隣の住民との交流ということを目的につくられておりまして、やはり近隣の住民の理解がないことには、営業もできないと思いますが、皆様もご存じかもわかりませんが、今水城の方のグループホームが建ってる近隣には大きな立て看板が張られてます。それに対してやはりグループホームに入ってます入所者の方とはとても、入所者の方ちょっと軽度の痴呆がありますのでわからないかわかりませんが、とてもずっと見るのは私も残念に思いますし、それと今後区長が作成することになっている施工意見書についてですね、一部の役員のみ判断だけで提出しないように見直しを図るってことになっているってことをお答えいただきましたけども、もう一度、再度お尋ねいたしますけども、業者に対して何らかの対応は検討されないんでしょうか。明らかにこれはもう手続上の過失だと思うんですけども、このままではどうしても市民の方の怒りはおさまらないと思います。

それで、もう建ってしまったもので、もう今さら何も言えないってことじゃなくて、業者もこれからグループホームっていうのはやはりこれから高齢者社会においては不可欠なもの

でありますので、もう少し近隣の住民の方への配慮が必要じゃないかと思えますけど、これはそのような事業者に対する働きかけと、事業者と住民の間に立って何か市が動くっていうふうなことは考えられないんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 業者に対しての指導ということでございますけども、窓口で業者たくさん来られまして、それこそ職員が対応しているわけでございますが、できる限り市民の立場、あるいは来られた方の立場に立って対応をしているところでございますが、こういういろんなマンション関係でのトラブルございますので、十分にそのところは踏まえた中での指導ということは、再度職員にも申し伝えてございます。

ただ、これはあくまでも要綱ということで、市の方で法的な部分以外の部分を決めて指導しているわけでございます。もちろん業者の方もそのことはわかって、今回の場合についても、十分じゃなかったと思われましても、再度足を運んで皆さんのところに説明に行っております。

業者の方にも、この指導要綱というのは一定根づいておりますから、全然しないというようなことはございません。市の方としては、業者の方に誠心誠意地元で説明をしてくださいという指導、そういう部分しかできないというふうに理解いたしております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今回の建設に当たってこのような問題が発生したことによりまして、その業者がグループホームを運営するために県の介護保険課に申請を行った際に、近隣とのトラブルがあるということで、もう少し近隣住民の理解を得る努力をなささいという指導をされております。それが8月5日に行ってまして、その翌日から業者は毎日毎日近隣の住民宅を回っております。その後、申請が通った後、全く対応が一変させて、市民に対しても態度を硬化させております。このように、これは市の責任ではもちろんなくて、業者の責任でもあるわけなんですけども、やはり業者と市民の間に立つ市はもう少し法的な手続にのっとって進めていくって言いながら、その手続の方法にもやはり課題が残りますし、もう少し誠意ある対応を持って行ってほしいと思います。

私、近隣の方の声を聞いたんですけども、今グループホームで入所されている老人の方が住宅地を散歩しているそうです。そのときに、自分たちは優しい気持ちを持って接しなければいけないのに、どうしてもそういう気持ちになれませんかって言ってありました。本当に複雑でつらい思いをあらわした言葉だと思います。

今後建物の建設に当たっては、法的にクリアできたとしても、やはり最大限住民感情に理解をし、誠意ある対応をお願いしたいと思います。また、この問題は、太宰府市の住環境や今後のまちづくりについて、長期的な視野に立った地域に合った計画などやはり進めていく必要があると思っておりますので、今後の太宰府市の住環境を守るためにも、もう少し具体的な施策を早急に検討していただきたいと思って、この質問は終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） お尋ねの本市の職員採用につきましては、昭和50年度が10名のうち女性4名で40%、それから昭和60年度は16名の採用のうち女性4名で25%、本年度16年度は7名の採用のうち女性3名で42.9%となっております。現在の市全体の職員は383名でございますが、このうち女性職員は114名でございますので、比率といたしましては29.8%となっております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今、採用状況をお尋ねいたしました。私が思っているより少し女性への採用が多かったかなという印象を感じたんですけど、今現在太宰府市の中で、部長職級の女性が合計13名いる中で女性が1人、7.7%です。それで、課長職級の女性が41人いる中で女性4人で9.8%。この数字は単に女性の能力がなかったということではなくて、採用のときのやはりスタートのときにそんなハンディがあったってことだと思います。

それで、現在市議会では、20名のうちに女性が4人おりますので20%ですね。それと、ちなみに今さっきの質問にも出ましたけども、区長が行政区44区ある中でただ1人もおりません。それと、審議会においては、今市が一生懸命女性の審議会を登用しようっていうことでかなりの数字、20%から30%ということで進んでいるのではないかと思います。

このように、男性と女性といたない中でやはり両方の意見を採用していくためには、その数をいろんな部分で積極的に採用し、もちろん積極的に採用するからってということで、能力がない人をあれるのではなく、やっぱりきちんとその機会を与えるっていうことを市も積極的に推進していただきたいと思います。

それと、今市役所内で男女共同参画プランに基づいて具体的にどのような取り組みがなされているのかお尋ねいたします。

私市の職員のアンケート調査の中でも、職場における上司の職員からのセクシュアルハラスメント、セクハラだったりとか、まだまだ男性職員の意識がどうしても遅れているんじゃないかっていうアンケートの結果を見たことがあります。このようなセクシュアルハラスメントとかDVでもそうなんですけども、加害者の方は何の意識もなく、実は被害を受ける側の女性がすごく精神的なダメージが大きく、また口に出せずにすごく悩んでるっていうことが多いんですね。

最近大きく問題になりました福岡の球団の社長の職場内での常態化したセクハラでは大きな社会問題になりましたけども、ここでそのようなことを含めて市ではどのように男女共同参画が全庁的に取り組まれているか、そのあたりをお尋ねしたいんですけど。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今のは職場、太宰府市の職場の中でということですね。

アンケート調査でセクハラがあるというお話でしたけども、平成13年の3月に太宰府市の職員に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する規定っていうのを設けております。その

前に、やはり今おっしゃったように、職員に対するそういう実態があるかどうかということも、実態調査で調べた上で、そういうふうな傾向も見られるようでしたので、その規定を設けて防止をしようという形で、今考えて実施をしております。

その中で、やはり加害者より被害者の精神的負担が大きいということでございますので、それらに対する被害を受けたときの救済措置といえますか、相談ができるような形で、もう職を指定しまして、だれがそういう相談を受けるかという形をこの規定の中に盛り込んでおまして、その中でそういうふうな体制づくりを今しているところでございます。

それから、こういうなことも特に管理職の役割分担が大きゅうございますので、職員の研修、そういうことについても現在努めているところでございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 太宰府市役所は市内で一番の大きな事業所でありますので、男女共同参画社会の先頭に立って、意識の改革をやってほしいと思います。

ここで、太宰府市のドメスティック・バイオレンス、配偶者間の暴力についての数字をちょっと挙げてみたいと思うんですけども、これはちくし女性ホットラインといまして、4市1町でそういう女性の悩みを聞いているとこの数字なんですけども、去年の平成15年4月、太宰府市においてこのような問題の総数が64件ですね。その中でドメスティック・バイオレンスが22件、夫婦関係に関する相談が21件ですね。平成16年では11月までで全部で24件、ドメスティック・バイオレンスは10件になります。

それと、これは筑紫野署の方でも確認したんですけども、最近すごく増えてきたそうです、こういう相談が。それはやはり法ができましたね、DV法だとか。そういったことによって、皆さんが認知されることによってかなり増えてきてるっていうことでした。それで、筑紫野署の場合は、4市1町で対応しておりますので、太宰府市のみ集計はやっぱりませんが、平成14年では15件、平成15年では28件、平成16年では10月の時点で29件になっております。やはり、これは法が整備されないとこのように対応できないわけでありますから、法が整備されたことによってあらわれた数字だと思います。この数字について、どのような感想をお持ちか、これは部長にお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今申されましたDVの関係でございますが、ご質問のとおり新たに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律というのが、本年12月から改正されたものが施行をされております。

それで、先ほどから数字を申されましたちくし女性ホットラインでの相談内容につきましても、増えてきておるとい分につきましても、先ほどお話ありましたように、法が施行されてそれに基づくとそのそれぞれの意識の中でそうした部分が進んできた結果として数字が上がってきたのかなというふうに思っています。市を挙げて、こういうふうな部分が一日も早くゼロになりますような形に手だてをとるにはどうしたらいいかというのは、今後十分検討すべき

課題であるというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） これは、今部長もお答えになったように、明らかに法が整備されたから皆さんがそれで訴えてくるっていうふうなことの結果だと思います。

それで、一応DV法の方を離れまして、少子化に関することで、男女共同参画の観点から調査した市の調査があるんですけども、その中で、これは平成14年3月に男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査の報告書の中なんですけど、その中のトップが57%で男女がともに働き続けられるための条件整備ですね。その次が高齢者や身体障害者の介護者への支援施策を充実する、審議会などへの行政の施策、方針を決定する場に女性の参加を増やすというふうになっております。この結果を見てみても、太宰府市においても、子育て支援の観点からも、この男女共同参画の条例制定は、緊急かつ重要課題であるのではないかと思います。

そこで、今日私一般質問の資料として福岡県内の男女共同参画推進条例の評価表をお手元に出してると思うんですけども、これは太宰府市は95点、Aランクで、この見る限りではトップとなっております。これ採点分の要素はいろいろありますけども、一番大きいのは救済措置を設けたことですね。法が整備されても救済制度がないことには法は実効的に運用されません。ですから、やはりこういうふうなことで95点っていう点数がついておりますが、この高得点についてどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 本年の11月12日の各紙の新聞で自治体の男女共同参画推進条例という部分が報道されましたのでご質問かと思いますが、その中では県内の自治体が制定している男女共同参画推進条例について、市民団体「実効性のある男女共同参画推進条例をつくり生かす会」は、11日、独自の基準で評価したランキングを発表したということになっております。評価は、制定済みの14市町の条例について斎藤文男九大名誉教授に依頼したという形になっております。

それで、今片井議員の方から出ました太宰府市につきましては、中間答申取りまとめの条例の案でございまして、同じく飯塚市、あるいは那珂川町につきましては現在いろんなそうした案がそれぞれ審議会等で議論をされてるということでございます。そうした評価がされたということは承知をしております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今皆様ご存じのように、子育ての現場は大変混乱しておりまして、子どもの虐待それとか今10代による性感染症、エイズなどがかなり多発しております。この問題も含めて、やっぱり子育てのことを母親だけに押しつけるっていうか、母親一人に責任を与えていくのは本当にもう対応できないのではないかと思います。子育ては、例えばよく女性が働いているから子どもが悪くなるとか、何かあったときには必ずそういうふうなことを聞かれま

すけども、そうではなくて、やはり子育てっていうのを社会全体で育てていく必要があると思うんですけども、そのようなことを市長はもう既に感じられて、太宰府市にも条例を制定しようっていう必要性を感じたと思いますが、筑紫地区のトップを切って条例が制定される予定になっておりますので、大変期待しておりますけど、この件について市長の見解をお尋ねしたいんですけども。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま男女共同参画の問題につきましてのご質問でございますが、ご承知のように、本市におきましては、平成15年3月に第1期の男女共同参画審議会を設置いたしまして、男女共同参画プランを作成いたしております。それに従いまして、現在本市におきましては人権、福祉、教育、労働、あるいは地域活動、まちづくり等々につきまして、この考えに基本的な行政課題に取り組んでおります。

しかしながら、なお、さらに男女共同参画社会基本法が平成11年6月に制定されております。それを受けまして、自治体としては行政施策全般につきましてこの男女共同参画の視点に立った施策を進めるということでございます。

また、ご指摘の本市におきます条例制定でございますが、ただいま男女共同参画のための審議会におきまして中間答申を受けまして、さらにその答申を受けました中で条例案を作成していくわけでございます。したがって、男女共同参画の形成を阻害するような要因を實際なくしていくというようなその基本理念は正しく持ちながら、答申を受けて具体的な形で取り組んでいきたい、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この男女共同参画審議会が条例の中間答申を出しましてから意見聴取会を2回行っております。その2回に私も参加させていただきまして、それと中間取りまとめに関する市民からの意見がきておりまして、その中で市内が71人、市外が50人っていうことで、実は市外の方の参加者が多いんですね。市外の方が太宰府の男女共同参画に、それほど条例の制定に興味があるのか、ちょっと私にはわかりませんでしたけども、ただ、私が聞いた印象では、市外の方は反対の意見がかなり多かったように感じます。これは私の私見です。

ただ、この審議会の答申ができて意見聴取会をやっておりますけども、一般市民がこの男女共同参画の条例ができることさえ知らないっていう市民が多いのが現状で、今えっ男女参画の条例ってどんなのっていったって、皆さんが現実一生懸命勉強している最中でもあるんですね。ですから、ぜひ条例をつくるのであれば、もっと市民の側に、こういう条例ができて、これはこうですってわかるような説明といいますか、そういうことを市は具体的に進めていきたいと思っておりますけども、もうこれからの流れとしましては、中間答申が出ましてから来年の3月に条例案が議会の方に提案される予定になっておりますけども、その間何か市としての市民に知らせる、広報するとかそういうことはお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど市長の方から答弁させていただきましたように、予定では12月20日に答申をいただく予定にしております。その際、審議会の委員の皆さんともいろんなご意見も聞くようにしとりますので、そうした意見を参考にしながら、その答申をどう市として進めていくのかというような十分内部でも協議をさせていただきながら進めさせていただこうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 条例っていうのは、市の憲法でもあり、このまちを太宰府をどのようにつくっていくかという大きな指針になると思います。ですから、この条例がどのようなものができるかっていうのは、やはり皆さんとても興味深く見ていると思います。太宰府市の良識が問われるのではないかと思います。

男女が平等で、お互いの人権を尊重し、男女共同参画社会の実現をしていくことは、子どもや障害者、高齢者にとっても住みやすいまちになるはずだと、私は確信しております。来年裁定される条例が、実効性あるものになるように、やはり市長にはご英断をしていただきまして、皆さんに誇れる条例をつくっていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9 番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔9 番 大田勝義議員 登壇〕

9 番（大田勝義議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 点目は、まちづくりについて質問をいたします。区画整理の状況とも関係してきますが、9 月議会で西校区の一部が住居表示されることが提案されました。今地元説明会がそれぞれの地域でなされておりますが、住民に対しての説明は十分になされているのでしょうか。いろいろところで耳にしますが、自分のところは何という町名になるんでしょうかと非常に不安に思っていられる方がたくさんおられます。一方的な説明ばかりで話をよく聞いてくれない、意見を言うとそれはだめ、あれはだめと言われ、不満が充満して夜もろくろく寝れませんか訴えられます。今どのような説明がされているのか、住民の方々のご意見はどうなのか、また今後の進め方はどのようにされるのか伺います。

次に、佐野区画整理事業について質問をいたします。まず、今までの流れの経緯を説明させ

ていただき本題に入りますが、この事業は昭和58年より地元説明会が始まり、昭和60年11月30日に都市計画の決定がなされました。そして、昭和61年7月14日に許可がありました。昭和63年より本格的に工事に入り、施工面積96.7ha、平均減歩率27.15%、総工費97億円、期間は昭和61年より平成7年までの10年間で完成ということで計画されました。その後、バブルの崩壊など社会状況の大きな変化や地元交渉の遅延などにより計画どおり進まず、平成11年工期の変更が示され、平成17年度完了、平成18年度清算と議会に報告がありました。そして、昨年12月現在での進捗状況は89%、総工費も約211億円の膨れ上がっています。

そこでお聞きしますが、現在の進捗状況と総工費は幾らになっているのか伺います。工期も残すところ1年余りとなりましたが、平成17年度完了、平成18年度清算というのは間違いのないのか。なお、遅れるようであれば県、国に対しての今後の手続なり報告はどうか、また地権者への周知は必要と思われるが、どのようにされるのか、あわせてお答えください。

2点目は、小・中学生の犯罪についての学校評議員のかかわり方についてでございます。これは平成12年度の9月議会で一般質問しました。内容は平成10年9月、今後の地方教育行政のあり方について、中教審答申で学校をより一層開かれたものにするために、地域住民の学校運営への参画ができるようになり、学校評議員の設置が提言されました。これは少年少女が事件に巻き込まれたり、事件を起こすケースが多くなり、毎日のように新聞、テレビで報道されて深刻になっています。最近の非行は、家庭のしつけ、学校のあり方、地域における連帯感の希薄化、少年少女を取り巻く環境の悪化など複雑な要因が絡み合って発生しており、学校、家庭、地域が一丸となって取り組んでいく必要があると思われます。このようなことから、今や地域の学校へのかかわり方が大変重要になってきています。

そこで今回質問させていただくわけですが、今何校に設置され、何名の方がなられているのか。また、人選はどのように決められているのか、そしてどのような話し合いが持たれているのか伺います。あとは自席にて伺います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 佐野地区の住居の表示整備事業につきまして、同地区の区画整理事業の完了に伴う換地処分と同時施工で実施するとの方針から、先般の9月議会におきまして、その区域と方法の議決をいただき、10月16日から11月27日までの40日間に市主催の住民説明会を3回、行政区主催の説明会を2回開催し、全体で区域内市民延べ299名のご参加をいただき、事業への理解と協力を得る努力を重ねております。何分全体面積が通常実施分の1.5倍に及びますことから、数か所調整を要する地域も発生しておりますが、市条例及び実施基準を事業の指針とし、地域コミュニティ形成の基盤事業として、円滑な事業の完成を目指しているところでございます。具体的な新しいまちの区画や町名につきましては、それぞれ行政区の代表で組織されております地元合同役員会において、現在4回の協議が持たれ検討中であり、本年度中には最終案の策定にこぎつけたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、佐野区画整理事業、これが予定どおり完了するかということ  
でございます。ご回答申し上げます。

佐野土地区画整理事業は、昭和61年7月14日付で事業認可を受け、18年が経過いたしてある  
ところでございます。事業の進捗状況を述べますと、平成16年度までには全体施工面積96.9ha  
のうち94%、91haを整備完了する予定でございます。総事業費につきましては、現時点では  
211億5,100万円のままということで考えております。今後のスケジュールといたしましては、  
平成17年度に工事の施工完了、平成18年度に換地計画縦覧などから、換地処分の事務を予定い  
たしているところでございます。

なお、清算金は換地処分後の平成19年度からの事務となります。今後とも事業の財源確保を  
図るため計画的な保留地処分を進め、地元関係者の協力を得ながら平成18年度の事業完了に向  
けて努力してまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） まず、住居表示の件から入らせていただきますが、太宰府市住居表示実  
施基準要綱というのがあります、これによって地域で説明会がなされているわけです。そこ  
で、今現在ですね、幾つかの問題点はあるがというふうなことを言ってありましたけれども、  
その問題点に触れたいと思いますが、一応3件あるんですね、その問題点というのがですね。  
まずですね、つつじヶ丘の高い擁壁がございますけれども、その下に938番台ですね、ここに  
十数件あります。この方々というのは、今現在つつじヶ丘の方々と一緒になっているわけす  
けれども、役所の方の説明ではですね、道路境で変更したいというふうな希望を持ってあるん  
です。と言いますのもね、まちの境界というのの区分の仕方があるわけですけれども、この基  
準要綱の第3条のですね、この中にですね、まちの境界は道路、河川、水路、鉄道、その他恒  
久的な施設等をもって定め、境界線は原則として南北線の場合は西側、東西線の場合は南側の  
側線とするというふうなことでうたってあるわけですね。それでこの場合は、道ないしは川  
で分けられることができるわけですけれども、結局地元の方々としましてはですね、大佐野川  
が真ん中に通ってるもんですから、大佐野川で分けますと、さっき言いました十数件というの  
は、上側のつつじヶ丘の方々と一緒にですね、同じ街区で生活されるというふうなことで  
ね。特に、この方々が非常に反対が強くですね、今までどおりの生活がしたいというふうな  
ことで、ぜひともつつじヶ丘の街区に入れてほしいと、まあこのようなことを言ったりです  
ね、それからですね、もう一つでございますけれども、佐野近隣公園の先になります、ここ  
は向佐野の242番台になりますけれども、ここが長浦台と背中合わせになっている部分なん  
ですよ。ここは、現在向佐野なんですけれども、場合によっては長浦台に一部ですけどね、入  
る可能性があるというふうなことで、だからこれに関しても非常に猛反対なさっているわけ  
ですね。と言いますのも、この人たちの生活といたしましては、玄関先はひまわり台側を向いてい

るわけですね。だから、ひまわり台側の道路において、そしてご近所の方とあいさつしながら生活、だから背中側というのは非常に高いところにありますから、長浦台側ということでほとんどおつき合いがないですね。だから、これをこの部分を長浦台に入れようというふうな市の方の考えのようでございます。そこで、向こう三軒両隣という言葉があるとおり、おつき合いというのはやはりその辺が一番大事じゃなかろうかという気がしております。先ほどの境界の件ですけれども、先ほど言いましたように、道路、河川、水路、鉄道というようなことで、この背中合わせの境目というのは、この中に入っていないですね。その辺から道路境ということで決めてあるのかもわかりませんが、これに対しての地元の方々大変反対なさっています。

それともう一つですね、これは実施要綱の5条の4なんですけれども、これにいきますとまちの名称ということでありますけれども、まちの名称として町名をつける場合においては、市役所に最も近いところを起点とし、その数はおおむね五から六丁目を程度とするというふうなことを市の方はここに書いてあるわけですね。だから、市の方もそれに合わせようと考えてありますけれども、地元の区長さんなり、地元の役員さんたちから言わせますと、ちょうど下から市役所に近い方から大佐野川がずっと上がっていきますと、つつじヶ丘の一番上がですね、六から七になりそうな感じですね。だから、市としてはそこを七じゃなくて別の町名をしたいというふうな話をしてあるようです。これについてもですね、非常に反対が多いわけですね。太宰府だけじゃなくてほかのを見ますとですね、十丁目とか十一丁目とかついているとたくさんあるわけです。なぜここで六丁目、おおむねということがありますけれども、七丁目ということにしなくて六丁目にこだわっているのか、その辺がちょっと私は質問させていただきたいと思いますが、その2点でどなたかお答えいただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在おっしゃられておりますことにつきましては、十分に承知をしております。そういうことで、議員さんが言われているのは、市民の要望は生かされるのかというようなお話だろうというふうに思います。ご案内のとおり、住居表示事業は国の住居表示に関する法律、施行規則、さらには催促をされました実施基準に基づき実施することとなっております。このことから、本市におきましても昭和58年に太宰府市住居表示に関する条例、同施行規則実施基準要綱を定め、将来ともわかりやすく混乱しない住所のあらわし方を事業の本旨とし、随時区域を拡大しております。事業の実施に際しましては、より多くの区域内の市民の声を事業に反映させるべく、地元役員会、今6区ございますが、6区の役員、区長さんほか2名ですが、1区だけが2名になつとりますが、組織しております。ただし、新しいまちは道路、架線、軌道など恒久的施設をもって区画する。まちの名称に町名を付する場合は先ほど申されましたが、おおむね五ないし六丁目にとどめる。まちの中の街区は3,000㎡から5,000㎡とするなどの物理的な条件が定められております。どうしても現在の行政区界どおりに新しいまちが区画できない、由緒ある親しまれた地名、区域をそのまま新しいまちの区域に取り入れら

れないという問題が発生するわけでございまして、毎回多少ならず市民の苦情が寄せられます。今回の区域におきましても、新しいまちの区画は、町名の決定に至りますまでには相当の調整といたしますが、事業趣旨をご理解いただいて協議が必要になるかと推測されるわけでございます。今後はそうした出ておりましたもろもろの意見につきましては、地元合同役員会で十分にご審議をいただきまして、そして審議会の中で議論いただき、最終的には議会の議決をいただくという形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） ぜひ審議会ですね、話をしっかり聞いていただいてですね、市民の方に反映していただきたいなと思っておりますが、要綱というのはですね、確かに基礎になるものですから、これに沿っていくというのは確かに大事なことであろうと思っております。ただですね、もっと大事なのは、そこに住んである方の生活権なんですよ。今まで生活してる方が、それによって環境がある意味では悪くなるというふうなこと、住み心地が悪くなるということ、人間関係が悪くなるというふうなこと、これだけは避けなければならないと思うんですね。そういった意味では、ぜひともそこに住んである方、特にこういう場合によく問題になるのが、その境目境目なんですよ。この境目によって、この境目の方がどちらに編入されるかによってですね、先ほど言いましたように生活権が変わるということはたくさんありますからね、ぜひともその辺はですね、そこにおられる住民の方の意見をしっかり聞いていただいて、そしてまた審議会の方々の意見を聞いていただいて、そしてやっていただきたいなと、そのように思っているところです。

それで、今ですね、私大佐野が非常に最近発展しましたよね、見てのとおり。それで、これもやはり県道5号線、旧5号線になりますけども、今34号線と言われてますけども、これが井尻からずっと二日市の方に抜けることによって、大佐野が大変発展しました。それになおかつ発展したのは、やはり区画整理のおかげなんですよ。それで、今非常にこの大佐野に対してですね、注目を浴びてるんですよ。というのは、若い方々が大佐野に住みたいというふうなことをたくさん持ってあるんですね。ここがですね、ほかの地域に比べるとやっぱり区画整理やった関係で、坪単価が非常に高いんですよ。大体27万円から26万円程度するんですよ。だから、ほかの地域だったらもっともっと非常に今下がってますのでね、安いところはたくさんあるかと思えますけども、けどやはりここでいろいろ商売なさってる方なんかから話を聞きますとですね、広い公園がある、また道路が非常に広くて6m、そしてだんだん家が建ってきましたものですから、おしゃれな家がだんだん建ち込んできた。そして、小学校、中学校にも近い、買い物に行くにも非常に便利だ、そういうふうな非常な交通条件がそろってるわけですよ。だから、言われるには値段もそうですけども、環境も一緒に買ってください、そういうふうなこっちは商売なさってる方、言ってるんですね。そういうふうなことで、非常にこの大佐野というのは今注目されてるんです。私がですね、私のおふくろの話しちゃ何ですけど

も、私のおふくろが昔言ってたんですよ。大佐野というのは田んぼばかりで何もなかった。私のうちから水城小学校なり学業院中学校までがすたっと抜いてたんですね。間にJRの鹿児島線がありますけども、それくらいですね、何もなかったんです。だからよくおふくろが言っていましたけども、大佐野に嫁に行くか、ダラの木に登るかと言われた時代が昔はあったと、そういうことをですね、言ってたんです。ところが、今は物すごく変わりましたね、非常に大佐野というのはブランド化してるんですよ。だから、本当にいいイメージを持っています。だから、そこで一番大事なのは住居表示の問題だろうと思いますね。だから、皆さん方は大佐野でいいんじゃないかと。いろいろここに名前も上がるかもわかりませんが大佐野でいいんじゃないか。そして、一丁目から七丁目までつけてくれればこれが一番すきっとするんじゃないかと、そのように言ってます。それで、助役にちょっとお聞きしたいんですけどね、花屋敷に大きな大通りができましたわね、大きな両方に歩道ができて広い道ができて、ケヤキがあつてですね、非常にいい、だからここは高級なイメージがあるんですけども、区画整理ちょうどなされたときにですね、この地域は高級なイメージで作り上げる住宅じゃということと言われましたよね。そういうふうな形でですね、非常にこの名前っていうのも大事なものであろうかと思いますが、その辺の区画整理を最初思い立たれたとき、そしてどんなまちづくりに持っていくかという思いがあるかと思いますが、その辺をちょっと聞かせていただけたらと思っております。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 住居表示、まちづくりをする上においては、この住居表示は必要な事項の一つだというふうに思ってます。それも、今大田議員のご指摘のように、私は基本的に今まで学んでおりますのは、法にかなない、やはり利にかなない、情にかなうというふうな形の中で、やはりこの住民の皆さん方の意向を酌み、そして今までのそれぞれの伝統、文化、その地域の流れ、今日までの経過がございます。そういったところを含んで、やはり行政を繁栄させるべきだというふうに思っております。今佐野地域については、非常に爆発的によくなっておりますけれども、これは市域全体に広めていく必要があるというふうに思っております。そういった状況でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思ってます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） ありがとうございます。住居表示の件につきましてはですね、やはり地元、そこに今直面してある住民の方々の方々の意見をですね、聞いていただいて、非常に便利になるように、不便利にならないように対応していただきたいと思っております。

それで、次に入らせていただきますが、佐野区画整理についてということで再質問します。区画整理の中でですね、非常にあと残っている地域というのが幾つかございますけれども、よろしかったらその場所を示していただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） あと平成16年、今平成16年でございまして、平成17年までに事業を完了

するということで、現在工事を行っておりますのは、先ほど申されました県道福岡・筑紫野線、通称5号線と、それからJRの線路の間、特に関屋・向佐野線の付近、そのこの両端を今4工区あるんですけども、そこをやっております。それから、一部大佐野のところでもまだ完了してないところが2か所ございますので、そこをやり遂げるということで先ほど申しました計画でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） その中のですね、大佐野の一部でございますけれども、地祿神社がありますよね、お宮がありますが、その下に今ちょうど工事なさっておりますが、現在ですね、民家が建築中でございます。これは基礎工事にちょうど入ったところでしょうか。そして、これがですね、完成してかなり大きな建物ですけどね、完成して、そして引っ越しなさる。そして、現在今住んである方の家を解体する。解体すれば当然その土地というのは非常に低いからですね、それを地上げして、やっぱり2mから3m近く地上げしなきゃならないでしょうね、地上げして、そして敷地をつくる。もちろんその横には道路がありますから、道路擁壁、これもやっぱり高さにして2mか3mのものをつけなきゃなりません。長さにして約200mぐらいありましょか。そしてもう一つですね、ちょうど今つくろうとしているその道路のところのちょうど道路にですね、別の民家が今あるんですよ、予定道路上に。そして、この道路上にある方というのは、先ほど言いましたところの家が引っ越しされて、そしてその後に入られるような状態になってるわけですね。そして、その道路上にある方はそういうことでそちらに引っ越しされて、そうすると自分の古家の解体をやると。解体やれば、それから道路をつくるというふうなことで、まあ1年ちょっとの間に2軒の家を建てなきゃなりませんよね。これも平地で建てるんじゃなくて、盛り土したり擁壁つくったりというふうなことがあるわけですよ。それで実質ですね、これがそういうことで1年ちょっとしかございませんけども、物理的に非常に無理じゃないかなという気がするんですよ。どのようなやり方でそこを完成させられようとしてるのか、お答えいただけませんか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今お尋ねのところ、先ほど大佐野の一部にまだ移転等するものが残っておるということでございまして、そのこのところにつきましては、それこそうちの区画整理課の職員がたびたび出てきて、計画どおり進めるということで説明をしております。また、そうしていただくように説得を続けております。どうしても工程的に無理であれば短縮する方法、先に一部を壊してそこに移転するような方向、そういうことも検討して、先ほど言いましたようにできるだけ期間どおりに圧縮して期間をするような方向で鋭意検討いたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） そのようにですね、なればいいんでしょうけども、いろいろ考え方持つてあるかもわかりませんのでね、なかなかその辺の調整が非常に今後大変だろうと思います。

ぜひとも期間内に、助役、非常に目を丸くしてから言われましたよね、当時。ぜひ助役の話を聞かせてください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 基本的に平成11年の総務部長をしておったときでございますけど、この全体的な市の実施計画を含めた全体的な見直しをそのときにかけたわけでございます。そのときに、この佐野土地区画整理事業については平成18年までには完了させるというふうなことを確かに明言いたしております。私どもはこれに向かって進んでおりますし、確実に完了をさせたいというふうに思っております。それにはやはり地元の皆さん方の協力というふうなものは、小異を残して大同につくというふうな視点というふうなものが必要だと。私どもが何ぼ頑張っても、そこにおられる地権者の方々が、エゴが出てきたりそういった形になれば完了は私どもの力だけではできない。私どもはあくまでも平成18年度完了に従って、事業については平成17年度に完了させると。それ以降については予算等についても組まないと、そういった視点の中で指示を今しておるところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 力強いお話でありがとうございます。ぜひそのようにですね、地元の方々に対する説得ですね、何度も足を運んでいただいて、いろいろご事情があるかもわかりませんが、ぜひともですね、説得して工期内に終わるというふうなことでやっていただきたいと思っております。それでは、この件については終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学校評議員制度につきましてご答弁申し上げます。

本市では平成13年度から導入をいたしまして、その目的につきましては、地域や社会に開かれた学校づくりを推進するため、学校長が保護者や地域の方々から広く意見を求め、その意見を参考にして学校運営に生かすものでございます。人選につきましては、幅広い分野から教育に関する理解及び識見を有する元PTA会長、元校長、大学教授、地域の区長、主任、児童員、補導連絡協議会会員など、学校や地域の実情に沿った方々を学校長が人選し、その推薦を受けて教育委員会が小・中学校全校に35人を委嘱いたしております。なお、評議員の任期は2年、定数は5人以内としておりますが、ほとんどの学校は3人の委員となっております。評議委員会の開催状況につきましては、学校行事等に合わせて各学期ごとに1回程度開催されており、その内容につきましては、学校の教育目標や教育活動に関すること、学校、家庭、地域との連携に関すること、その他校長が必要と認める事項等について、学校評議員の皆さんに意見を求めております。評議員としての研修は特に行っておりませんが、その経歴や所属先での経験等を活かしたご意見をいただいております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 学校評議員の制度の導入ということで、趣旨につきましてはですね、学校、家庭、地域が連帯協力しながら一体となって、子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に評議員を置くことができる。これにより、学校や地域の実情に応じて学校運営に関し、保護者、地域、住民の意向を把握、反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしていくことができるようにするというふうなことです。そして、そこで学校評議員というのは、学校のアドバイザーという性格を持っております。特色ある教育活動を推進する学校の組織の一部として位置づけられています。したがって、校長は学校評議員として委嘱された地域の有識者などから幅広い視点に立った意見や助言を参考にして、学校運営を推進することになりますというふうなことになっておるわけでございますけれども、今ですね、お話を聞きましたけれども、学期ごとに1回行われているというふうなことで、内容については教育目標とか地域のこととかいろんな話をしてあるというふうなことでございますけれども、選考につきましてもですね、どういふ方がなられてあるかっていうのも先ほど言われましたんでわかりましたが、私の冒頭の話の中でですね、やはり今現在非常に小・中学生を巻き込む犯罪が多いと。そういうふうな中で、もっとそちらの方の方の意見も必要でないかというふうなことを私は思っているわけです。そこでですね、今現在聞きましたけれども、5人の枠内で3人なさっていると。それも各学校大体同じようだとということでございますので、せめて5人の枠があるんでしたら5人いっぱいですね、つくっていただけたらと思っておりますけれども、それで少年にいろいろかかわりを持ってある少年補導員というような方がいらっしゃいますよね、警察署の方から委嘱されてる方なんですけれども、この方々というのはですね、地域での子どもたちの様子とか、いろんな犯罪がどのように発生しているとか、それから今暴走族がどういうふうな集まりになってるとか、そういったことを警察の方から逐一情報が入ってるわけですよ。もちろん、それは一緒に伴って行動してありますので、だからそういうふうな方々も含めて、そして子どもたちがですね、犯罪に巻き込まれないような方策としてですね、事前にキャッチして、そして対応すればというふうなことで私は思っておりますけれども、その辺のご意見はいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほど評議員に選定されているいろんな職種等話をしましたけれども、小・中学校とも共通して選定されている方は、区のいろんなお世話をしてあるような区長さんとか、また元PTA会長さんというような地域と、それから学校のつながりの多い方が1人選ばれているようでございます。それから、特に小学校につきましては、特色ある学校づくりというような側面から、教育の専門家とか、それから先生方への指導力のあるような方々が多いように感じます。それに対しまして中学校の方は、先ほどご指摘のありますような補導とか、民生委員の方とかそういう方々で、特に生徒指導等にいろいろ造詣の深い方を選任しているという傾向がございまして、今ご指摘されましたような事柄について、校長はいろんな指導の方法を含めまして地域の状況とか、また筑紫野管内の状況等の意見を聞きながら、生徒指導の対

応にできるだけ早目早目に手を打てるように、またPTAとかそれから各学校の補導のいろんな組織をつくっていただいておりますので、そういう方々のご協力をいただきながら当たっているのが現状でございます。それから、人数の件でございますけれども、会を持つことと、それから一人ひとりにそれぞれの専門的な分野で話を聞いております関係で、全部集まられても共通の話題になるということは先ほど申しましたように、学校の教育の目標とか学校の様子を話するときは共通の目標になりますけれども、個々の問題になってきますと、それぞれの専門の方に聞くということが大勢いますので、人数とか回数で3人ないし4人程度でおさまっているんじゃないかと思えます。一応規程では5人以内としているところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 私が申しましたのはですね、少年補導に関して非常にご理解がある方ですね、人選としていかがでしょうかということお話ししたんですけどね、その辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 一応ですね、校長の推薦を得て、そして教育委員会で任命をしておりますので、学校の状況、中学校は先ほど申しました状況でございますけれども、小学校につきましては、いろんな学校の状況、それから学校が重点を置いているような内容等で校長も判断しているんじゃないかと思えますので、一応それに沿って教育委員会も委嘱をしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） あのですね、昨日でしたでしょうか、私はある党の新聞をいただいてですね、見ましたんですけども、埼玉県の上田市というところでですね、全小学校に警備員を配置しておるんですね。と言いますのもですね、今非常にアメリカなんかはもちろん警備員置いてるんでしょうけども、非常に学校に不審者が入ったりとか、学校でのいろんな事件がありますよね、池田小学校の事件を見られてもわかるとおり、あれだけ無抵抗の子どもが集まる場所ですから、何かあればですね、非常に大量にいろんな命が奪われるわけですね。だから、ある意味で一番最も危険なところなんですよ。そういう意味でですね、警備会社から派遣された警備員を置いているんですね。それで、ここは子どもたちの登校が終わると校庭や校舎内を循環、下校を終える午後5時近くまで不審者や不審物に目を光らせていますと。警備員の存在に不審者が気づけば、学校には簡単に近寄らないというふうなことですね。それとですね、校長の意見としてですね、警備員の配置は制服姿の人が立っただけでも安心、とても心強い、保護者、教師に好評だそうです。そして、警備員の配置というのはいつからされたかという2002年からされてるわけですね。そして、11校ある学校に一人ずつ配置されているそうです。そしてこれは小学校の警備員の配置については、11年で年間2,900万円の費用がかかってますということで、こうした費用負担については教育委員会の方ではですね、教育は未来への

投資と考えています。安全確保はもちろんのこと、教育環境全般の整備向上に努めていますというふうなことでコメントが上がっております。直接学校評議員とは関係はございませんけれども、学校というのはそういうふうなことで非常にですね、これから特に問題が起きるような場所でもありますし、今後もひょっとしたらこういう警備員の配置もこれから考えていかなきゃならない時期もあるかと思えます。その辺をちょっと頭の中に置いていただいて、私の一般質問を終わらせたいと思えます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩に入ります。

休憩 午後0時01分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問をさせていただきます。

ため池の保全と開発について。ため池は、緑のダムと言われる森林よりわき出る水を蓄え、また大雨が降ったときにはその受け皿となり、下流への洪水を防ぎ、町中にあるため池の周辺は貴重な緑樹帯をなし、みなもには小鳥が舞い、いやしと潤いをもたらしております。干ばつ時には貴重な水源となり、田畑を潤してまいりました。このように、先人が残してくれた遺産を将来の市民が良好な自然環境を継承できるように、ため池の保全に努めるべきだと思いますが、市長はいかがお考えられますか。それから、ため池の保全について、現在市はどのような施策をとられておられるのかお伺いいたします。

次に、ため池の開発について。ため池は、保全されていくのが最善であります。社会情勢や諸般の事情によりやむなく開発されることがあります。そのため池の開発についてでございますが、林地の開発については、森林法第10条の2項に開発行為をしようとする者は都道府県の知事の許可を受けなければならないとあり、その中には1ha以上の開発ならば林地開発許可が必要である。また、池の埋め立てについては、福岡県土砂埋め立て等による災害の発生防止に関する条例で3,000㎡以上の場合、許可申請が必要とされております。山林の伐採については、森林法第10条の1項、区域内の立ち木を伐採するには、省令で定める事項を記載した伐採の届け出書を提出しなければならないと規定されております。

このように、関連する法律や県の条例はありますが、ため池自体の開発についての定めはないようであります。春日市においては、昭和60年6月に春日市ため池保全条例が公布されておりますが、本市においてはどのような施策がとられておられるのかお伺いいたします。

次に、吉ヶ浦池の埋立事業についてお伺いいたします。高雄六丁目の吉ヶ浦池で埋立事業が

行われようとしております。池の周辺の地目は山林、原野となっております。この全体の面積は4.2haであります。そのうち山林の面積は1.7ha、池約2ha、原野が約0.4haであります。この吉ヶ浦池での埋立事業においては、林地の開発面積が0.98haということで開発許可の対象となりません。ただし、0.6ha以上ありますので、県治山課へ林地開発事前協議書が提出されております。しかし、今言いましたように全体の面積からすると4.2haと区画整理事業にも匹敵する事業規模であります。この事業で本市に対し、山林の伐採については伐採作業が開始された後で地元市民の方よりの通報で作業がわかり、その後届け入れがなされ、始末書の提出がなされたと聞いておりますが、そのほかには本市への通知とか届けはなされたんでしょうか。樹木の伐採はどんどん進み、産業廃棄物が持ち込まれるのではないかとか、車、廃車を持ってくるのではないかといううわさが広がり、地元の方々はこの池はどうなるのだろうか、自分たちは池があり緑豊かなこの地を選んで移り住んできたが、自然環境が変わってしまい、小鳥の声も聞けなくなるなど環境の悪化を心配され、不安でおられます。市政とは、市民の生命と財産を守り、安心して快適な生活が送れるようにするものだと思いますが、個々の責任でやるものもありますが、この吉ヶ浦池のような事態は個人ではどうすることもできません。こんなときこそ行政が市民の不安を取り除いてやるべきではないでしょうか。その不安を取り除くために市はどのような取り組みをなされたのか目に見えませんが、そんな中、事業者による説明会が2回開催されております。事業者による事業内容の説明を要約しますと、池の半分ぐらいを残した後埋め立てする。埋め立てには那珂川町の新幹線用トンネル掘削で出る泥を持って来る。泥の量は8万9,000m³、10tダンプで1日に約40台で運ぶ。埋立工事期間は2年間、土砂の搬入路は県道から団地内の道路を使わせてもらうが、なるべく迷惑をかけないようにする。埋め立て完了後は2年ほどそのまま置いて、その後に住宅地として家を建てるといった内容の説明がありました。

これに対し、地元の皆様は下記のような懸念を表明されておられます。搬入される泥の安全性はどうか。搬入路は大丈夫か。団地内の道路は生活道路でもあるし、子どもたちの通学路にもなっているので、その安全性は確保できるのか。搬入専用の仮設道路をつくってほしい。搬入路については、業者の方から最初は6か所の搬入口を示してまいりましたが、どの道を通っても生活道路であり通学路となっていることから、高雄台区長さんのご尽力で、2回目の説明会では1か所に絞り込むようにすると発表がありました。日に40台ものダンプが通ればその振動や工事に伴う振動、粉じんによる家や塀など、また生活への被害は出ないか、被害が出た場合の補償はどうなるのか、埋め立てによる井戸水への影響はないのか、団地内の市道はダンプが通るのに十分な強度はあるのか、池には周辺の雨水などが流れ込んでいるけども、その水はどうなるのか。樹木を伐採した後のがけは大丈夫かなどを心配されておられますが、これらの点については市はどのように対応されるのか。また、以下の点についてもお伺いいたします。1、市はこの事業についていつごろお知りになりましたか。2、この事業について地元への説明は必要と思われましたか。3、この事業内容の情報は市へ直接伝わっているのでしょうか。

か。4、4.2haの開発でありますので、本市のまちづくりの観点からも何らかの指導、意見等事業者と話し合いがなされるべきではないかと思いますが、事業者と話し合いはなされたんでしょうか。なされたのであれば、その内容の説明をお願いいたします。5、市道、路面の損傷、埋設物、上水道管、下水道管、ガス管等への被害に対する補償、補修等についてはどのように考えておられるのか。

以上、お伺いいたします。再質問は自席にてさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、今お尋ねになりました、まずため池の市の保全対策ということ、それからため池での開発について市の対策はあるかというお尋ね、それから吉ヶ浦池の埋立事業についてお尋ねでございますので、通してご回答申し上げます。

まず、ため池の保全対策ということですが、現在市が把握しております市内のため池数は67か所でございます。ため池は、農業用水として、また大雨災害時の調整池として重要な施設でございます。近年、ため池が老朽化し、管理も十分なされていないため雑草等が生い茂り、周辺環境の阻害要因になっているところもございますが、ため池は貴重なオープンスペースでございます。場所によっては周辺住民の散策路等憩いの場となっているところもあるようございます。市といたしましても、ため池の保全と管理条例の制定とを検討しなければならないと考えているところでございますが、地元との調整、水利権の問題等多々ございますので、まだ十分な保全対策をしきれていないのが現状でございます。

次に、ため池の開発ということですが、特段の市の規定、そういうのはございません。

最後に吉ヶ浦池についてですが、まず伐採届のほか本市への通知届はなされているかとの質問ですが、伐採届以外は提出されておりません。

最後にお尋ねの1から5についてでございます。1について、いつごろお知りになったかということですが、9月中旬ごろ住民の方から連絡がございまして、そこで伐採の届けがあったところでございます。そこで伐採の場所が森林区域に指定していることから、伐採届の提出を指導いたしたところでございます。2についてということで、地元への説明は必要かということですが、事業のいろんな安全面、環境面から業者からの事業内容についての地元説明は必要と考えておるところでございます。今2回ほどされたということでございます。それから、この情報は市へ直接伝わっているのかということですが、業者から市の方に来ていただきまして、お話を聞いたところでございます。それから、大変な広さを埋め立てするというので、まちづくりの観点から業者と話し合いされたかということですが、現在のところ業者にお尋ねしましたら、建築を伴う開発、こういう計画はないということでございますので、まちづくりに対する、開発に関する協議はいたしておりません。

最後に、市道への被害、補修、補償、そういうことについてどう考えておるかということでございますが、業者の方も安全を期してすることと思いますが、もしそういう部分が原因で被

害が出たということであれば、当然原因者の負担と、そういうふうになると考えているとでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 開発のところですね、結局この場合は林地開発ということで1ha未満ということで、そういう開発の関係に対する届け出は出さなくてもいいということで仕事が進められているようでございますが、そして今も部長の方から説明ありましたように、建築に伴う開発じゃないんで、そういうことについても届けはないということでございますけども、業者の方は将来は家を建てたいと、宅地として開発したいということ言ってるんですね、ここら辺は本市の開発指導要綱に若干抵触してくるんじゃないかと思えますけど、ここら辺については部長いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今のところ担当の職員が、そういう業者さんから聞いたところでは特段今のところそういう計画はないということでございますので、先ほど言ったようなところでの回答をいたしました。もしそういう開発行為の予定があるというようなことでございますと、もう1,000㎡以上ということでございますので、その要綱の適用基準に該当いたしますので、そういう指導は協議するものはしてまいりたいと、そういうふうにしてございまして。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 業者の方は、将来家を建てたいというようなことでやっておりますけども、それと説明会ではですね、結局将来は家を建てるということですね、はっきり明言しておりますんでですね、そこら辺はもう一度ですね、業者の方に確認していただくと。それと、埋立許可の申請書が出されてると思えますけども、これについては市の方は何らかの情報を持っておられますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 一つの基準として、県の災害防止に関するその埋立条例、そういう法はあるということで、県の方は一定の基準、そういう中から許可をされるというふうでございますので、市の方も県の方等に問い合わせしてですね、そういう市の方からのお願い、そういうものが聞いていただけるのかどうか、そういうところも含めて県等にもお尋ねしてる状況でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そしたら今のところはまだ埋め立てに関する許可申請についてのそういう内容については、まだ市の方は入手されていないということですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 一応議員さんの方の質問通告書で、相当の立米数を運ぶというようなこ

とでございますので、私の方も県に問い合わせし、また情報の中から新幹線の中での山を削って、それを埋め立てるといふことでございますので、行政独立法人のその事業主の方に問い合わせして、具体的に正確な内容をお聞きして、先ほど言われましたようなところ、安全面とかそういう分についても詳しくお尋ねしたいといふことございまして、その協議を直ちに内容、そういうものをお尋ねしたいと、そういうふうを考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 埋め立てに関する許可申請書の中にはですね、結局利用目的、何のためにそこを埋め立てにするかとか、それから先ほども質問に入れておりましたけども、池の周辺から池に雨水等が流れてきます。これは大量の水が入ってくるんですけども、これらの処理についてもですね、その申請書の中ですね、ある程度書かれているんじゃないかと、私も専門的にその申請書の中身を見たこともありませんのでわかりませんが、そこら辺の対策はですね、多分その申請書の中にですね、書いてあると思うんですけど、これは早急でですね、やはり申請書の情報をですね、市の方で把握されて、そしてやはりこの池に対する開発がですね、どのような内容でどのような目的を持ってやってるのかと。ただ新幹線の泥を持ってきてそこに埋めるだけといふことでは、これは事業にはならないと思いますので、結局この池を埋め立てて何に使うかと、そこで使うところで収益を上げるといふことがあると思いますので、必ず事業者は何らかのその目的を持ってやってると思うんですけども、ここら辺についてはどのぐらいの情報をお持ちですか。もしあったらお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 私も現地に何回か行きまして、今の状況を見てきております。確かにおっしゃいますように流れ込みの問題ですね、これは団地の中、高雄台区ですか、その中のところに幾つか流れ込みがございますので、そのところをどう埋め立ての中で計画されてるのか、そのところはまだ担当に詳しく聞くようにということでの指導をいたしております。先ほど言いましたように、もうその目的といひますのは、今のところ私どもが情報を得ている部分についてはその池を埋め立てるといふことしか情報を得ておりません。何のために、開発とかそういう部分についてはまだ詳しく得ておりませんので、得ました段階でまた新たなそういう対策、協議、そういうものを行っていかねばならないといふ、そういうふうにおもっております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 那珂川のトンネルの掘削の泥を持ってくるといふことで一応説明会ではあっておりますけども、やはり地元の方々のうわさとして、ここへ産廃を持ってくる、産業廃棄物を持ってくるんじゃないかと。それから、車のいわゆる廃車になったやつをやっばり野積みするんじゃないかというような懸念も地元ではささやかれておるんですけども、もしこの産廃とかこういう廃車関係を持ってこられた場合に、これに対して市はどのような対応ができるか、そこら辺をお尋ねしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 私も那珂川を持ってくるというその土砂ですね、そういうものは現地まで行っておりませんが、写真を地域振興部の方で撮ってありましたので、その写真を見させていただいております。石とかそういう部分はございますけども土砂ということで、そういう産廃とかそういうものではないと確信をいたしております。もし、産廃、そういうものがあれば直ちに、これは多分法律違反ということになりましようから、直ちにしかるべき措置、そういうものをとらなければならないと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 産廃が持ち込まれてそれから直ちに法的措置をとるということですが、やはりこれが持ち込まれた後は非常に後始末に、マスコミ等でも話題になっておりますけども、やはり不法投棄ですね。ここへ産廃を持ってくるということはまず不法投棄になりますので、その不法投棄に対するやっぱり対策を事前に立てられて、今から事業が始まりますので、今ならまだ間に合いますのでですね、そこら辺の対策をしっかりと立てさせていただいて、そしてもし少しでも産廃みたいなのが入ったということであれば、直ちにその後の対策がとれるような体制をつくっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それから、あと那珂川のトンネルの泥でございますけども、トンネルで掘削してきた泥については、やはり中で薬剤を使うとか何とかということで、やはり何というですか、埋め立てにふさわしくないような泥もあると聞きますけども、ここら辺はこの那珂川で出される泥については、部長の方は何かお聞きになっておられますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 私が写真等で判断した部分では先ほど言ったとおりでございますが、薬剤とかそういう部分については、詳しい掘る技術の内容ですね、そういうものについては、先ほど言いましたように公団の方に詳しく聞いてみたいと、そういうふうに思っております。しっかりしたトンネルを掘削する、これまでに大変なトンネルを掘ってきているそういうところ、それからしっかりした業者等に元請されておりますことからそういうことはないだろうと、そういうふうに思っております。だろうではいけませんので確認をいたしたいと、そういうふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 泥については確認をお願いいたします。

次に、搬入路についてでございますけども、やはり搬入路につきましては1か所に絞りたいということでございますけど、この1か所といってもこれも生活道路であります一般の団地内道路を使うということでございますので、これについてはやはり皆さんが生活される中で毎日使われる分、そして日に40台のダンプが来るということは、40台といえますからこれは往復いたしますのでやっぱり80台来ます。そうすると、大体10分から5分に1台は通るということで、高雄台団地の方々、高齢者の方が大分多くなっておりますのでですね、道路を買い物の

カートを引いていかれるということになりますと、やはり県道から団地内に入っていくのに5分、10分はかかれるわけですね、歩いていかれるのに。その間にダンプが1台、2台来るんですね。非常に危険が伴うと思うんですけども、こちら辺については専用の搬入の道路をつくっていただくように業者の方とお話し合いをしていただきたいと思いますけども、これについてはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） ちょうど吉ヶ浦池というのが筑紫野市境ぎりぎりのところでございます。筑紫野・筑穂線から今の業者の方の計画では筑紫野に入って、それから吉ヶ浦池の方に入ると。当初団地の中を通るということではございましたけれども、そういうふうで1か所に絞られて、一応担当者が聞いたところの範囲では、県道から入ってちょっとの間中を通りますけども、池の中に搬入道路をつくって、その中でその埋め立ての道路をつくっておるということでございますので、できるだけ公道を使わないでそういうふうにしてあるというふうに思っております。これはきちっと確かめたいというふうに思いますが、計画ではできるだけ住民に迷惑がかからないような中での対応というようなことを聞いておりますので、できる限りそういう対応をしてあるんじゃないかなと思います。

実際、先ほど言われましたように行き帰りで80台、そのくらいのトラックが通るということではございますので、多少なりとも近隣住民の方にはご迷惑はおかけするかと思いますけども、市の方といたしましてもできるだけ業者の方にそういう交通の安全、環境、そういうことについてはお願いしてというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 市道ですね、もうなるべく距離的には短いといっても、やはりそこは地元の方々のちょうど出入り口になりますんで、やはりその道路はなるべく使わないように、専用の搬入路をつくっていただくように、市の方からも強力に要請していただきたいと思います。

それから、またこれがすべてその道路を使うということでもないようでございますので、場合によっては別の団地内の道路を使うようでございますけども、そうなりますと、あの10tダンプが団地内の舗装道路に入っていきますけども、この舗装道路はどの程度の強度でつくられておるかちょっと私たちも想像がつかみせんけども、多分10tダンプがどんどん通ってそれに耐えるような強度はないと思いますんで、その道路を通ることによっていわゆるその道路の沿線の住民の方々のいわゆる塀とか家とか、そういうところにやはり被害が出てくると思いますけども、この被害が出た場合に、やはり被害の補償なんかをしていただかないといけませんけども、これについては市の方はどんなに考えられておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 最初お答えいたしましたように、通ることによって被害が出ると、出た

ということでございますと、その原因者の方に原状回復の負担、そういうものをお願いしていくことになろうかと思えます。

その前に先ほど言いましたようにできる限り団地内を通らないと、いろんな側溝、管等があるかと思えますので、そういうことになる可能性が非常に強うございますので、先ほど言いましたようにできる限り搬出道路、絞って考えていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 将来起こるであろう被害について、ここで論議するのもあれでございますけれども、やはりこれはもう被害が出るということはもう目に見えておりますので、やはりその前に、被害が出た場合にどうするかということで、先ほどもちょっと市道の部分でお尋ねしましたけれども、いわゆる市道の方で被害が出たときに、それなりにの対応するというところでございますけれども、業者の方と何かその協定書を結ぶとか、そういう対策は考えられておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほども申しましたように、多分地元でお話しされたのは受け入れる側の業者ではなかろうかと思えますし、運ぶ側の業者について先ほど言いましたように、大もとといいますが、そこのお話を十分に聞いて、また運搬する業者にも聞いて対応していきたいというふうに思っております。先ほど、重ねて言いますが、できる限り地元負担がかからないというようなことでございます。そういう協定書、具体的なものが結べるかどうか検討はしていきたいと、そういうふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 被害が想定されることでございますので、やはり形として何かの担保をとっておく必要があると思えますので、協定書の方はぜひつくっていただきたいと思えます。

それから、地元の方々のいわゆるおうちなんかに対する被害についても、これ地元の方でまた検討されていくと思えますけれども、やはり業者の方と被害が出た場合の協定書のつくり方とか、そういうものについて市の方である程度バックアップをしていただかなければ、やはり地元の方だけではなかなかそういう仕事は進まないと思えますので、こちら辺については何かバックアップしていただくお気持ちはありますでしょうか。お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 工事期間が2年ということで非常に長うございます。県条例の方は、災害防止の埋め立てということで、半年とかで一定報告の義務づけがあるようでございます。そういうことから、市の方もまず埋め立ててそういう災害が起きるかどうか、そういうところも検査が必要と思えますし、通る道路についても本当にそういう2年間超す長丁場ということになりますと、一定そういう被害等が出てくる可能性がありますので、そういうことができるならばできるだけ住民の方のそういう安全面、そういうものの立場に立って業者と協議していくと、そういう気持ちでございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 地元の方々も大変この事業に対しては心配されておりますので、ぜひ市の方もバックアップをしていただきたいと思いますので、これ要望しておきます。

それから、開発についてで、吉ヶ浦池でいろいろ問題が出ておりますけども、その中でやはりため池の開発については今のところ別段条例等はないということでございますけども、やはりため池はどこのため池をとってもそれなりの広さの面積があります。やはりこれを開発するとなれば周辺への影響は非常に大きいと思いますので、やはり市の方でため池の開発についての条例等早急に制定していただいて、やはり開発についてやはりある意味環境の保護、それから周辺への影響等について対策が打てるようにしていただきたいと思いますけど、この条例の制定については先ほどは部長の方から考えていかなければならないということでございますけども、具体的にどのようなお考えをお持ちかもう一度お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 開発の方ですか。それとも管理保全の方でしょうか。

（5 番中林宗樹議員「両方」と呼ぶ）

はい。保全の方については、やはりその池々に一つ一つの農業用水とか分で役割、そういうものがあると思います。それで、保全すべきかどうかというのは、やっぱり先ほども言いましたように底地地権者、あるいは水利、そういうものがどういう状態かということきちっと把握する必要がございますし、また、災害の面からそこが調整的な役割をするのかどうか、それから開発あたりでそこを埋めていいのかどうかというような、非常に先ほど言いました市でつかんでだけでも67か所ございますし、そしてまだ基本的にどうするかというのは、非常に詳しいやっぱり池のデータっていうものが必要でございます。その台帳、そういうものを整備していかなければならないというふうに思います。

ただ、太宰府市域でいいますと、観世音寺周辺、そういう部分は特に史跡地ということで、市域全体15%が大体そういう一つの親水的な役割、そういうものがございましょうし、それぞれあると思います。特に高雄、おっしゃいます高雄付近ですね、あと今王池とかその下の方の江牟田池、そういう部分をどうするかというふうなところはやっぱり考えて整備が必要かなと。そのほかにもいろいろありますけども、特に考えるところでございます。

頭の中ではそういうものを思いめぐらせておりますけど、すぐさまその作業にかかれるということにはちょっとまだ時間が要するだろうと、そういうふうに思っております。池の役割というものを改めて見直し、保全、管理条例、そういうものをしていくということは、環境の基本計画の中でもそういう位置づけをいたしておりますので、できるだけそういうふうな整備が必要と、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） ありがとうございます。早急にため池に関するやっぱりそういう保全、それから開発に関する条例をつくっていただきたいと思いますということで、この吉ヶ浦池の場合でも、

結局林地開発の部分で1ha以上は開発届けを出さないということになっておりますけど、この場合は0.98㎡ということで若干下回ったばっかしにそういう届けはなされてないと。それから、市の方へは伐採の届けだけしか出てないということで、そしたらため池に対する市の監視の目が行き届かないじゃないかと思しますので、まず監視をするということから、そういう点からだけでも、やはりため池に関する何らかの対策及び条例等をつくっていただいて監視をされていくべきじゃないかということで、先ほどからため池の効用についてはいろいろ言われておりますけれど、やはり一番大きなのは洪水に対する調整池としての役割が一番今の現時点では大きいんじゃないかと思しますので、そこら辺考えられて早急につくっていただきたいと思っております。

それから、最後になりますけども、この吉ヶ浦池のことでいろいろ問題が、まず自然保護の問題、環境の問題、それから産廃の問題、いろいろ課題が提供されておりますけども、これらの問題について問題が解決されるように真摯に取り組んでいただきまして、よりよい環境対策ができますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」の趣旨説明でも申しましたが、太宰府市では平成15年に太宰府市男女共同参画審議会からの答申により、太宰府市男女共同参画プランを策定、審議会は同プランに基づき中間取りまとめを経て、本年12月に市長に対し最終答申を行い、市は答申をもとに来年議会に対し条例案を提出する予定であるとのことです。

この太宰府市男女共同参画プランには、ジェンダーフリーをもとにしたまちづくりを行うと明記されています。ジェンダーフリーとは、1970年代にアメリカで社会的文化的に形成された性といった意味のものをジェンダーと名づけ、さらに日本でフリーを加えて、性別秩序の破壊を意味するとした和製英語のことです。男らしさ、女らしさ、伝統文化や慣習、専業主婦などを否定しています。また、家族を解体しなければ女性の解放は達成できないなどとも主張しています。このジェンダーフリーという言葉は、極端な男女平等や伝統文化の破壊を進めようとする人たちのスローガンともなっており、他の自治体でも問題とされ、出版物からの削除や回収の騒ぎが起こっています。

私は本年6月議会の一般質問で、まずこのジェンダーフリーなるものについてお尋ねしました。そのときの市長並びに市民部長のお答えは、太宰府市で使っているジェンダーフリーという言葉の意味は、社会的文化的に形成された性別役割分担の解消であるとの内容でしたが、間違いないでしょうか。また、同プランを見直すお考えはお持ちでしょうか。

次に、条例制定に当たっての市の基本的な考え方についてお尋ねします。

審議会の最終答申は残念ながら今月20日で、現在の時点ではその内容を知ることはできませんが、今からお尋ねすることは既に全国各地で条例制定をめぐる何度も議論されてきた事柄ですので、市としても当然何らかのお考えをお持ちだと思いますので、よろしくお答え願います。

審議会はプランをもとに本年9月に中間取りまとめを行い、市民に意見を求めましたが、2度の公聴会、またファクスやメールなどによる意見のほとんどはこの中間取りまとめに対し批判的であったとのこと。私自身審議会を傍聴する中で、委員の方々が何でこんなに反対意見が多いんだろうかとぼやいておられるのを聞いています。

この中間取りまとめに対し、「真の男女共同参画を考える太宰府市民の会」から請願が議会に提出されています。内容は、過激なジェンダーフリーの考え方を廃し、男女がお互いの特性を認め合い助け合って、よりよき社会をつくり上げようというもの。請願の内容に沿って質問をいたします。

まず、「男女という異なった特性を持ったものが互いに協力協調することを前提として」との文言を入れてほしいとありますが、どうお考えでしょうか。男女にはそれぞれ特性があり、それを認めた上で互いを尊重し、協力協調しながら男女平等を進めていくべきだという考えですが、そうではないという考えがあればお示ください。

「思想、良心及び表現の自由を尊重しながら」との文言を入れるとありますが、どうお考えでしょうか。これらは憲法で保障された基本的人権ですが、条文に盛り込むことに何か問題でもありませんでしょうか。

次に、「社会における制度または慣行をすべて否定するものではなく、尊重すべきものは尊重して、男女共同参画の推進を図る」ものであることを明示するとありますが、どうお考えでしょうか。この文言は変えるべきは変え、守るべきは守るということだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、「専業主婦を否定しない」ことですが、中間取りまとめでは、第6条家庭生活における活動と他の活動の両立というところで、男女は家庭生活及び社会活動に対等に参画するとあります。男と女の関係は、対等だとどちらが上だ、下だというのではなく、後になり先になり、助け合いがばい合って協力しながらともに人生を歩んでいるものだと思います。また、少なくともどのような性別役割分担といえども、個人が自らの意思で選んだ生き方に行政が口を挟むべきではないと考えますがいかがでしょうか。ちなみに、基本法では該当条文に、「家族の一員としての役割を円満に果たし」との文言がありますが、中間取りまとめでは抜け落ちています。

中間とりまとめでは、事業者に対して参画施策への協力義務、雇用に関する義務、環境整備義務、状況報告義務などが盛り込まれ、これに従わない場合補助金の打ち切り、業者の指名停止、市長による公表があり得るといった含みになっていますが、どうお考えでしょうか。

次に、配偶者等への暴力等ですが、これには「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法」、いわゆるDV法があり、これにより対応するべきであると考えますがいかがでしょうか。先日開かれた環境厚生常任委員会の請願の審議の中でも、同様の意見があったと聞いています。

次に、オンブズパーソンに関する条項についてですが、中間取りまとめでは独立して職務を行うとする独人制や自分たちの考え一つで苦情処理ができるとする自己の発意による苦情処理など、恣意に欲しいままに運用されるおそれがあります。また、オンブズパーソンは市長でも簡単には委嘱を解くことができないとあり、議会の承認を必要とするなどの文言もありません。苦情等の相談は市の窓口で職員が対応することが必要であり、適切であると考えますが、市の考えをお聞かせください。

次に、法令に抵触違反するおそれが強い条項についてですが、私人間、私の関係ですが、における人権の侵害は、民法上の権利侵害、公序良俗違反等の問題であるため、最終的には民事訴訟によるべきものであり、行政においては相談の範疇にすべきことです。行政機関が人権侵害に関する事項について、判断を下し公表することは憲法違反のおそれが強いと思われま。第36条がこれに当たると思われますが、いかがお考えでしょうか。

次に、濫用の防止と是正として、1、男女の区別を差別と混同して、否定の対象としないように。特に、広報活動の中で単なる区別を差別として批判することのないようにしなければならない。2、男女の性差を否定する教育は行ってはならない。3、性の情報は精神的、道徳的及び発達段階に即した形で提供されるべきであり、心と体のバランスを欠いた性教育に偏ってはならない。4、数値目標を立てて男女の比率を決める方式は、その方法が適切な場合が否かについて、また性急な目標を立てることによる弊害や混乱が起こらないように慎重に判断しなければならない。5、以上の項目に反したことがなされている場合には、市長は速やかに是正のための措置を講ずるものとすると思いますが、以上の項目につきどのようにお考えでしょうか。

請願に関する件は以上です。

次に、教育現場がジェンダーフリーの影響を受けていることはないのかどうかお尋ねします。

といいますのも、最近耳にしたところでは、小学校の体育の授業でペース走というものをやっているようですが、これは結果の平等、形式的平等を求めているとしか思えません。市ではどのように受けとめておられるのでしょうか。

さらに、ある中学校では、総合学習でジェンダーフリーについて学んでいるということですので。この件につきましても、お聞かせください。

また、社会教育、生涯学習の分野におきましても、ジェンダーフリーを広める趣旨の企画があり、市の担当課が窓口になっているようですが、説明を求めます。

以上、答弁は一括してお願いします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、本市男女共同参画プランにおけるジェンダーフリーについての考え方は、用語解説のとおり社会的文化的に形成された性差にとらわれないこと。つまり、ジェンダー意識から解放されることとございます。その目的は、男女に平等な社会の実現でございます。本市は身体的性差としての特性は十分尊重され、その健康において保護されることは人権であり、かつ性別にかかわらず個人の個性と能力が最大限発揮でき、自らの生き方を選択できることも人権としてとらえ、そのような男女共同参画社会を目指しています。よって、専業主婦という選択の一つを例にとり、是非をあらわすものではございません。

男女共同参画社会実現のための条例制定については、本市男女共同参画審議会から12月20日に答申をいただく予定でございます。本市としましては、答申を受けました後、条例案を検討していきますが、基本法の趣旨を受け、理念や施策だけでなく、実際に性別による差別的取り扱いや人権侵害をなくしていくための、実効性のあるものにしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育現場がジェンダーフリーの影響を受けてないかということにつきまして、ご回答申し上げます。

各小・中学校における教育課程は、学習指導要領に定められた指導内容に基づいて指導計画が作成されており、適切な内容での指導が行われているととらえております。

質問にありました小学校でのペース走ですが、学習指導要領の内容では、無理のない速さでの持久走が体力を高めるための運動の例として挙げられております。その学び方として、自己の体力や体の状態に応じたねらいを決めることが挙げられており、ペース走は各自の目標タイムをねらいとして、児童が意欲的に運動するための方法であるととらえております。

また、総合的な学習の時間の指導につきましては、教師は学習内容ではなく調べ方やまとめ方など、学び方に関する指導を中心に行っており、指導の内容につきましては、共生社会について、高齢者問題、障害者問題、児童福祉など、自分のテーマを決めて学習を進める中で、生徒が自ら調べた内容であるととらえております。

次に、社会教育課では、一人ひとりを大切にする人権尊重の精神に基づいた男女共同参画社会の実現を目指し、学習活動の充実や学習団体及び社会教育関係団体への支援を行っております。

また、筑紫地区で毎年行われている筑紫地区女性大学や隔年で行われている筑紫地区女性の集いに対し、筑紫地区4市町で連携し、支援を行っております。

今後も社会教育課では本市の男女共同参画プランや、教育施策要綱に基づき、市民が自らの意思によって多様な幸せな生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指し、学習機会の充実と関係団体への支援を行ってまいります。

以上です。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今登壇して質問した部分で、ほとんど回答いただいております。

まず、ジェンダーについてのことは、私が聞いたとおりだということですね。その次の同プランを見直す考えはあるのでしょうか。これは、審議会でも非常にそういうふうな議論ですね、があってましたが。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） プランの見直しはどうかということでございますが、先ほども門田議員からの質問も出ましたが、ただいま審議会、男女共同参画審議会の中で12月20日に向けての答申が取りまとめられております。12月20日には成文した部分が会長から市長あてに提出される予定になっております。そうしたものを受けまして、条例の制定に向けまして、先ほど申し上げましたような精神に沿いまして策定をしていきたいというふうに思っています。

その策定の過程、あるいは策定をした部分の中で、ご心配いただいておりますジェンダーフリーの用語がどうなのかという部分につきましては、十分に検討していきながら、変更する必要があるれば、その時点で変更させていただく形になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 要は、変更もあり得るということですね。そうしますと、先ほども言いましたけども、この審議会の審議というのは、このプランに基づいてなされてきているわけですね。その土台となるプラン、太宰府市男女共同参画プランが変わるということでしたら、審議の内容そのものももう変わらなければいけないんじゃないでしょうか。もう一度審議をやり直さないと理屈に合わないと思いますが、どうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいま市長の方が審議会に諮問をしております部分は、条例に盛り込むべく基本的な事項についての審議をお願いしておりまして、先ほど申し上げましたように12月20日に答申をいただく予定になっております。

まず、出てまいります答申の内容を十分に見せていただいて、その内容を十分に吟味した後に、先ほど申し上げておりますようにその条例と照らし合わせたところの中でプランがどうなのかと。当然条例ができ上がった部分の中では、変更すべき必要があるれば変更すべきものについては変更していくという形でございますので、門田議員がおっしゃってるように、プランの変更を前提にしての審議会の議論ではございませんので。審議会から出ます答申案をもとにして条例案を策定し、その条例案の策定の部分の中で現在進んでおりますプランニングを変更すべきところが出れば変更していくというふうに申し上げているわけでございますので、そういうふうにご理解方をお願いできればと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） もとになるものが変わるのに、その結果は変わらないというふうなご答弁だったと思いますが、少しおかしいと思います。

では、こういうことを言いたいんです。AならばBである。BならCであるというふうな論理があると思います。しかし、一番最初のAは何なのかということですね。まず、ジェンダーフリーという言葉がもう一人で歩いています。まずジェンダーですね。ジェンダーというのは、今部長からご答弁ありましたけども、性別役割分担、社会的に文化的に形成されたということだと思うんですが、そもそもそういうふうな概念ですね、をいつごろお知りになったかということを知りたいんですが、要は私も最近知りました。ほとんどの方はそうだと思います。

この男女共同参画に関しては、このジェンダーフリーだとか、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツとか、何とかパシリティとか、もう仮名文字がたくさん出てきます、クオータ制とか。どうして仮名文字かという、要はよそから入ってきた考え方、思想、概念ですね。もともと日本にあつたらそういう言葉なりというのはあつたと思うんですが、ジェンダーっていう、いわゆるもともと人間が生物として持っている性ですね、いわゆる英語でセックスですね。に対して社会的につくられた性があるという、これ一つの何というか、仮定ですね、仮定。犯罪を犯した人がそのとき心神耗弱だつたとか心神喪失だつたから減刑するとか無罪になるとかという、これも学者がつくった概念でしょうけど、それらと同じような一つの概念ですね。これらもう正しいという、そういうものがあるんだという前提のもとにまずジェンダーというもの、あるいはジェンダーフリーということを進められていってあると思うんですが、この中でこの性別役割分担の解消というのはまさにジェンダーフリーそのものですね。訳したらそのとおりになるんですよ。ジェンダーフリーというのは固定的性別役割の解消ですね。だからフリーなんです。それをなぜこんなに言うかといいますと、非常に危険な面があると。まず、このジェンダーフリーという言葉に幅があるという認識はございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、私どもが男女共同参画プランを平成15年3月に策定をしましたというのは、よくご存じのことだろうと思います。その中に議員さんの方から先ほどから何度も出ておりますジェンダーフリーという形が出てまいっとるわけでございます。それで、もともとこの男女共同参画プランにしましても、それから今後策定をしようとしよります市の条例につきましても、国の男女共同参画基本法という部分がございまして、その中に国の方の内閣府男女共同参画局の方からの見解がございまして、その見解が出ておりますジェンダーとは何かという部分でございまして、それをそのまま市のプランの中に生かさせていただいております。国が出しておりますQアンドAのジェンダーとは何かという部分、ちょっと答えさせていただきますと、「ジェンダーとは、生物学的な性別を示すセックスに対して長い歴史の中で社会的文化的に形成された性別を示す概念である。しかし、我々はしばしばこのジェンダーを固定的に受けとめて、多様な個性を持つ人間を、男とはこういうものである、女はこうすべき

だと決めつけてしまいがちである。その結果、個人の能力や個性の発揮を妨げるという危険性をはらんでいる」という国のそうした公式の見解に沿いまして、私どもが使っております男女共同参画プランの中にそうしたものを織り込んでおるということをございまして、基本になります部分は国の基本法であるということをご理解願えればというふうに思うわけでございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） まず、当時の福田内閣官房長官が、何回かに分けてますが、このジェンダーフリーというのは基本法の考え方ではないということをご明言されてます。また、後に地方で少しこのジェンダーフリーというものを誤解して使っているような旨があると。ですから、こういうふうなものはもう使わないようにしなさいということをご言ってますけど、ご存じですよ。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） さきの6月議会でも同じご質問にお答えしたかとは思いますが、当時の福田官房長官の発言は、長うございまして、その中の一部は先ほど申されておりますような部分も一部ございまして、いわゆる男らしさ、女らしさも否定するものではないということでございますね。ただ、それに偏ってしまうものはいかがなものであろうかというような回答だったというふうに私は理解をしております。

ただ、そうした部分で、先ほどから申し上げておりますように、国の基本法に沿ってプランはつくられておりますので、このプランを私どもとしましては市民に広めていく、そして今議員さんが理解されているようなジェンダーフリーという形をもし市民の方がそういう、議員さんがおっしゃっているような形での理解でありましたら、私どもの啓発不足でございますので、さらにジェンダーフリーとは、先ほどから申しておりますようなことでの部分ですよという話を、繰り返し繰り返し市民には啓発をしていく必要があるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 同じことばかり繰り返してもあれなんですけど、先ほど私が質問したのは、ジェンダーフリーという言葉、概念には幅があると。具体的に言いますと、男女の性別、性差じゃなくてももう性別そのものの否定ですね。ある学者は生物学的な性差、つまりセックスよりもジェンダーが先だと。後で出てきますが、過激な性教育なんかやられてますけども、もう行き着くところは受精卵だと。受精卵は男も女も見分けがつかんじゃないか。だから、男も女も一緒なんだよというふうな、もう何か唯物論なんですよ。だから、そういうふうな非常に記号化された危険な部分があるわけなんです。そういう文言というものをプランの中に、この中にざっと30か所くらい出てきますね。もうジェンダーによる、ジェンダーによる、ジェンダーへの意識改革、ジェンダーにとらわれない云々ですね。これをもとにできてると。これ

をもとに審議をされて、中間取りまとめやって、今度の20日に最終答申をされるんですが、その大もとをもう見直すべきじゃなからうかと。これは審議会の中からももうそういう声があがってますよね、ご存じと思いますが。その辺のことをまずちょっと申し上げておきたいと思います。ちょっと先へ進みますので。

同プランを見直すことはあるということで、直にそうしないといけないと思うんですよね。整合性もとれないと思います。一つはこのジェンダーフリーというのは、一部私も審議会を傍聴させていただいておりましたら、そんなに言うんだったらもうそのジェンダーフリーってなくそうかと。中味が一緒だったらいいじゃないかと。大体そういうふうなことを言っているんですよ。そうじゃないんですよ。

ジェンダーフリーというのは、一つのスローガンですね。安保反対と言うときには安保だけが反対じゃなくて、その体制すべてが反対なんです。だから、ジェンダーフリーというのは、もう何でもかんでも反対だという、そういう一つのスローガンですね。だから、ジェンダーフリーという言葉がなくして別の日本語で幾らでも、個別的性別役割分担とか置きかえても、内容が変わらなければ一緒です。

その内容について、ちょっと今から先に進んで質問しますが、まず、男女という異なった特性を持ったものが互いに協調、協力することを前提としてとの文言を入れると。この件に関してさっきお答えいただけなかったんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいま出ております具体的な部分、幾つか出ておりますが、それはまず12月20日の答申を見せていただきまして、そして市の内部で十分に協議をさせていただいた上で、その協議の過程の中で今ご指摘されているような部分の結論は出てくるのではないかなというふうに理解をしとりますんで、まだ答申が出る前でございますので、現段階でのコメントは控えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時06分

~~~~~

再開 午後 2 時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番門田直樹議員。

6 番（門田直樹議員） 質問の内容に関して、請願とか条文に関して一切お答えできないということですので、少し作戦変更して、ちょっと別件で一つ一つどういう事例が全国で起こってるかと、ご存じと思いますのでその辺で聞いていきたいと思います。

三重県桑名市で、いわゆる日本でも有数のジェンダー条例といわれたものができて、通ったんですね。しかし、その後大変トラブルありまして、結局それを失効決議して条例を失効させ

たと、議会在。その件はご存じでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） その件は存じ上げておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 知らないということですね。

大体どこの市町村ですね、都道府県、市町村限らず、審議会あるいは懇話会とかそういうものをつくって、そこにぼんと投げて審議して、出てきたものをさあどうかということで条例案つくって、それがそのまま通ってきたんですよ、今までほとんどが。だって、一体何が問題なのと。私なんかも言われます。男女共同参画ってどうある、あんた何に反対しょっととか。そうじゃないんですよ。私6月議会でも言いましたけども、男女平等とか、女性の社会進出とか、女性と男性の人格的本質的平等というのは当たり前のごとで大賛成ですよ。こういうことにかかわる人間として当然進めていくべきとは思います。ただ、その中に毒の部分があるんですよ、針のようなものが。それが、何度も言いますけど、このジェンダーフリーとかセクシュアリティとかという、あるいは結果の平等を無理やり押し進めていくような考え方ですね。

この桑名市では、そうやって条例がぼんとできました。1人反対されてたみたいですけどね。通っちゃったと。皆何でいのかんという感じですね。ところが、実際にそれが運用の段階になると、おかしいことがいっぱいできてきた。まずは、名前がいろいろあるんですが、男女共同参画推進会とか、自治体の名前は違うんで、いわゆるオンブズマンですね、がいろんなことを始めて、これはおかしいぞと。市民の側からこれはおかしいぞという声が上がってきた。あるいは、びっくりするような性教育が行われてきたと。

私みんなに資料お渡しした、一般質問の資料として。で、こっちの方の男女共学反対の方がお手元にあると思います。もう一つここに「これでいいのか、性教育。教室はアダルトショップ」というものがあります。これは、資料として申請したんですが却下されました。非常に私としては不本意ですけど。なぜ提出したかといいますと、ジェンダーフリーの考え方のもとで、男女共同参画のもとで、こういうふうな行き過ぎた性教育が行われているんだよと、教育現場で実際に。こんな例が幾らでもあります。こういうふうな行き過ぎた性教育があつてるといふふうなご認識は、全国各地ですよ、ご存じですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 行き過ぎた性教育があつとるが、知つとるかということですが、不本意でございますが存じておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ここなんかもある、実物大の人形をこう持ってきて、非常にリアルです。それをくっつけたりそれをさわらせたり、これ低学年ですね、何かここに書いてあるんですけども、ちょっと読むのをはばかれるような内容です。こういうものをして、あるいはこんな資料だと山ほどあるんですが、小学校1年生に過激な性教育、いわゆる性器の名前をずう

っと黒板に書かせたり、小学校6年生に出産ビデオを見せたり、これは女の子なんかショックを受けてから、ぐあいが悪くなったりしてるんですよ。こういうものがあるということ、ぜひ知っておいていただきたいですね。1か所、2か所じゃありません。全国各地で。たくさんこういうのは幾らでもあります。高校生ぐらいになったら、今度はまたちょっとレベルアップというか、これは別の方まで行って、同性愛を容認し、自慰をシングルセックスと称して露骨に推奨すると、やってるんですよ。

それで、もう一つ言いましたら、性教育とはちょっと違いますけど、これ高校の家庭科の教科書ですね、部分もういっぱいあるんですが、1か所、家制度と家族観について、ちょっと幾つか実教出版とか東京書籍とか、皆さんもう学校で知ってる名前と思いますが、ちょっと読みますね。「近年では、生活はともにするが婚姻届を出さず、事実婚を選択するカップル、離婚をしても新たなパートナーと出会い再婚をするカップル、同性同士で生活をともにする人たちなど、様々な形でパートナーとの生活を営む人たちもいる」ということで、肯定してるんですよ。これ、家族のいわゆる男と女、夫婦っていう形の否定ですよ。いろんな形があると言いながら、要はやっぱり昔から我々が1,000年、2,000年じゃなくて何万年も前からずっと営んできた、こういう生活を否定してるんだと思いますね。ちょっと続けます。「祖母は孫を家族と考えていても、孫は祖母」、おばあちゃんですね、「を家族と考える場合もあるだろう。犬や猫のペットを大切な家族の一員と考える人もある」。ここまで来たら、家庭科というより、家庭破壊科なんですね。私んとも猫いっぱいおりますが、やっぱり猫は猫、家族は家族です。こういうふうな行き過ぎた、これは平等というよりも、思想破壊とかという形だと思います。

他市の状況なんかでは、千葉県議会では、今年の3月ですけど、千葉県下の小・中・高等学校においてジェンダーフリー教育を行わないことを求める請願を圧倒的多数で採択しました。こういうのをぜひお目通しください。インターネットですぐ見れると思います。また、群馬県議会が、ジェンダーフリー思想を盛り込まないなど、穏健な内容の条例を制定しました。また、山口県議会や福岡市議会などでも、ジェンダーフリー用語を使用しない旨を執行部や教育長が答弁しています。特に、福岡市では、最初かなり過激な内容の答申が上がってきたんですが、やっぱり議会の良識といいますか、その中でもまれる中でほとんど問題部分、若干あると思いますが、削がれたような形になっております。

それで、この「はい、チェック!」、これ6月議会でもちょっとお聞きしたんですが、これはいまだに使われてるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 6月議会でもお答えさせていただきましたが、この「はい、チェック!」というふうに太宰府がつくっておりますが、そのもとになりますのが男女共同参画の視点から、公的広報の手引ってということで、内閣府、男女共同参画局が平成15年の3月につくった部分がもうご案内と思いますが、これの太宰府バージョンが「はい、チェック!」でござい

ます。そうしたことで、国が進めておりますことに沿いまして、私ども太宰府市におきましてもこういうものを進めていくんだという形にしております、現在も生きております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） これ、私見てびっくりしたんですが、いわゆる市政もジェンダーフリーでやるんだぞっというふうな内容ですね。まさに、読んでいただけたらわかりますけど、ジェンダー、ジェンダーにとらわれない云々ですね。この中でやっぱり特に問題なのは、これ市の中でこういうふうなことをやるんだということでしょうけども、固定的性別役割分担ですね、性別によるイメージにとらわれない表現にしましょうと。これちょっとぜひ見ていただきたいんですけど、こっちの左側の絵では、女の子が花の手入れして、男の子が野球バットかついでサッカーボールに足を乗せているんですが、これはだからいけない絵ですね、これで言うところの。こっちの理想的なのは、男の子がピンク色のセーターでウサギを抱いて、女の子がサッカーボールを追っかけまわしてけているんですよ。

何だという、私は感じがします。そんなことなのかと。いいじゃないですか、別にいわゆる個人レベルのいろんな性的趣向とか、あるいは役割分担の選択というものは、それは何ら問題がないわけなんですよ。それを行政がなぜこれがよくてこれがいけないとか、ましてやその伝統があるようなものを否定するような形で持っていくのか。一番大きな疑問は、これをやったら。じゃあ恐らく、いやそれは市の中の話だからということをお答えになるのかもしれないけども、じゃあ市がいろいろかかわっている、例えば作文を募集する。子ども小学校や中学生にポスターを書かせると。ポスターは、じゃあ男らしくぼんとして女の子がこうしたらいけないんですか。男の方が大きく書かれて女、あ、これだから外そうとか、そういう理屈になりませんか。作文でも、そういうふうなジェンダーチェックというものをされるんじゃないでしょうか。お答えください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、この4ページに出ております性別によってイメージを決めていませんかということでございます。これはいわゆる男だから女だからということで、いわゆる選択肢がはばめられていませんかっていうことですね。男性だってウサギを抱いてもいいし、女性だってサッカーボールを蹴ってもいいし、女性が野球の選手になってもいいし、プロレスラーになっても、プロゴルファーになってもいいじゃないかと。だから、そういうふうな多様な選択ができるような部分を、性という部分の中で固定をしておりますかという、そういう社会は大きくとらえると、全体的な部分からいくと、男女共同参画社会という部分が今後支えていくであろう、少子化であり、高齢化に向かって支えていくであろう社会をつくっていく上でどうなのかというものの警鐘でございます。

それから、作文でどうだこうだという部分ですが、それにつきましては、当然のことながらその作文のできがどうなのかというような形の中で判断をされていければいいことではなかる

うかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ここにはですね、多様性を反映した表現に心がけましょと、まあ実際これこうしなさいという内容ですね。実際これでやってるんだと思います。これを見る限りですね、何かの本当の活力になるのかなと。何度も言いますが、今部長のご答弁はですね、そういうふうな個人個人のそういうふうなこれが好きだったらいいじゃないかと、そのとおりですよ。だから、そこに行政なんかがかかわってですね、いやいやそんな表現はよくないよ、こうしなさいというのがおかしいんじゃないか、これは憲法で言われて、憲法の中でも上位規定があるところのですね、この人権ですよ、この人権ですね、表現の自由ですね。特に、まさにかかわってくる問題だと思えます。かわるような問題じゃないと思えます。この件で言いますとね、さっきの高校生のね、男は男らしく女は女らしくってということで、日米中間で行われた高校生の生活と意識に関する調査というものがありません。ご存じかもしれませんが、この中でですね、日本の高校生は男は男らしく女は女らしくといった性差意識が突出して低いことがわかったと。どれくらい低いかと言いますと、ざっと言いますとね、男は男らしく、まあ日本は40%くらいですね。あとはアメリカ、中国は8割、韓国も6割くらいですね、とにかく低いんですよ。いいじゃない、どっちだって関係ないって感じなんですよ。これで本当にいいのかなと、本当にいいのかなと、これももう将来ですね、日本という国が。もう一つですね、結婚前は純潔を守るべきである、これは女の子はですね、日本は29%、中国76%、韓国も76%、あのアメリカでも55%ですね。だから、なぜですね、よくいるんな何か変な風船の使い方を教えるとかというんじゃなくて、まずこういうふうな男らしさ女らしさ、そういうところはこういうふうな伝統を守って、純潔が云々ってまあ議論があるかもしれませんが、そういうふうな何か古典的な女性像というものを一方的に今否定してるんじゃないですか。今官庁が中心になって何か新しいもの新しいもの、福岡県が出した生活労働部が出した冊子なんかで男も自由になりたいというものがありません。私見ですけど、そんな男になるくらいだったら男でありたくないと思う。ほとんどの人は、例えば少年、子どもにですね、見せてもそうじゃないかと思えます。他市の状況ということをもう少しですね、とにかくそういうふうな問題があつてるといことですね。非常な混乱があつてるといことをもう少しやっぱりご認識いただきたいと思えます。

それと、先ほどの質問の中でですね、ちょっと先に進みますが、総合学習での話はご答弁でいきますと、要するに自分でテーマを選んだんだと、学校は別にかかわってないんだと、そういうことですね。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 総合学習につきましてはですね、主なねらいといひますのは、自分で課題を設定いたしまして、それを追求しているんな調べ方を学んだり、発表の仕方を学んだり、ま

たいろんなまとめ方、いろんなことを学ぶというのを中心に置きまして、その内容についてはですね、充実してないわけじゃないんですけども、求める姿から少しずつれてるということで、例えば国語とか算数のように内容をきちっと教えて、それを理解したかどうかをテストしたりして確かめるというような内容の取り扱いではないというのが一つでございます。そういうわけございまして、課題の設定に当たってはですね、子どもたちが持っている興味とか関心とか、また課題意識、そういうふうなものを非常に大事にしながらそれを追求するようにしておるところです。課題についてはですね、大体学校によって例えば福祉とか国際理解とか、また共生社会とか大きな枠組みはつくりますけれども、個々のテーマ等についてはある程度子どもたちにゆだねているのが現状でございます。そういうふうな状況の中で、今年該当の学校にどういうテーマでやったのかということについて話をしましたところ、先ほど部長が答えましたように同和問題とか高齢者、障害者、児童福祉というようなことで取り扱ったというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） そういうふうな中学生とかですね、そのころというのは非常にまだ判断力等もまだでき上がっておりません。そういう時期に、こういうふうな性差をすり込むようなことは、ぜひ慎重に避けていただきたいと思います。1つ言いますと、よくいわゆるジェンダー論者が言うんですが、固定的性別役割分担と。例えばさっきの「はい、チェック！」なんかで言いますと、エプロンをしてたお母さん、これだめだと、性別役割分担だと、固定的だということ言ったんです。ところで、何をもちて固定的なのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 男性だからってということで、女性だからということで、おっしゃてるように、じゃあ門田議員さんのイメージとすると女性というのはやっぱりエプロンをして、そして炊事あるいは家事を一切やるようなイメージ、そういう女性あるいは逆にエプロンをして家事を一切やるような男性、それは男らしくないのかというような考え方、そういう考え方をそういうものにとらわれないような、両方が選択できるような形の中で、それはその人の個人を尊重するような社会で、家族や家庭を否定するというような形ではないということでございますので、そのあたりは誤解がないような形でお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 誤解をしてるんじゃないんですけど、私のことが上がったんで白状しますと、私は何かな、4けた以上の買い物はすべて申告制になっております。また、通帳のありかもよく知りません。炊事もしますし、おふるも入れますし、子どもの面倒も見ます。それ当た

り前と思う。ただですね、これはただ私がどうこうじゃなくて、ただそれでいいからやってるんです。周りからこうだあだとか言われてやる気はしません。それぞれのあり方ですね。先ほども言いましたけども、いかなる固定的性別役割分担であれ、その人が自分で選択したものであれば、それは尊重すべきものだと思います。行政があだこうだと言うことじゃないと思います。その中で固定的固定的というふうなことを言ってですね、逆にこういうふうな何ていうかな、ジェンダーフリー的な考え方とかこういうものを言うことによって、それが本当に固定化されてるんじゃないかと、ごく自然なんです。必要だったら代わろうってことで代わるし、そうでなかったら頼んどくよってなるし、そのことをですね、何かこう何かしらこう対立対立というふうに持っていくことは、そんなどうなんかと思うんです。あるジェンダー論者なんかによりますと、女性は家庭の中で男性から搾取をされると。経済的搾取をされとるんだから、その分をちゃんと請求せよとかですね、農家でも田んぼの半分は自分の名前で登記しろとか、何かもうめっちゃめっちゃなこと言ってるんですよ。そんなことまでですね、だからさっき言ったジェンダー論というのは幅があるんですよ。それを言ったら恐らく、いや我々は太宰府市のジェンダーフリーはそういうことを目指すものではありませんと言われると思いますけども、ジェンダーというその言葉ですね、ジェンダーフリー、非常に大変危険なものまで抱えているということをぜひご認識ください。

ちょっと進みますが、今度は地元の方たちですけどね、さっきは社会教育の話お伺いしたんですが、太宰府館ですね、今度できました、太宰府館のトイレの表示の件ですが、ご存じですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 女性用と男性用のトイレの標識ですね。

（6番門田直樹議員「そうです」と呼ぶ）

存じております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） いわゆる色分けはしてないですね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 男性も女性も黒でかいております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 開館式のために私行きまして、早速間違えました。この前も何かのとき行って、また間違えました。だって、ほって見て、よく見ればですね、女性はスカートっぽい形で男性はスーツっぽい形なんです、同じ黒じゃ全然わかりません。開館式のときだったですか、たくさんの方が何かわあわあどうなってるんだ、どうなってるんだということで混乱されてたと思います。また、この件では何かわざわざ太宰府天満宮まで何か観光客が怒りの電話をしたということで、全然関係ないんですけどね、一体どうなってるんだと。全国からですね、この国博もできているいろなお客さんがいっぱい来られるところで、ああいうものがあ

ていいのかどうか、いわゆるそういうふうな思想実験みたいなものをですね、現実のあんなとこでやる必要はないと思うんですよ。もうどっちがいいか悪いかもうこんな議論する必要もないと思うんですよ。みんなもう色で、なら信号機の赤と青とありますね、あれを議論している変える必要がありますか。そんなものないと思うんですよね。だから、あれは差別だそうですね。こんなふうな形の、もうちょこっとしたことに難癖といいますか一つ一つ言って、もう差別だ差別だと言ってですね、変えたり、あるいは言葉、さっきオンブズパーソンという言葉がありますけど、福岡ではオンブズマンと言いますね。オンブズパーソンとオンブズマンの違いはどのようでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 正しい答えになるかどうかわかりませんが、オンブズマンていうのは男性を指しておるといいまして、パーソンというのはいわゆる人間を指しているんじゃないかなというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 普通何か英語、マンはたしか男でウーマンが女性だったなあと、そこまて考えれば、だからマンはいかんのかと、差別なのかなという感じですよ。マンカインドというたら人類ということで、ならどうしたらいいのかなということなんですが、議長はチェアマンじゃなくてチェアパーソンと実際言ったりするそうですね。これなんかはもう一言で言うと言葉狩りというふうな感じを受けます。もう一つ一つの言葉にですね、それはいかん、それは差別だ、それは女性蔑視だとかということを書いてですね、もうまともな議論なんかもできなくなるんじゃないかなろうかと考えます。ぜひ、この表示の件はですね、絶対これということでしたらまた考えますが、ぜひ変えるべきだと思いますので、善処のほどお願いします。

最後にですね、もう少しありますね、荒川区の件はご存じでしょうか。東京都の荒川区の条例の件は。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 存じ上げておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） これもですね、ぜひ内容を取り寄せてご検討いただきたいんですけど、最初やはり審議会の中でかなり過激な内容が答申されておりました。しかし、新しくなされた区長さんが全部もうこれをやり変えまして、最終的には非常に立派なものが出ております。ぜひその辺もご検討ください。いろいろまだあるんですが、先ほどのペース走ですね、これちょっと私勇み足やったかもしれんですが、聞いたところによるとあちこちでペース走という言い方をしていると。これなんかというのは、結局結果の平等ですね。用意ドンとやって、あそこのゴールの前で待って手つないで入るといって、いわゆる形式的、機械的結果の平等ですね、まあ偽善と言っていいかもしれない。そうでなくてもですね、最近はずすがにそこはしないみたいだけど、余りにももう同じタイムのばっかり集めてですね、早い子は早い子ばっか

り、中ぐらいは中ぐらい、遅いのは遅いばかり、だから全然差が出ないんですよ。見てておもしろいかどうかというよりも、私はね、子どもってというのが世の中そんなもんかなと思いやせんかとちょっと心配したりします。その延長で、いわゆるとにかく競争をさせないさせない、平等だというふうなことが行き過ぎてですね、いわゆるこのペース走、私が聞いたのはある学校なんです、その子どもに聞くと、「おい持久走そろそろやってるだろ」と言ったら、「何それ」と言うんですよ。「何それってマラソンたいしよる」と、いや「ペース走する」と。「何それ」と言うたら、自分で目標タイムを決めて、そこに近い方がいいと。学校によってはですね、結局はもうただわって競争してるみたいだけど、そんなら別に校内マラソンでも持久走でもいいと思うんですよ。何かよく理解に苦しむペース走とか、何でもこういう新しい概念とか新しい何か言葉とか次から次に出さないかんのかというのが少し理解に苦しみます。それでちょっと聞いたんですが、大方のところではですね、適正なことじゃなからうかと思ったりはしてます。

それとですね、最後は結果の平等ということで、何ですかね、結果の平等というのが私もよくわかるようでわからんのですが、あるときには画一化を要求したり、あるときにはもう奔放な自由ですね、例えば学校の制服をなくしてしまえと、けどまた反面ではというふうな非常に何かまずこの男女共同参画とかですね、このジェンダーフリーとか、こういうふうな議論自体がですね、推進側、反対側、そのまた反対側とかという中、またその中でもいろんな議論があるみたいなんです。私もいろいろ聞いたり、いろいろ本読んだりしても、あれ、最後頭がこんがらがるところがあります。ですから、こういう非常にまだ慎重に何ていうんですかね、議論がまだ固まってないようなものはですね、やはりここにも先ほど言いましたこのジェンダーで何だって出前劇団とかの話がありますけど、やはり慎重にやっていただきたい。市民がやってですね、やっぱり行政が窓口とかなってたら、これはもう太宰府市がやってるんだというふうに思うと思うんですよ。その辺のことをやっていただきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねします。延々話しましたが、こういうふうないろんな問題があるという認識がございますでしょうか。そしてまた、市長にとりまして理想とする男女共同参画条例とはどういった形なのかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今男女共同参画の問題につきまして、いろいろご意見、また各市の例等を今述べられましたけれども、問題はいわゆる男女共同参画社会をつくるということ、これはもうご承知のように21世紀は人権の時代である。それを受けていろいろの形で我々は社会におきまして個人が尊重される社会あるいは家庭、家族を否定するということじゃございません。もうおのおの個人の意欲あるいは能力に即した生き方を選択することができる、いわゆる可能性を追求できる、そしてまたこれを推進していくことが男女の人権の確立と同時に地域社会の活性化につながるんだと、そういう大きな基本的な問題がございます。また、ご承知のように本市の場合は、現在まだ審議会におきまして答申の審査を今していただいとります。それを受

けまして条例を検討するということになるわけでございますけれども、我々あくまでもご承知のように国の基本法がございます。それを受けましての条例でございます。したがって、ただいまいろいろご意見等ございましたけれども、答申を受けまして、さらに慎重に検討しながら条例の審議をお願いするという考え方でございます。よろしくお願いたします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） よろしくお願いたします。最後に、片井議員からせっき資料が出されとりますので、これ助かります。ぜひですね、このA B C Dというランクがあります。これのA B Cはとんでもない、DかEがあったらEの方がいいんですが、Dで願いたします。これは、この九州大学名誉教授のこの方は、去年の中部九市議会議長会の議員研修で講師された方で、ご存じだと思いますけども、要はこの方がこういうのをつくったんですね。こっちの、九州というか福岡のジェンダーフリーの知恵袋みたいな方で、もうすべてこの方がつくってあります。オンブズパーソンの問題ですね、クォータ制の問題、その他いろいろありますけども、とにかくここで私はこのDを目指して条例制定に当たっていただきたいと願して質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問を終わりました。

ご静粛にお願いたします。

次に、15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま一般質問の許可を得ましたので、通告に従い、質問をいたします。

岡倉点心が明治32年九州国立博物館の必要性を説いてから100年余の年月を経て、待望の九州国立博物館が平成17年10月15日にいよいよ開館する運びとなりましたことは、本市にとりまして大変喜ばしいことでもあり、また一面において負の面も生じてくるのではないかと考えられます。

現在年間600万人からの観光客でも市内の各所で交通渋滞が起こっていることは既にご存じのことと思います。したがって、交通体系問題について伺います。

1点目は、梅大路交差点並びに蘭館横の踏切の問題であります。現在、五条から右折をする際に右折車線として3台ほど車線が設けてあります。最近の交通状況を見ますと、かなりの右折車が多くて、ウィークデーにおきましては連歌屋、三条、宇美方面に行く直進車がかんりの信号待ちにもなり、これが尾を引いて市役所付近まで車の渋滞となっております。

私は今回博物館が開館されれば、この右折車がかんりの量となり、現在の渋滞よりなお一層の拍車をかけるものと推測されますが、この対策についてどのように考えてあるのか、また帰路の際もネックになるものと思いますので、その対策についてあわせて伺います。

なお、この道路につきましては、道路管理者が福岡県でもあり、市としての対応はどのように要望され、県としての見解も含めて回答願います。

2点目は、今回の博物館はアジアに向けた博物館の色彩が強いのではないかとと思われます。したがって、アジアの各国をはじめ遠方からの方が福岡空港をとおしての観光客が数多く見られるものと推察いたします。団体客であれば大型バスでの利用となるものと思いますが、先ほど伺いましたように交通渋滞に巻き込まれたならば、博物館の見学をはじめ次の観光行程の予定が立たなくなり、諸外国の方々をはじめ多くの観光客の方に大変迷惑をかけるものと思われますが、空港からの交通対策について伺います。

この問題につきましては、平成8年6月議会で空間の利用、御笠川側面にモノレールをと提言し、その後いろいろと交通渋滞について検討されたことと思いますが、上部団体におきましての太宰府地区での交通渋滞に対する認識度についても、あわせて伺います。

3点目は、公共交通機関で見えられた方に対する一般の博物館見学者について伺います。

公共交通機関の場合は、西鉄太宰府駅、都府楼駅前、JR二日市駅等が考えられます。今回は太宰府駅に絞って伺います。

現在、鋭意博物館への散策道路が整備されておりますが、健常者につきましては散策路により博物館まで行かれると思われませんが、高齢者社会を迎えております現在、恐らく7割方の人、また時間的に急がれる方はタクシーを使われたりするものと思われます。したがって、太宰府駅・博物館の道路は渋滞に一層拍車をかけるものと考えられます。平成16年6月議会でも循環バスの新設と臨時バスの運行について一般質問をいたしましたように、太宰府駅・博物館・天満宮前・年金センター・太宰府駅の左回りのまほろば号を循環させて対応させるべきと思いますが、その後の検討でどのような考えか伺います。

4点目は、まほろば号の運行のあり方です。まほろば号の運行あるいは時間帯につきましては、かなりの改善もありましたが、今回博物館開館に伴い博物館を見学され知識を得られた方は、大宰府政庁跡を訪ねられる方が多いのではないかと推測されます。

現在、太宰府駅から大宰府政庁跡に行く時間帯は1時間に1本でありますし、また大宰府政庁跡から太宰府駅に来るのも1本だけあります。このように、安心して目的地に行けないのが現在のまほろば号の運行実態であります。できるだけ観光客の皆さんの利用が一般財源からの支出減にもつながるものと思われませんが、太宰府駅・大宰府政庁跡・都府楼駅前についての運行についての見解を伺います。

5点目は、国土交通省九州運輸局が今後10年程度の交通、観光政策のあり方について審議され、答申案が大筋で了解されたと報道されておりましたが、地域全体での取り組み、あるいは移動しやすい交通施設の環境整備等について審議されたと思われませんが、本市が抱えております九州国立博物館、大宰府政庁跡等の位置づけがどのように評価されておるのか、その情報について伺います。

私も早速九州運輸局から資料を取り寄せてチェックさせていただきましたが、各県への連絡網やモデルコース等についてのサンプルはありませんでした。したがって、各県単位で検討されているものと思われしますので、福岡県としての考え方も含めて検討内容についてお願い

いたします。

次に、三位一体について、特に義務教育費の補助金負担金について伺います。

政府・与党は26日、国、地方財政の三位一体の全体像を決定いたしました。その中で義務教育費国庫負担金8,500億円を削減とあります。このように、補助金が削減されれば税財源移譲で義務教育費が確保されるものであるのか伺います。

例えば教育施設の実態で、公立中学校のパソコン設置状況は、1校当たり富山県滑川市が221台で断トツのトップで、滋賀県大津市の22.9台が最低です。この市に大きな差があります。本市の場合はどのような状態でしょうか。今回の三位一体の中で今後の教育での地域格差がいろいろと論ぜられておりますが、学力の低下につながらないよう教育施設や環境整備ができるのか伺います。

あとは自席にて再質問いたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国立博物館と交通対策についての1点目について回答いたします。

九州国立博物館の開館に伴う交通対策について、福岡県に対しまして市内の幹線道路の整備、改良が必要な箇所を平成9年度から継続的に要望してきておりまして、梅大路と梅大路の信号と踏切の改良についても同様に要望してまいりました。その結果、梅大路の交差点の踏切と信号の連動制御の実施については、現在那珂土木事務所の道路管理者と福岡県警とで協議中ではありますが、今後の方向性については筑紫野・古賀線の渋滞を解消するため、踏切の開放時はできるだけ県道筑紫野・古賀線の青信号時間を延ばす方向で検討しているとのことでありま

す。

次に、2点目についてお答えいたします。

平成17年10月に九州国立博物館が開館することから、観光客の増加が見込まれ、交通渋滞に拍車がかかることが予想されます。福岡空港からの交通対策につきましては、道路の整備とあわせ自動車の効率的利用やバスや鉄道などの公共交通への利用、転換を勧めることが重要であると考えております。そのため、主要な駅などの交通結節点における乗りかえ機能の強化や観梅時期等における市役所などの臨時駐車場の設置等を行い、徒歩、自転車等への転換を図るとともに、市のホームページによる電車やバスなどの情報をわかりやすく提供し、交通至便の優位性をPRしなければならないと考えております。また、国立博物館の開館によりまして、福岡空港から直接太宰府にお見えになることも考えられますので、福岡都市高速を利用したバス路線の開設や現在運行しております定期観光バスの福岡空港経由へのコース変更について、バス事業者と協議も必要となると考えております。いずれにいたしましても、観光客の公共交通の利用促進に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

九州国立博物館、年金保養センターへの交通アクセスにつきましては、国立博物館には西鉄太宰府駅から歴史資料館前を經由し、西鉄二日市駅行きの西鉄星ヶ丘線が利用できます。ま

た、年金保養センターにつきましても、現在独自に太宰府駅までの送迎が行われております。御質問の循環バス運行につきましても、バス路線との競合や運行経費等の問題もございますし、またバス事業者におきましても国立博物館の開館以降の対応について検討がなされているところであり、今後これらの状況等を把握しながらできるだけ早い時期に現行の交通アクセスの活用を含めまして、結論を出していきたいと考えております。

次に、4点目についてお答えいたします。

まほろば号の運行につきましても、今年2月の運行ダイヤの改定等におきまして、市民はもとより観光客が気楽に利用できるよう、平日につきましても市民の利便性の向上を中心といたしまして、観光客の多い土、日、祝日については観光客の回遊性の促進を図るため、わかりやすい時刻や西鉄太宰府駅から都府楼前駅間に1時間当たり往復2便を確保するなど、運行便数や時刻等の見直しを行ったところであります。今後も国立博物館の開館に伴う利用者数の推移等を見ながら、増便を含めて運行ダイヤの改定等を検討してまいりたいと考えております。

最後に、国土交通省九州運輸局の方針案を確認しましたところ、今後10年後九州が目指す交通、観光のあり方について審議され、答申されたようでございます。その内容は、まとめの中で九州運輸局が取り組むべくものに限定することなく、行政、民間企業、国民などすべての人々がそれぞれの役割を果たすことで解決するものと示され、具体的に参考になる答申内容は特にならぬようでございます。ご質問の九州国立博物館、大宰府政庁跡の位置づけにつきましても、ご承知のように本市は年間600万人以上の参拝客が集まる太宰府天満宮、大宰府政庁跡や多くの史跡地による観光地として、また九州国立博物館の開館により、今後ますます本市を訪れる人は増えるものと予想されます。本市の交通問題の改善につきましても、短期的、長期的な道路整備が必要であります。市民の快適な回遊環境の確保のための国立博物館へのアクセス道路並びに通過交通を適切に市外へ誘導する道路整備について、現在県とも協議しているところでございます。また、市内の史跡地等の回遊もできるように公共交通機関の活用や散策道路、自然歩道等を有効活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 5点ほど出しておりましたので、1点目から順に追いながら質問したいと思います。先ほど1点目の梅大路の交差点の問題では、一応県、それからこれは筑紫野署等で検討してあるようでございますけれども、現在でも右折ができないということで、私は歩道改良、そういうことも含めてですね、右折車線をつくるべきだというのが1つの第1点目でございますが、これは私が耳に挟んだのでは、県の方としては、右折車線を100m近く確保したいというようなことで、そういう動きがあるというようなことも聞いておりますが、その点の確認再度したいと思いますが、右折車線をどのように確保されるのか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 那珂土木事務所の方から国立博物館ができるまでにしなければいけ

ないこと、それと長期的にしなければいけないこと、この2つが示されております。その中に、博物館が開館するまでに右折ラインを現在3台程度しか待機できませんが、90m延ばしたいということの報告が上がっております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ひとつこれも頑張っていたきたいと思います。この右折車線というのがですね、直進が優先するわけですね。そうすると右折というのはよくできて七、八台だろうと思われまして、私よくあそこの道路を考えてみますと、現在五条から回りまして天満宮の駐車場に行っております。あれを横町の方から直進車にすれば時間が余りかからないで博物館の方に行きゃええと。こちらの方が車の流れはいいんじゃないかなと思うんですが、その点アドバイスの申し上げますと、あそこを時間帯による一方通行、例えば午前中なら午前中を博物館へ向けて横町の線だけをやると、そういうようなことも考えてやったらいいかと思いますが、その点の考え方は。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほども回答しましたとおり、福岡県の方からは梅大路交差点と西鉄太宰府線の踏切を連動させて、そして、道路標識で誘導をかけたいという要望がされておまして、その結果がどういうふうに警察との協議でなるかわかりませんので、その状況を把握しながら検討していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） それで、右折車それから直進車、これがどちらが有効に動くかということとはよく地元としてアドバイスの上申していただきたいと思っております。それからもう一つは、今度は帰りになるわけですね。帰りにはやはりあそこの梅大路を通る車が多いと思うんですが、現在は1台しか行けないんですね、踏切の場合。そういう問題もありますし、これを分散化することによって早く渋滞が解けるんじゃないかなと思うんです。あそこの石坂三丁目のところのJA筑紫、今まで倉庫あるいは精米所があったところですが、あそこの信号機から右左に分けられないかということをおもちゃと思ったんですけど、右に行けば参道があってこれは難しいと。したがって、これを石穴神社に回して、あれから環境美化センター、それから太宰府東、あちらの方の山を越えていけば、かなり違ってくると思います。そこであそこの状態見ますと、今あれがないんですね、側溝ぶたがないんですね。あの側溝ぶたをつくることによって安心していけると思うんですね。やはり、車の分散というのを考えないと、いつまでも渋滞して市民が困ると思うんですよ。そこでそういう、例えば午前中は東小学校から石穴あるいは博物館へ行く、それで午後は今度は帰りだから石穴神社から東小学校というようなことも考えられないかと思うんですが、この側溝ぶたはある程度予算も要りましようけれども、そういう考えを検討されたことあるんでしょうかね。今後検討していただきたいと思いますが、その点。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今交通体系の中から石穴の方を通るという考え方はどうかということでございますが、以前この質問ございまして、検討するというにいたしております。実際現地に行きまして、何度か対向車が来たためのとまるところ、あるいは側溝、そういうところをご質問されとったんで、今検討いたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 渋滞をなくすために分散型の交通体系というものも検討に入れていただいて、この梅大路の交差点問題ですね、まず分散型しとると、それからもう一つは時間帯によるやり方、一方通行ですね、そういうこと、それからもう一つ、こういう事態が起こらないように空車と満車のそういうですね、標示板ができないかということですね、そういう問題についてどのように。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 梅大路交差点の渋滞に偏って話がありますが、開館までしなければいけない仕事の一つとして県が今提案してあるのがですね、南回りルート、それから北回りルートから国立博物館に入る、この誘導をかけて分散すると、車を。そういう計画がされています。南回りルートといいますと、福岡方面から来まして国道3号線の高雄交差点から左折をします。そして、国立博物館の北側アクセスから入る。それからもう一つは、筑紫野・古賀線バイパスを松川から誘導すると、こういう計画がされておまして、そういう標識類が整備されると余り梅大路の交差点に集中はしないのではないかとこのように考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 結局梅大路というところは市内での繁華街と言ったらおかしいですけど、一番重要なところにもなっておりますので、そういうふうで住民が困らない政策を今回の場合は検討してくださいというのが一番私の大きなお願いでございますので、県の方ともよく検討していただいて、その渋滞解消に向けての対策を強くお願いいたします。

それから2点目、これは福岡空港からの交通対策ですが、私なかなか道ができないもんだから、御笠川にモノレールをというような感じでも出したこともありますけれども、今道路でも走れる次世代交通、こういうものが今回九州大学、JR九州、それから日本オーチスエレベーターで開発されておるようございまして、最高時速大体50kmはできる。それからまた、これはテスト的に九大の校内を走らせたいというようなことで実験段階に間もなく入る予定ですが、そういうものを走らせるというようなことも考えられないかと。結局、私がなぜ空間の利用で河川敷をというのは、移転補償がない、土地買収費が要らないと、あと工事費だけじゃないかというようなことで提言しておるんですが、その点の検討はどのくらい県あるいは国での検討事項になっておりますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国土交通省が10年後の交通観光のあり方を答申を受けております

が、その中には夢の乗り物ということで開発がされているというような紹介がされておりました。それで、そういうのが普及してくればですね、安部議員さんが提案されますことも十分検討する必要があるというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ひとつ情報を的確につかんでいただいて、交通渋滞のないように頑張ってくださいと思います。それから、私はこの問題でですね、いろいろ考えたんですが地下鉄の中洲川端、これから西鉄大橋駅を結べば一番安く行けるルートやなかるうかと思うんですね。そして、太宰府駅に公共機関使ってくると。そういうことも一つの案として考えておるんですが、そういう検討はされたことはあるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 全く検討したことがございません。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） そういうふうで、外国の方等にも迷惑がかからないというようなことですね、ひとつ鋭意いろんな方策を考えて、国、県に進言していただきたいと思います。2点目はこれで終わります。

それから3点目、これはなぜこの循環バスを提言しておるかということ、やはり先ほどは二日市の方にバスが通っていると、私もそれ聞きましたら一本通っていたかなと思うぐらいですが、この循環バスというのはやはり常時回して、1時間に2回は最低回るんじゃないかなと思うような計算してるんですね、この太宰府駅、博物館、天満宮、年金センター、駅ていうのは、ほんで左回りだから全然右折のように時間待ちですか信号機待ちがほとんどないと。青でほとんど行けるというような利便性があるもんだから、提言しておるわけですが、これについては検討中ということですが、もう少し具体的に一步進んだ回答をお願いしたいと思います。私この3番目で特に乗る人がほとんど満員だろうと思うんです。これはドル箱的な存在になると思うんですがね、そういうことで前向きをお願いしたいと思います。何か西鉄オンリーのような感じもしますが、市で考えられないのかと。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） コミュニティバスを通すのもですね、現在の予算の中で四苦八苦しながら新しい路線の開設をしてるところでございます。それで、1ルートをコミュニティバスの路線を開設するということになりますと、バス1台2,000万円、それから運行経費等相当かかります。それで、そういう開設を前提にすることではなくてですね、財政計画とも見合わせながら今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今はですね、自治体でも企業からの寄附等をいただいて、あるいは広告をすることによってそういうような案もあるわけでございますので、そういうものを含めてできるだけシャトルバスを市の方で運営されるように、これは私は恐らく利用者はかなり多い

んじなかるうかと思しますので、西鉄にとられるのではなくて、市の方で運営していただきたいと思ひます。それから、ここで私なぜ左回りを言っているかと、現在九州歴史資料館と、あそこ今駐車場つくってありますね、ほんであれから博物館に行く道もできておるんですが、あそこに車道を1本通して、あれを突っ切って行かれれば、わざわざ原のあそこの35号線ですか、あそこまで行かないで早く行けると思ふんですよね。利用者も多くなると思ふんですよね。ほんでそれを現在駐車場を造成中だから今のうちに申し入れをされて、今後のシャトルバスが行けるような車道も県の方に要望されたいかと思ひますが、その点の見解をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 国立博物館の計画関係について、その駐車場等については存じておりますけども、その駐車場に進入する道路については把握をしておりませんので、県の方の計画を見ながらそういう要望ができるのであれば要望していきたいと思ひております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） これは今造成中ですから、1車線というか何ですか、車庫分を割いたら恐らくできるんじなかるうかと思ひ、私も現地を見てそういうふうに感じましたので、早急に県の方に要望していただきたいと思ひます。それから、西鉄太宰府駅、政庁跡、それから都府楼前ですね、このまほろば号の便が、やはりどうしても観光協会案内所で聞くとき積極的に行きなさいという気持ちになれないと。要するに行き帰りの不便さがあるようでございますので、その点の今後どのような考え方になっておるのか、増便ができるのかどうか、政庁跡と太宰府駅と都府楼駅。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在平日です、太宰府駅を經由して都府楼前駅を通過する便が33便、それから都府楼駅の方から太宰府駅に来るバスが36便ございます。それで、今年の2月に2便増設しまして、この数字になっておりまして、決して少ない数ではないと思ひておりますので、現在の便数で観光等の利用についてPRしていくべきだというふうに思ひております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） それでは時間があれやないですかね、例えば20分なら20分の前後ぐらいに2台来るような感じじゃないでしょうかね。北谷からのと内山からの。大体同じ時間帯に着くような感じになってますので、あれを通勤通学のあの時間帯が終われば離れたような考え方はできないんでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今年の2月に改正するとき、検討に検討を加えて工夫をしてダイヤを決めてると思ひておりますので、現在の予算では精いっぱいということだと思ひます。しかし、改善すべきところがございましたら次回の見直しの際にでも扱ってきたいと思ひて

おります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 5番目の国土交通省運輸局での九州ブロック観光基本方針というのが出ておるわけございまして、これ私ずっと点検しましたら、先ほど申し上げましたように、モデルコース的なことも書いてないし、ただその県ごとにこういう特徴があるだとか、風景だとか、観光地点だとかそういうことが書いてあるだけで、なかなか情動的にわかりにくい面もありますので、こういう会議は恐らく市長または助役がこれはよく出てあると思いますので、太宰府の位置づけとかどういうような、九州一円を考えたときに認識してあるのか、その点の情報をお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） この審議の中には、太宰府市からはだれも参加をしておりませんで、専門官等によって審議されたものと解しております。ただ、答申された中にですね、太宰府市の取り組みが一部書いてあります。観光都市として、歴史と文化の環境税を全国で唯一徴収するようになったという表現はされておりますので、そういう評価をされているのではないかとこのように考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） できるだけ太宰府のよさというものを、それから位置づけをやはり県あるいは九州各県にも認識していただいて、モデルコース的なものも、そういう今後できてるんじゃないかならうかと思っておりますので、力強くその中に入れていただくように努力をお願いします。これによって、交通体系は終わらせていただきます。次へお願いします。

議長（村山弘行議員） ここで15時45分まで休憩いたします。

休憩 午後3時26分

~~~~~

再開 午後3時45分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、終了まで延長いたします。

教育部長。

教育部長（松永栄人） 続きまして、三位一体義務教育については、まず義務教育国庫負担金の削減についてであります。その内容は教職員の給与の2分の1を国が負担し、残りの2分の1を県が負担しているものであります。国は、平成17年と平成18年で8,500億円を削減する方針を明記いたしました。現行の国庫負担金制度の枠組みを維持するかどうかといった点につ

きましては、来年秋までの中央教育審議会の答申を受けて決めることと先送りをされております。

次に、公立中学校のパソコンの設置状況に関しましては、本市の状況について回答をいたします。本市4中学校のパソコンの設置状況につきましては、文部科学省の整備指針に基づき、平成15年度にパソコン教室に42台、普通教室に教師用、生徒用各1台、特別教室に6台及び職員室、図書室に各1台などを設置いたしております。これは、4中学校合計で310台、1校平均77台となっております。地域間での義務教育の格差や教育施設的环境整備につきましては、補助金改革の検討過程で浮上しました公立文教施設の取り扱いが来年秋まで先送りされており、中央教育審議会での今後の論議、過程を見守りたいと考えております。現状では、国庫負担金の削減、税源移譲がなされても学力の低下には結びつかないと考えておりますが、必要があれば県など関係機関に要請をしまいたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回答を受けましたけれども、やはり義務教育費の補助金削減については、まだまだ確実な削減内容が出てないということで、私も質問はしたものの困惑しております。しかしながら、本市の場合は財源がなかなか伴わないという面もありまして、教育の低下というものを考えたときに、やはりこれをしっかりと踏まえていただきたいということで質問したわけでございます。したがって、本日の冒頭にも平成17年度地方交付税確保に関する意見書を全員一致で可決しましたように、そういう状態でございます。したがって、これ以上は私も質問はいたしません、ただ子どもは国の宝でございます。したがって、義務教育の期間は大切な人生において重要なときでございますので、このときに当たり、やはり教育については真剣に取り組んでいただいて、他市に負けない子どもをつくっていただきたいと思っております。したがって、私どもこういう削減によって低下に至るというようなことがありましたら、私自身も一緒になってこれ頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも子どもの教育についてはしっかりと頑張ってくださいようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の第1項目は、まほろば号についてであります。

先ほども安部陽議員の方からお話がありましたが、いよいよ平成17年10月に待望の九州国立博物館がオープンをいたします。今まで交通渋滞等がいろいろ懸念される中、交通アクセスの確保が本市にとって大きな課題でございました。JR太宰府駅設置もその解決の一手段であり

ましたが、国立博物館開館までは間に合いそうではありません。そういった中、まほろば号の活躍に大きな期待をいたしておりますが、国立博物館開館にあわせてどのような運行経路を考えておられるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

また、平成17年度には高雄方面にまほろば号を運行する予定になっていますが、市は国立博物館開館までに間に合わせたいと議会で答弁をいたしております。平成17年度の運行開始時期とそのコースについての見通し、また現在どこまで進んでいるのか、進捗状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

本市は、まると博物館構想を総合計画の大きな柱にいたしておりますが、点在する観光資源を活かすためにまほろば号の活用が求められていますが、総合的な施策が必要ではないかと考えております。市は、太宰府駅設置に合わせて交通体系を検討していくとの考えを示しておりますが、国立博物館開館は太宰府をアピールする絶好のチャンスと考えております。JR都府楼南駅を活用して、国立博物館そして観光名所、史跡への回遊性についての考えはないのか、お聞かせください。

また、まほろば号は通勤通学にも大きな役割を果たさなければなりません。そのためには公共交通機関とのアクセスが必要になりますが、まほろば号とJR都府楼南駅が十分に活用されているようには思えないのであります。もっと積極的な取り組みが必要ではないかと考えていますが、市長の所見を求めます。

次に、高雄中央通り線についてお尋ねをいたします。

高雄中央通り線につきましては、私が質問通告をした後、12月8日の建設経済常任委員会で休憩をとって、委員会協議会の中で説明を受けました。市民あるいは地域住民にとって、とても大事なことですので、議事録に残すためにもあえて質問をさせていただきます。

ご存じのように、高雄中央通り線の拡幅については、太宰府高校や周辺の学校をはじめ、関係する地元地域から毎年のように要望が提出されています。また、議会においても、20年以上にわたって多くの議員さんが何回も質問をなされ、その都度答弁もいただいております。こうしたことを考えますと、本市にとって大きな懸案事項の一つでもあります。私も一般質問、あるいは予算委員会や決算委員会等でも質問をさせていただきました。その中で、平成14年9月議会では高雄地域の将来構想について質問をさせていただきました。その折、市長から、道路の整備、それからコミュニティバスの通行の問題等を含めて、できるだけ早く実現するように努力していくとの答弁をいただきました。高雄中央通り線は現在20%程度の拡幅がなされていますが、地域住民にとってみれば、市は一体いつまでにやってくれるのか、このように思っているのであります。このようなことがいつまでも続くと、市民は行政への不満が募り、ひいては行政不信につながるのではないかと懸念するものであります。私は、高雄中央通り線の拡幅事業の終了目標年度を明らかにする必要があると考え、質問通告をさせていただきました。今後の事業計画等を踏まえ、市長の所見を求めるものであります。

再質問は自席にて行わせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目についてお答えいたします。

まほろば号につきましては、本市の都市基盤整備事業の一つとして、公共交通機関への利便性が低い空白地域について交通手段の確保等を目的に運行しているところでございます。ご質問の国立博物館の開館に合わせての運行経路につきましては、今年2月に総合的に見直しを行い、都府楼コースを開設していますが、その際、西鉄太宰府駅から歴史資料館前を經由して、西鉄二日市駅行きの西鉄星ヶ丘線が利用できるものとしておりますが、国立博物館に直接乗り入れる必要もあることから、現在西鉄と協議を行っており、開館までには何らかのアクセスができるものと考えております。

次に、ご質問の平成17年度の運行開始時期とそのコースについてお答えいたします。

高雄方面へのまほろば号運行につきましては、市議会で国立博物館開館までには運行できるようご回答申し上げておりましたが、高雄地区と高雄台地区を結びます家の前・今王線が平成18年3月に完成予定であり、まほろば号の運行コースとして検討していますので、運行開始は道路完成後となる予定でございます。

また、運行コースにつきましては、高雄台・梅ヶ丘地区の住民の皆様の五条駅方面の交通アクセスの確保と、運行コースにより既存路線と競合する部分がありますことから、まほろば号を運行することにより、逆に現在の公共交通の利便性が低下しないよう西鉄と協議しているところでございます。

次に、まほろば号とJR都府楼南駅の活用についてお答えいたします。

都府楼コースにつきましては、今年2月から平日12便、土曜、日曜、祝日には10便を運行しておりますが、開設から現在まで乗車人数が1日平均50人程度と少ない状況がございます。しかしながら、JR都府楼南駅は本市の唯一のJR駅であり、JRから政庁跡、観世音寺、太宰府天満宮等への交通アクセスとしては都府楼コースしかございませんので、観光客にPRを図ってまいりますとともに、今後ともまほろば号とJR都府楼南駅が十分活用できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 高雄中央通り線の事業の見通しについてということでございますので、ご回答申し上げます。

これまでにできるだけ早期に工事を行うということでご回答申し上げておりましたが、県と協議も整い、計画年度が決まったところでございます。このことにより、高雄交差点から太宰府高校までを平成17年度、平成18年度に用地購入をいたしながら、平成18年度、平成19年度に工事の施工を予定いたしております。それと並行いたしまして、高雄台と高雄を結びます先ほどのバス路線の関係でございますが、市道家の前・今王線も平成16年度設計、そして平成17年度用地購入との工事の施工完了を目指し、鋭意努力いたしているところでございます。今後、地

元の協力を得ながら進めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まず、まほろば号、いよいよ国立博物館ができるということで、先ほど安部陽議員の質問でも説明がありました。

先ほど、まほろば号のこの平成10年に運行されまして、市の運行の基本方針として5つ上げておられます。1つは、公共施設などを点から線へと結ぶ。2つ目が、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者が安心して地域社会に積極的に参加できるようにしていく。3つ目が、JRや西鉄などの公共交通機関への利便性が低い空白地域に通学通勤、買い物などの交通手段を確保する。4つ目にですね、市民や観光客が特別史跡地、要するに太宰府への観光客を対象とした、そういう交通手段を確保する。5つ目が交通渋滞の緩和と、こういう5つの視点で、まほろば号の運行をされました。

今回は、私はこの3点目と4点目、要するにJR、特にJRそれから観光客、国立博物館が開館するにあわせまして、この点を中心に、それと高雄地域へのバスの運行について、この3点にわたって中心に質問をしていきたいと思っております。

先ほど部長の答弁の中で、ちょっと私もよく聞き取れなかったんですが、西鉄と協議をしてみると、西鉄と協議してるということは、JR二日市駅から星ヶ丘を通過して国立博物館へ行くというバスのルートってというような話があった。ここがちょっともう少しその辺の、西鉄との協議との話をもう少し話していただけますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在走っておりますのが、九州歴史資料館前を通過して吉木経由の西鉄二日市駅行きのバスが1路線ございます。それは、歴史資料館のバス停にとまって、そこから国立博物館へのアクセスということで、1つは考えております。

そのほかに、直接国立博物館に乗り入れるための協議を今、西鉄の方が検討されてますので、西鉄の路線が開設されれば、あえてまほろば号でなくてもいいのではないかとということで、現在西鉄と協議をしてるということでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） わかりました。要するにJRとの話はないわけですね、西鉄との話です。

もともと先ほど質問しましたように、平成17年度に国立博物館開館すると。先ほど質問しましたように、太宰府駅をそれにあわせた形でオープンしたいということで、市の方も考えてました。これは、太宰府の場合はまちづくり等も含めてのことがあったと思いますが、私どもとしては国立博物館の開館にあわせて太宰府駅という形を考えておられたと思うんです。それが、太宰府駅がいつになるか、ちょっと早くしてもらいたいという気持ちがあるんですが、ちょっと間に合いそうもなさそうだということで、部長の答弁としては今、JR都府楼南駅が

要するに政庁跡だとか、そういういろんなところでのＪＲをおりたお客さんの一つのルートになるという形がありますね。今現在ですね、50人ぐらいという形ですが、この辺のＪＲの都府楼南駅を活用されてですね、そういった形での観光っていうのは、ちょっと皆無に近いんじゃないかなという感じがするんです。

今まで、善光会館の横の筑紫野の道路のアクセスの話があっただけで、もう今は実際通ってるわけですね、まほろば号が。ですから、私は太宰府駅が開設したとした場合に、いろいろ市として考えていたことがあると思いますが、それがそのまま都府楼南駅に使えないのかどうかという思いがあるわけですが、太宰府駅をただ開設するというだけの話じゃなかったと思うんですよね。そういう太宰府駅が設置できたときの交通体系を考えていくという話でしたが、私は都府楼南駅を中心とした交通アクセスを考えていってもいいんじゃないかなあということを考えてるわけですが、先ほど考えてるという話がありましたが、国博へどういう形でPRをするか、ありますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） ＪＲ都府楼南駅で降車されて、それからまほろば号に乗られて、大宰府政庁跡、それから観世音寺、それから太宰府天満宮、それから光明禅寺、それから国立博物館。太宰府天満宮、光明禅寺、国立博物館っていうのは散策路もつくっておりますので、有効に散策路を活用したいというふうに考えてまして、そういうプロモーション、プログラムですね、プログラムを前年度から策定しておりますので、プロモーション等でそういうものを明らかにしながらですね、誘致をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） いいのができるだろうと思います、プロモーションですね。

で、非常に先ほど申しましたように、市長をはじめ皆さん思ってもらっちゃいます国立博物館が開館すると、絶好のチャンスですね、太宰府を訴える。絶好のチャンスだと私は思うんです。

それで、前も去年の12月のときに足利市のことを事例をさせていただいて、要するに西鉄は西鉄との協議もあるでしょうけど、ＪＲをどう活用するか。これが今後の太宰府の、いろいろありますね、自家用車で来る人、それから西鉄電車で来る人、それから観光バスで来る人、あるいはグループで来る人、様々あると思いますが、やはりＪＲはもう少しこう大きくやっぱり活用していく必要があるんじゃないかなと思ってるわけですね。

都府楼南駅はそういう意味においては、ＪＲにとってみれば唯一の駅ですので、ここを何か活用していきたいということで、ＪＲと協議をしながらですね、ＪＲいろんなものつくってますよ、これ。駅前へ行ってきましたら、これ全部ＪＲ九州がつくってますよ。これ、関門海峡物語って、門司港、食堂から全部こうずっと紹介してるんですね。これ全部駅のところに置いてあります。それから、ハウステンボスとかいろいろあるわけですが、こういうのを国立博物館の開館にあわせてですね、ＪＲと積極的にもっと協議して。

私、市長見られたかどうかわかりませんが、自分でちょっとイメージを描きながらつくったんですよ。PRの、これ私がつくりました。原稿つくりながら考えよって、もう自分でつくってみようと思って思ったんですよ。要するに、これはまほろば号です。まほろば号ロマンサー、ロマンサーってこれ私が勝手につけた話ですが、もっといいと思いますけども、まほろば号でご案内しますと。で、国立博物館ですね、何かいいタイトルがないかなと思って、要するにこれ九州ですよ、九州の国立博物館。「九州に新しい歴史が今始まる」って、私が勝手にタイトルつけたんですけども、こういうようなやつをですね、私非常にまたもう一つ、これ見たらわかりにくいと思います、私のはわかりにくいと思います。だから、いろいろ変えてみたんですけど、例えば秋になればですね、秋になれば国立博物館とこの光明禅寺のもみじをばんと全面に出すわけですね、全面。そうすると、やっぱ京都なんか秋行きますとね、もうほとんどあちこちあちこちで京都はもみじばかりですよ。博多駅行ってもそうですよ、紅葉。それで、九州一のね、九州一の名所の紅葉っていうタイトル勝手につけていいっちゃなかろうかって私は思いますけどね。何でもいいですよ、それは別に、そういうランクがあるわけじゃないから。だから、そういう九州一とか日本一とかですね、そういうものをつくって、あるいは2月になれば梅の花が咲く。梅の花をばんとやって、国立博物館でやると。あるいは、4月になったら桜の花が咲くと。都府楼の政庁跡は立派な桜の花じゃないですか。

そういうものをですね、JRはやっぱりね、やっぱり一人でも二人でもお客さん乗ってほしいからですね、乗ってくると私は思うんですよ。これだけの太宰府のような観光地はない。それを、今見てみましたら1便50人、JR都府楼南駅がね。で、この前調べました。3月、JR都府楼南駅に何人1日に乗降客があるのかって調べてみましたら、3月7日が3人ですよ、3人。何のためにJR都府楼南駅にまほろば号通したのかと。もう少しやっぱ採算性を考えながら、せっかく大きな宝があるわけですから、つながったわけですから、もっとそういうような形で、こういうようなアピールの仕方もあるんじゃないかと。JR、乗ってくると思いますよ。議長も応援すると思いますのでね。

それと、あと福岡県。福岡県もですね、この国立博物館の開館に物すごいやっぱ命をかけてるって言ったら大げさかもわかりませんが、やっぱもうはらはらどきどきしとるんですよ、県も。

だから、福岡県とそして太宰府市とですね、JRとなんかになりながら、これあちこちできたらすごいですよ、と思いますよ。だから、ほかのどこへ行って国立博物館、国立博物館で言うけど、本当にどこまで知っとるのかなあと思うんですが、もっともっとやっぱこっち側からね、積極的に私はPRしていくんじゃないか。今からもうそういう時代だと、私はまた12月で勉強会でそういうの教えていただきました、これからはどう太宰府は情報を発信していくかと。でも、私は去年の12月やりましたけど、なかなかできそうもないし、見てみたら1日3人っていう話でね、どうかなあと思いますよ。これは地域振興部長答えるのか、市長が答えるのか、助役さんが答えるのか、わかりませんが。

まあ太宰府いろいろやっておられます、観光連盟だとかですね、いろんな形でやっておられます。でも、JRが一つの大きなですね、私はチャンスじゃないかなと。太宰府のね、今回のこれ、門司ですよ、食べ物屋から何から民間やったらできるんですよ。行政やったらなかなかね、ここのお店へ寄ってくださいとかっていうのはなかなかしづらいんですよ。だけど、JRやったらそれできるんですよ、おいしいものがあります、こういうのがありますよって。そういうようなPRの仕方ができないのかなっていうことを思ってるんですが、どうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） デザイナーもびっくりするようなポスターを提出していただきまして、非常に参考になります。

今清水議員が言われますように、そのような形でですね、JRと積極的に我々も太宰府をPRするために協議をしていきたいというふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） それとですね、都府楼南駅にバスが入ってまして、1日が3人ということですが、これ大佐野回りの時刻表があるんですね。この時刻表をしてみると、結構内山からですね、ぐるっと西鉄都府楼駅を通過して、大佐野回って、また西鉄都府楼駅に戻っての便があるんですよ。これをですね、例えば6時44分発の内山発のバス、これ通古賀の近隣公園からJR都府楼南にこう行きますとね、この内山回りの便がですね、内山発が6時44分、それから7時14分、それから7時39分っていうと、朝の3便全部やったら時間がありません、一応朝の通勤帯の時間帯だけ言いますけども、6時44分、7時14分、7時39分のバスがあるんですね。

これはJR都府楼南駅寄らないで、西鉄都府楼前駅に行って、もうそのまま大佐野の方に寄ってるわけですよ。だから、都府楼の通古賀の近隣公園からぐるっと回ってですね、都府楼団地入って、JRの都府楼南駅にこのバスが何時ごろに着くかということで、私計算しましたら、内山の6時44分の発がですね、7時7分なんですね。そして、7時14分のやつがJRの都府楼南駅に7時38分に着くんですよ。これ一番ですね、通勤帯のね、最もお客さんが乗る、要するに直接JRに行けばいいわけですね、内山の方から。これわざわざ通ってるんですよ、JR通らないで西鉄都府楼前駅に行ってますから。計算しましたら、どれだけのロスがあるか、12分のロスです、12分。だから、通古賀の近隣公園からいきなり西鉄に寄らないで、それからずっと都府楼南駅おりて、そのまままた西鉄都府楼前駅を通る。それでも12分しかロスがないんですよ。そしたら、7時38分、8時3分の電車に乗れるんです。着くんですよ、都府楼南駅に。その時間帯にはあるかどうかわかりませんが、朝方結構ありますので、使えるんじゃないか。

で、またいろいろありますけどね。そしたら、西鉄都府楼前駅って、今度はあすこは福岡農業高校の生徒が降りてますので、福農の生徒がまた降りて、その都府楼南駅から西鉄に乗っ

て、大佐野回りするわけでしょうが。大佐野回りで、大佐野公園のところまで降りればちょうど始業時間に間に合うんじゃないかと。

ぐるっとですね、吉松また回って、青葉台回って、ずっと来るんですよ。そしてまた、西鉄都府楼前駅に戻るんですね。で、これ朝見したらね、7時31分に西鉄都府楼前駅でとまっているんですが、それをもう一回JR都府楼南駅まで持ってくると、今度は大佐野の方とか青葉台の方とか長浦の方とか吉松の方たちがJRに来れるわけですね。西鉄の都府楼駅を7時31分で終わらせてるわけですよ、ぐるっと回ってると。それをもう少し延伸すれば、向こう側の人たちは水城駅だとかJRの二日市駅とか行く必要がないんじゃないかなと。もう少しこの辺ですね、私は1便に増やせとは言わないですよ、この大佐野回りのこの部分を活用すれば、もっともっとお客さんが乗り手が多いんじゃないかと。今、1日3人ですよ。もう少し工夫したらいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 現在のバスの路線につきましては、西鉄の都府楼前駅を中心に据えて路線を編成しております。

それで、今ご提案されることにつきましても、今後見直しをする時期になりましたら、十分参考にさせていただきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ありがとうございます。ぜひよろしく、もう次のときは観光客が増えたJR都府楼南駅がたくさん乗り降りがあったと言われるように、報告をお願いしたいと思っております。

もう一つですね、次に高雄の方の、高雄との運行コースですが、先ほどのお話ですと国博には間に合わない。開館には間に合わない。平成18年3月に、これから家の前・今王線ですか、要するに用地買収して、市道をバスが通れるようにすると。平成18年3月を目標でしたね、その目標は大体いつなんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今度建設部の方で建設します道路計画が平成18年3月までに完成予定でございますので、その新設道路にバスを走らせる予定にしておりますので、その道路完成後ということで、平成18年3月あるいは平成19年4月ということになるかと思っております。

（「18年、18年」と呼ぶ者あり）

あ、平成18年4月でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今、この前建設経済常任委員会で見たんですが、まだ要するに用地の買収もやってないわけですよ、今からやると。要するに平成17年の国立博物館の開館までに何とかあわせたいということで、市長も何とか早期にしたいということで取り組んでいらっしたわけですが、結局何にも手についてないような話ですね、結局。まだ今からやると。ま

だ用地買収も終わってないと。その計画図をつくるまでに時間がかかったのか、大体何に時間がかかったのか、ちょっとよくわからないんですが、その辺の、これは建設部長の話かな。何でそこまで、まだ今からのスタートになったのかね、もうちょっとその辺を。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今年度の市長施政方針でつくるということですので、この家の前・今王線については、そんなに長く時間がかかったと、そういうふうには考えておりません。

しかしながら、おっしゃいますように今何も無い状態でございます。近々地元説明会に入るという予定でございますので、この間地元の区長さんはじめ学校の先生、来られた中では地元が最大限協力しますというような温かい協力の言葉もいただいておりますので、その家の前・今王線につきましてはですね、それこそできるだけ早い時期に用地買収、工事をして、今地域振興部長が言いました平成18年3月までには完成させて、道路の竣工をしたいと、そういうふうに考えとるところでございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） この前の話ではですね、一番手間取るのが用地買収じゃないかというお話がありました。建設部長の話では見通しがついてるという話ですので、工事にかかればそんなに、用地買収ができて工事にかかれば、そんなに時間は要しませんよというような説明も受けたんですが、これは要するに国博までに間に合わせますよ、今まで親身にやってきた、それはそれで、努力目標としてよかったと思うんですが、この平成18年3月っていうのは、遅くても平成18年3月。だから、それよりも早くなることもあるわけですか、要するに用地買収が早く済んだりすれば。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） そのとおりに考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） できるだけ平成17年の国立博物館開館までに間に合わせるように頑張ってください、そのように思います。

それと、これから地元との協議に入られると思いますが、あそこ高雄の道路、どうやってどのコースを通ろうとしてるのか、どのコースを通ろうとしてるのかですね、梅ヶ丘のどの辺まで入るのか。高雄・梅ヶ丘方面ということでおっしゃってますので、一丁目の裏側の江牟田池の方まで入っていけるのかどうかですね、その辺のコースがあるのかどうか。全然考えてないのか、これから地元と話し合いをしていくのか。まず、高雄地域についての大体頭でこういうコースを考えてますという線があれば、お聞かせいただければと思います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 五条駅から出発しまして、現在西鉄が運行してます星ヶ丘、梅香苑、それをなるべく重複しないような形で検討をしております。

それから、太宰府高校を經由しまして、梅香苑の中を通過して高雄中央通り線に出まして、新設する今回の道路から高雄台を循環いたします。

それから、循環した後に県道に出まして、梅ヶ丘の中をぐるっと一周すると。そして、それから国道3号の君畑交差点から五条に入れるのか、君畑交差点を通過して都府楼前駅まで行かせるのか、その辺を今検討中でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 今の話ですとあれですか、市役所までは行かないことになるわけですか。何か高雄地域の人たちの一番の声は、結局西鉄電車、西鉄二日市駅あります。で、JR二日市駅、これは西鉄バスが通ってるんですよね、西鉄バスがですね。だから、公共交通機関のアクセスに関しては、西鉄バスでいいんだろうと思うんですが、問題はやっぱり市役所へ行く道がないと。

今、高雄地域の人たちはどうやって行ってるかったら、わざわざ西鉄二日市駅まで行って、そして電車がバスにまた乗りかえて市役所まで来ると、そういうことがあるんですよね。その辺のことは、やっぱり配慮していかなくちゃいけないんじゃないですかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今お話ししましたのは一つの例でございます、君畑交差点から五条の方面に行きまして、市役所前を通過して西鉄都府楼前駅に行く路線も1つあると思います。

それで、幾つもの路線を現在検討しておりまして、西鉄と競合することになれば、西鉄との料金の格差が出てきます。それとか、運輸省が認めない部分もあるみたいですので、その辺西鉄と十分協議をしながら、西鉄がやめたということになっても困りますので、その辺十分調整しながら、協議を進めております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 要するに市役所の辺のルートは考えてるということですね。それではそれで結構ですので、よろしく願いしておきたいと思っております。

これは、これからの話だと思っております、あと高雄中央通り線の方に入りたいと思っております。

長年の懸案事項でございますね、建設経済常任委員会では平成19年じゃなくて、もっと早くならないかというお話もありましたが、いずれにしてもこうやって平成19年度までに完了させていくということでございます。

これは、今まで進捗状況が20%ということでございまして、なかなかできなかったんですが、今回こういう形で平成19年度までに完了させると。用地買収から工事まで大変だと思うんですが、この前の説明では国の補助金がつくようなお話もありましたけども、財源についてちょっとお聞かせいただければと思っておりますけど。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 本当に長い間の懸案ということで、地元にご迷惑をおかけしたということで、基本的にはこのまちづくりで一つのプロジェクトを組んでおりまして、窓口は環境の

市民部になるのですが、その中でやっぱりここも重点的にやっていかないとということで、道路整備の中でやっぱりまちづくりに絡めた補助事業はないかというようなことをございまして、そこを県の方に尋ねまして、こういう条件のところだということで、何らかの市町村のそういう部分での国の補助なり起債なり、そういうものを受けれる項目はないかということで、何度か県の方を尋ねまして、その中で1つ、特に高雄中央通り線の方は歩道設置、こういうことでそういう項目があるということを受けまして、特に市の財政事情を申し上げまして、何とかならないかということでお願いしてきた経緯がございます。

これまでには、それこそ実計の基本的な枠組みは持っておりまして、その中での部分的買収、改修で進んできておって20%、これも大変な地元の努力なりがあったことと思っておりますけども、今回おおむねそういう県との協議で整ったということで行けるんじゃないかということで、今回先ほどの縦の線と横の線とできるという県の交渉の中でのそういうやりとりのもとに、今回そういうふうなことを申し上げております。

議案で道路認定を上げましたものの、申請の手続の一つでございまして、そういう裏づけみたいなのが要するというようなことでございますので、そういう議案として上げさせてもらって、今から進んでいくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 非常に喜ばしいことでございます。地元の住民の方々も長年の懸案事項に見通しがついたということになるわけですが、1点ですね、この高雄中央通り線の出口ですね、要するに高雄交差点に出るところ、今現在信号が短くて、二、三台ですか、しか車も4台目は行けないという状況があるんですが、当然この辺のところの問題もあるわけですが、これは信号を警察とこれから協議するという形になると思っておりますけども、その辺の一つの見通しと、もう一つ都市計画道路という計画がありますね、もう一本高雄中央通り線の横にする。この辺はどうなってるのか、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ちょうど高雄交差点、変則五差路ですかね、なっております、その高雄中央通り線からの出口は本当に数秒でございます。これは警察サイドからいいますと、これ以上なかなか青信号といひますか、長くすることはできないというふうな県の解釈があるようでございます。それこそ信号は1秒、2秒の世界でございまして、1秒間置くと何台かはけるということで、それが一日中くまなく繰り返されるので、大変交通量が変わってくるというふうな警察の考え方でございます。

特に高雄中央通り線については、やっぱり非常にこれ以上増やすことが横の3号線バイパスの関係で難しいということでございます。地元の方はですね、昔からあった自分たちの生活道路に勝手にバイパスつくって何事かという、自分たちが乗り入れが不便になるよということで、不満の声を持っておりますが、今のところ筑紫野警察署あたりと最大限の時間が設定されると、そういうふう理解いたしております。

それと、都市計画道路でございますね、これもたびたび今までの質問があつてるところでございますが、なかなかそれこそもう相当前に都市計画決定されて、現状と随分変わってきてることがあるということで、基本的な実現どうかという論議がなされるべきであろうと思いますし、県の方も20年、30年たつてもできない道路があるというようなことで、基本的にそういう見直し、そういうものも視野に入れてるということでございますので、そういう中での市の都市計画の道路の考え方も出てくるんじゃないかと、そういうふうに思っております。今すぐどうこうというのは、ちょっとできないというふうに理解しております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 高雄中央通り線の交差点に、要するにもう信号的にはタイムリミットだと、これ以上長くすることは難しいということでした。

私はあえて都市計画道路の質問をしたのは、結局この高雄中央通りから交差点、要するに都市計画道路そのもの自体は太宰府高校の方から来ると、高雄台と高雄中央通り線の真ん中をずっと1本道路が通って、パチンコ屋の手前を、パチンコ屋まで真っすぐ行ってね、パチンコ屋の手前を左に曲がって、筑紫野・筑穂線っていうんですか、あれの県道に出る、右折か左折して出ていくという都市計画道路の考えがあつたような感じがするんですが、高雄中央通り線がここまで拡幅されれば、あえて都市計画道路、2本も同じような道路が要ののかなという考え持ってるわけですけども、もし必要ないとすればですね、高雄中央通り線から高雄交差点に直接出るのが難しいのであれば、都市計画道路で考えていたパチンコ屋の手前に左折道路をつくって、そして県道に、言うなら都市計画道路が考えてたコースが考えられないかなと。要するに、信号がもう今難しいということになればですね、道路を拡幅して車の通りがどうなるかわかりませんがね。その辺のところの検討も必要じゃないかなと思ってるんですが、これは都市計画道路との考えもありますけども、いずれそういう形でしていかないと解決できないんじゃないかなと思ってるんですけど、いかがでしょうかね。難しいかな。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それこそプロジェクトの中に今都市計画道路と絡めた考え方、清水議員がおっしゃつたようないろいろな法線を描いて、検討をいたしました。なかなか実現というのが基本的に難しゅうございますので、それこそ新しい南側アクセス道路を、そういう考え方も構想の中にありますのでですね、都市計画道路の考え方については、そういうことも視野に入れながら、できるならば都市計画道路の変更をですね、何かそういうものがあるのか、できるなれば廃止にするのか、そこら辺も本当に論議が必要などだと、そういうふうに思います。今の都計が絶対だということとはちょっと言えない部分があるんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 最後に、これは市長の決断があつて、高雄中央通り線の拡幅がです

ね、長年の拡幅が私はできるだろうと思うんですが、これから用地買収に入ったり、いろんな予算の問題があったりして、なかなかああは言ったものの、また延びましたという形にならないように、先ほどのまほろば号の高雄地域乗り入れは平成17年度の国博に間に合わせるっていう話で、もうみんなそういうふうにしてたんですが、一生懸命努力されたことはわかりますけども、この平成19年度までに完了させていきたいという執行部の答弁でございます。おのずから市長がそういう形で指示をされているものと思いますけども、高雄中央通り線の拡幅、平成19年度までに完了させる、こういう形で市長の表明をいただきたいなと思っております。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 高雄中央通り線の拡幅でございますが、長年の懸案でございました。太宰府高等学校の通学路としても非常に危険のある通路でございまして、いろいろの形で地元の皆さん方とお話し合いをしまいたったわけですが、用地買収等非常になかなか進捗しなかったのが現状でございます。

それと同時に、今おっしゃいましたように、何とか補助事業としての問題も来ましてところで、若干のその協議の時間も要ったわけでございますが、今回地元の皆さん方にも新しい、今建設部長の方から答弁いたしましたように、きちっとした計画の設計もつくっておりますし、また高雄台に通しますまほろば号の路線、道路ですね、これもきちっと線ができましたので、これを地元の皆さん方にもご説明申し上げております。

ただいま申したような計画どおりに完了するように、また地元の皆さん方にも用地買収等にはできるだけのご協力をということをお願いしましたところ、地元の皆さんも自分たちとしてもできる限りの協力をしたいということでございます。目標どおりぜひ完成したいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり、まるごと博物館構想と史跡地の有効活用と観光についてと、梅大路の信号と踏切について質問をさせていただきます。

初めに、まるごと博物館と史跡地の有効活用と観光についてであります。まるごと博物館構想において史跡地の有効活用をどうとらえて、観光にどう使っていこうと思っておられるか。地方のことは地方でと言われる時代、太宰府の経済としての観光をどう位置づけられているか、まず市長の考えをお伺いしたいと思います。

あとは、何点か箇条書きにてお聞きします。

1番目に、史跡地の有効活用として、水城跡北側に駐車場用地を確保できないのか。

2番目に、水城や政庁跡に復元模型とか、そこに立ったときに歴史やロマンを感じるような看板等を設置できないか。

3番目、政庁跡横の蔵司について、市が買い上げるだけではなく、民間で買い上げて活用する考えはないのか。

4番目、国の文化財保存に対する現状維持の考え方が難しいというのはわかるが、特区の申請など、本腰を入れて活用政策を打ち出せないのか。

5番目、文化財の有効活用として、観光の視点から何か方策はないのか。

次に、梅大路の信号と踏切については、先ほど安部陽議員の質問もありましたが、私は今の計画でいいのか、根本的な太宰府市としての考えはないのか、まずお伺いをしたいと思います。

再質問は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 最初に市長の考えをとということでございますけども、まず私の方からご答弁をさせていただきます。

太宰府市まるごと博物館につきましては、既にご承知のとおり、本市の歴史や文化、自然、産業などの多種多様な分野におきまして、地域の再発見や再評価を行う遠大な取り組みでございます。したがって、この推進に当たりましては、総合計画をはじめとする各関連計画との整合性を図りながら、無理なく、なおかつ効率的に進めていくことが肝要であるというふうに考えます。

ご質問の本市の経済としての観光の位置づけについてでございますけども、本市の経済にとりまして、少子・高齢化の進展や、あるいは人口増加など、大きく見込めないというような状況から、本市の特性を活かしたまちづくりが必要であるというような観点からも、観光振興は重要な施策であるというふうに考えます。このことから、戦略プロジェクトの一つでありますまるごと博物館というまちづくりにおきまして、歴史的、文化的遺産の保存と活用や、あるいは観光及び産業の振興などを掲げながら、その推進を積極的に図っておるということでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 具体的項目の1点目につきましては、観光客の利便性を図るためにも、史跡地の駐車場確保は大きな課題と考えております。史跡指定地の利用制限もあり、即効的な解決策は見出せておりません。しかし、駐車場として整備できなくても隣接した空き地の草刈りを行い、車が進入しやすい条件を整えるなど、観光客からの問い合わせに対応できる利便性を図る工夫を進めていくことも必要であります。

また、史跡地付近にバス停を含めた駐車場が必要でありますので、実現に向けて努力したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 2点目につきましては、現在ある看板は政庁跡が整備をされた当時、福

岡県が解説板を設置したものと、財団法人古都大宰府保存協会が平成12年3月に設置したものが2基ございます。そのうちの1基には、南門復元模型図を載せておりますが、ご指摘の点も考慮しながら、今後とも検討をしてみたいと思います。

3点目につきましては、史跡地の使用に関しましては、文化財保護法により一定の制限が課せられております。文化財保護法の趣旨は、文化財の保存や保護が目的であり、民有地の用途などを規制するものではありませんが、史跡地の現状を変更する場合は、文化財保護法の趣旨や目的を十分に考慮し、本来の価値を損なわないような形で、文化庁の許可が必要となります。

また、函館市、京都府向日市の構造改革特区申請の状況を見てみますと、文化財保護法第80条の現状変更の制限緩和について申請されましたが、採択されていない事例がございます。しかしながら、今後とも他市等の状況も見ながら、調査してまいります。

4点目の蔵司跡についてと5点目の文化財の有効活用につきまして、一括してお答えいたします。

太宰府を物語る上で、昔の役所である政庁跡とあわせて、その当時の財政をつかさどる蔵司跡は重要な遺跡であり、公有化を図る必要があると考えております。現在、この土地につきましては、地権者からの買い上げ要望書が提出され、買い上げについて事前の協議を進めている状況であります。買い上げにつきましては、数年を要するものと思われまので、今後の活用方法について検討してまいります。

史跡指定区域外の土地に関しましては、教育委員会の所管外となります。

以上、数点にわたり史跡地の有効活用についてご質問をいただきましたが、現在文化財の保存、活用について基本的な方向性を示す太宰府市文化財保存活用計画を平成13年度から4か年かけて策定いたしております。この計画は、まるごと博物館のまちづくりに視点を置いた策定委員会を立ち上げまして、委員には都市計画専門の大学の先生方や国土交通省並びに国、県の指導機関として文化庁、県の方々にまちづくりについてご提言をいただいております。そういうことから、史跡地も一つの観光資源ととらえ、史跡地とその周辺を含めた活用のあり方を、この計画の中で提案していきたいと考えております。

なお、これらの史跡は、国指定であることから、活用計画の立案に当たりましては、福岡県を通じて国と十分に協議していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 梅大路の信号と踏切についてお答えいたします。

九州国立博物館の開館に伴う交通対策について福岡県に対し、市内の幹線道路の整備、改良が必要な箇所を平成9年度から継続的に要望し、梅大路の信号と踏切の改良についても同様に要望してまいっております。現状の県道筑紫野・古賀線の五条交差点から梅大路交差点までの交通混雑は、梅大路交差点の右折レーンが短いこと、近接の踏切遮断による右折交通処理能力

の低下が大きな原因として考えられます。今後、開館までの福岡県の短期計画につきましては、迂回経路情報の提供、標識配置計画、踏切と信号の連動制御、右折レーンの延伸が計画されております。長期計画では、梅大路交差点の改良、筑紫野・太宰府線の拡幅と歩道の設置、五条交差点から太宰府小学校方面への道路拡幅等が上げられておりますので、十分県と協議していく必要があると考えております。

梅大路の交差点の踏切と信号の連動制御の実施につきましては、先ほどお答えしましたように、土木事務所の道路管理者と福岡県警と協議中ではありますが、今後の方向性については、筑紫野・古賀線の渋滞を解消するため、踏切の開放時にできるだけ筑紫野・古賀線の青信号時間を延ばす方向で検討しているということでございます。

議長（村山弘行議員） ここで、17時まで休憩いたします。

休憩 午後 4 時46分

~~~~~

再開 午後 5 時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ただいま、るる回答いただきましたが、なぜ最初に市長に考えをお伺いしたいかといいましたら、先ほどの回答の中で、観光は重要課題と考えておりますという回答が返ってきて、それはそれでいいんじゃないかってことを言われるかもわかりませんが、実は重要って言葉だけでは私はちょっと満足がですね、いかない。最重要ということになるのかならないのか、そこを市長にまず全体の質問に入る前に、このことが重要なんです。だから、市長がいや、やっぱり重要ですよと言われれば、そのトーンで質問しますし、それによって次の質問のトーンが変わってくるもんですから、ぜひよろしくお願ひしたい。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ご質問の太宰府の施政の中に占める観光行政でございますが、これはもう最重要課題の一つだと思っております。

ご承知のように、本市は平成13年から平成22年にわたり第四次総合計画をつくっております。将来像としては「歴史とみどり豊かな文化のまち」、そのためのまちづくりでございますが、ご承知のように平成8年3月に太宰府に国立博物館の設置が決定いたしました。

それを受けまして、今までの観光行政にいたしましても太宰府天満宮を中心とした観光だけではなくて、国立博物館を核とした、いわゆる市全域をフィールドとするような観光行政を進めなくちゃいけないと、そういうことで第四次総合計画の3つの柱の一つでございます。まると博物館構想をつくったわけでございます。これに従いまして、具体的に博物館が開館いたします来年の10月15日以降、観光客の増加等々も見込まれますが、それ以上に天満宮、国博にとどまらない全市的に広がっておりますこの歴史、文化施設あるいは史跡地、そしてこの自然、そういうものをフィールドとした歴史観光あるいは太宰府市の観光の広がりを今後とも推進し

ていきたいと、そのためのいろいろの施策を今、十分研究、検討しておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） はい、よくわかりました。

先ほどの箇条書きでお聞きした部分ですけども、水城跡の北側の駐車場の問題、これはあとの特区の問題とも関連するんですけども、そこにできなくても史跡地外で考えてもいきたいという回答がありました。ぜひ少しでも早い時期にですね、そういったものを実現をしていただきたいと、もうあとは実現する以外にないと思います。

今までも水城の近所に駐車場ということはたびたび言われてきましたし、やはりそれがなければ観光客を、太宰府市全体に回すと言ってもですね、もう不可能であろうと思います。せっかくまほろば号も来てますけども、やはり観光で来られた方あたりがまず寄ってもらおうとすれば、高速を降りてすぐのところに水城跡があるわけですから、観光バスが入れるスペースがですね、どうしても必要だと。これはもう必要不可欠だというふうに私も思います。

で、これは2番目と関連するんですけども、今水城跡へ来られた方は、ちょうどあそこに水城三丁目の信号のところの碑を読むぐらいで、何も水城に触れることもできない状況っていうのが今あります。ですから、ぜひあそこを完全に復元せよということは言いませんけども、こういったふうになってるんですよというですね、絵なり、それからこうやって使っただろうと、使うことだったろうと思われるそういったものが目で見てわかるような、そういったものを設置する必要があるんじゃないかなというふうに思います。もう少し、もう日本に一か所しかない水城跡ですから、そういったことで観光に来られた方がですね、過去、歴史、ロマンをはせれるようなことにぜひしていただきたいと思っています。

この問題は、政庁跡も同様でございます。復元図がないということは過去にも聞いたことがありますけども、もし政庁跡がこういう建物だったであろうということでもですね、私は十分ではないかなというふうに思います。別にあそこに復元しろという話ではありませんので、数多くのやはり政庁跡に来られる観光客または近隣の方々、多数いらっしゃいますよ。あそこに来て、そういうロマンを感じることができるかどうか、ぱっと政庁の広場を見たときに、あ、こういう建物が実際看板等を見て、向こうに目を見せたときにこう浮かんでくるような、そういった世界っていうのがあそこにあるかないか。私は今の現状では、やっぱりないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、あその中に動画でもいいし、またはカラーでですね、人の目を楽しませるような、視覚を楽しませるような、またはあそこに行けば聴覚からでもですね、そういった歴史を聞くこともできると。横に館があるから、そこに行けばいいじゃないかって言われるでしょうけども、もうその時代は終わってるというふうに私は思います。ですから、あその中にそういったものがないかどうかですね、まずお伺いをしたいと思いますが、以前あその看板

については、県がやるもんだというふうに私は認識をしておりましたが、そういった案内板、解説板、それから看板等、そういったものは市でもできるわけですかね。それをまずお伺いしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 復元図等の設置について、本市教育委員会でできるかということですが、できるということでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ということは、その他のそういった看板等もできるというふうに理解しとっていいわけですね。はい、わかりました。

その次に行きますけども、全体これ関連してるわけですから、また最終的に言いますけども、その蔵司の部分について、最終的にですね、これどなたにお伺いしたらいいか、全部関連するか、私は市が将来どういうふうにあそこをしたいと思っておられるのか。というのは先ほど、次に言おうかなと思ったけども、特区の申請が京都とか函館とか出て、却下されたというようなことも聞いたんですが、いわゆる観光で経済を伸ばしていこうとするのであれば、それは文化財保護法がありますから、現状としてはいろいろ難しい問題があるかもわかりませんよ。しかし、太宰府がそれ以外に経済的に伸ばしていくものがないとすればですよ、今から地方の時代と言われたときに、史跡地の有効利用をする以外にですね、私はないのだろうという立場に立っています。

そういう立場に立って物を言いますけども、それは文化財ですから、あそこを掘り返して何も建たないといった方がいいのかもわかりませんが、文化財保護法では経済は伸びないと、私はそう思います。法律ですから、文化財保護法も。法律は変えることができるわけですから、そういう立場に立ってでもですね、太宰府が地方として生き延びていくためには、いろいろ方策を立てて、特区の申請あたりもやってですね、通るか通らんか、これ意気込みですから、その中の計画ですから、やってみないとわからんんじゃないか。よそがだめだったから、うちもだめということは絶対ない。太宰府には太宰府の特性がある。これだけ狭い平米数の中で、史跡地がどれだけあるのか。それを生かす以外にないんだというですね、すべての史跡地を有効利用せれと言うわけじゃないわけですから、せめて水城跡、政庁跡、この付近の史跡地についてぜひ有効利用をしてですね、観光に結びつけたいということが私は必要ではないかなというふうに思っています。

そういう立場から物を言ってますので、いや、そうじゃないんだということであれば、それはそれなりに違う意見があるでしょうから、それは仕方ないことですけども、いかがですか。

蔵司跡について、市が買い上げたときには、将来どういう姿になるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま本市におきましては、太宰府の史跡地指定の民有地を公有化しておると。毎年、計画的に公有化のための予算を組みながら買収をやってるわけでございます。

蔵司の跡地につきましては、現在民有地でございますし、またその民有地の中におきまして、現在まで住んでおった方と地主さんとのいろいろの関係もまだ残っておった時代でございますが、今回この蔵司跡地につきましては、太宰府としては買い上げる、または民有地を買い上げするという方向で今、努力いたしております。これにつきましても、文化庁としては予算措置につきましても十分協議に乗るということでございます。

ただ、全体的な史跡地の利用につきましては、先ほど教育委員会の方からご答弁申し上げましたように、太宰府市の文化財の保存活用計画、有効活用のための策定委員会を今設置いたしております、専門の先生方はもちろんでございますが、国土交通省あるいは文化庁の関係職員等々も委員に入ってください、今計画の策定中でございます。これにつきましては、平成13年度から4か年計画で策定をお願いしております。

この策定を参考にしながら、太宰府市に現在ございます史跡地の有効活用をどうするかと、新しい施策を講じていきたいと思っております。もちろん、これには文化庁、文化財の保護法等の制約があるわけでございますが、そういう専門家の意見を聞きながら、太宰府ならでできること等々につきまして、有効活用の指針をつくりながら、国はもちろんでございますが、県等々も協議しながら有効活用の方策を立てていきたいと、そういう気持ちでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それはよくわかるんですけども、順序としてですね、今そういう協議が行われるとすれば、太宰府市としてこういうふうにしてほしいっていうですね、要望といたしますが、計画、そういったものをつくって示すのが先になった方が、それが受け入れられるかどうかという問題は別にして、太宰府市としては有効活用をこういうふうにしたいんだという、そういうものはできないんでしょうか。

その上で、無理なものは無理ってということでされるのはわかるんですが、ただやはり文化庁それから県のその文化財の方が入ってくれば、当然やはり文化財の保護法というものをですね、中心に物事を考えられるような気がしてならんわけですね。そうすると、大きな変化っていうのは望めないのではないかなというふうに思われますので、ぜひ太宰府市としてこうやりたいんだというものを、特区の申請というのもそういうことですよ、こういうふう以太宰府の観光を伸ばしていくには、こうする以外ないんだといったものをですね、ぜひ皆さんの力でつくっていただきたいなと、そう思っています。

今日、こっから先はもう言いませんので、その考え方、私の要望だけ申し上げときます。

あと、引き続きについては、また再度させていただきますけども、余り時間もありませんので、今言った3点、4点、5点、こういったことをぜひですね、活用していただきたいと思っています。

もう一点、本当はですね、本当はって言ったらいかん、課長からこのことは質問するなど、いや、別に大したことじゃないんですが、本当は水城跡の横のね、館を半分でも残してほしいという気持ちは今でも変わりません。あそこを歴史ミニミニの博物館にしていきたいとい

う気持ちはですね、今でも変わってないんです。しかし、このことは深く追及っていうか、深く追及する気持ちもないけども、余り一般質問じゃ聞くなと言われたから、聞かずに要望として言うておきます。

最初のこのことは、もうこれで終わりたいと思います。これ以上は言いませんが。

次に、先ほどの梅大路の信号と踏切について、石橋部長がバスの中で必死に私を説得しようとしたので、どうも納得いかんかったんですが、今からの課題と将来の課題ということで、部長に話をさせていただきました。将来的な考え方として、こういう計画があると。それはそれで、そちらの方が有効だろうと、私も思います。

ただ、今警察と那珂土木事務所と、90m延ばして、信号と踏切を連動させるという話ですね、どうしても納得がいかんわけです。先ほど石橋部長は、踏切があいてるときには県道筑紫野・古賀線、要するに直進・右折ラインを長く青信号にするという説明をされました。そうすると、そのときには歴史資料館側から下りてきた車はいつまでたっても左折ができんと。あいとるときは優先ですから、直進がね。そうすると、閉まったときに動きたくても動かれん。ということは、向こうに行った人は同じ道を帰ってこようとするわけですから、私は全く意味がないとは言いませんが、ほぼ意味がないと、そういうところにお金をかけるのは、と思います。いや、そうじゃないんだというお答えがあればどうぞ。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 今、県と県警と協議をされてますので、今心配されてることも十分その協議の中で出てきてると思いますので、善処されるというふうに私は考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 県と県警、あれはですね。だけど、そこにね、何で太宰府市の考えがないのかなって、それが不思議なんですよ。そういうとこ任せる必要ないでしょうが。太宰府市としてはこうしてほしいっていうものを出した上で、警察と那珂土木事務所が話すならいいですよ。そこがね、皆さん方が納得せんものを決められてどうするんですか。

この件はね、本当に要するにもう一点、なぜこういうことを聞くかといいますと、先ほどは安部さんは五条のとこまで渋滞すると言いましたが、あのおかげで、あのおかげというか、あそこが詰まるとですね、優に関屋の信号まで影響が出てきてるんですよ、今。皆さん方、向こうから来んからわからんのですよ。我々は向こうから来ますので、議会に来るときも何でこんなに込むのかなって思う時間帯が込んでるんですね。前に進まんという状況が幾らでもあるわけです。我々は市役所から先には、その時間帯行きませんから、原因がわからなかった。私もわからなかった。何でこう朝ね、まさか天満宮に行くわけでもないのに込むのかなと。で、あるとき行ってみたら、要するにあそこが渋滞しとるから、今詰まってるから、先に行かんわけ。直進が全部行かんで、渋滞してると状況があるわけですね。これは今の状況ですから、現状ね。先ほどお話あったように、歴史資料館を駐車場にしよるんですか、今、あそこの跡は。その駐車場はですね、だれが利用するんですか。だれが利用するための駐車場ですか、まずそ

れを聞きたい。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 北側アクセスはもう既にご存じと思いますが、歴史資料館の横の駐車場を現在扱ってますのは、南側アクセスという形で国立博物館の利用者の駐車場というふうにとらえております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） いや、歴史資料館の横ってというか、歴史資料館そのものも壊して駐車場になるんじゃないですか。それは違うんですか。資料館は残すんですか、それとも壊すんですか。壊した後は何になるんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 詳しい話は聞いておりませんが、九州歴史資料館が小都市の方に移転するというようなのは新聞情報で知っております。その後、跡をどうするのかっていうことは、まだ把握はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そのアクセスの問題はわかるんですが、いわゆるその駐車場を利用する人は、梅大路の信号を通るんじゃないんですか。通らないんですか。そこを聞きたいんですよ。梅大路の交差点を利用せずに、歴史資料館の横の駐車場に行かせるんですか。それとも、そこを通過して駐車場に行かそうとするのか、それをちょっと教えてください。思惑、市の思惑ですよ。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） これは、県の考え方です。それで、一応先ほどもお話ししましたように、南回りルートと北回りルートっていう構想がありまして、北回りルートは現在の北側アクセスから入ると。それから、南回りルートは高雄の交差点を左折しまして、原交差点から同じように北側アクセスの方に誘導するという計画でございます。それで、南側アクセスについては、梅大路交差点を右折した車が南側アクセスを使うようになるのではないかというふう考えてます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ですからね、あそこの信号は現状でもそうなんですよ。国博がオープンしてですよ、どんどんあっちへ来だしたらどうするんですか。私はもう国博を誘致するときからですよ、地元の人たちは今以上に混雑とか、そういう生活面に支障があるようであれば、僕はあそこへできんと思っちゃった。それは最初からわかって、新しいルート、道をつくるんだという話があったから、我々は賛成したんです。ですから、先ほどアクセスの表示板をつくるという、高雄の方から入ってもらうようにすると言いましたよね。ですから、もう梅大路側にはこっからは行けませんよというようにして、国博に行く人にはあそこは通させないと。梅大路は使わせないとというふうにしないと、もう高速で来た人、3号線から来る人、すべて向こう

に案内をすると。

だから、そういう観光客っていうか、資料館に来る人たちに資料館のところの前の駐車場を使わせることはやめてほしいんですよ。駐車場をつくらんでほしいんだ、本当はね。もう最初から言ってますけども。車ではあそこへ行けないと。そこはもう、もしとめるとすれば、そこに勤務する人たちの駐車場だけにしないと。万が一、梅大路の交差点をですね、国博がオープンしてからどんどんフリーで通させようとするのであればですよ、あればこういったこそくな手段はやめてほしい。90m延ばしても、余り意味がないさ。今の時点では、90m右折ラインを延ばすということは有効ですよ。しかし、これ以上車が増えたときにですね、それぐらいのこそくな手段では解決できなくなりますよ。私はそう思います。

ある部長もこの前言ってありましたけどね、今のままでいくなれば、将来もするんであれば、連動した、連動っていうか、右折ラインをつくった上に西鉄電車にもですね、あそこに信号をつくってとまってもらう。もうこれしかないですよ。今まで西鉄と何か話したことありますか。私も最初笑いました、そんなばかなことできるもんかい。しかし、よく考えたらですね、もうそれしかないですよ。今まで西鉄と何か協議されたことありませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 西鉄との協議はまだいたしておりません。

それから、県の計画の中で、市道の東西南北の拡幅というのがございます。これは、五条交差点から左折しまして、天満宮の駐車場に行く道です。それから、ちょうど途中ぐらいから右に行って、梅大路の交差点に出る道路がございます。これが東西と南北になります。それで、ここを拡幅する計画が県の方から指示されまして、市といたしましてはここは拡幅しないと。そのかわりに、県道でですね、梅大路交差点から天満宮駐車場の方に拡幅してほしいと。そして、御笠川まで突き抜けて、御笠川から五条大橋の方に道路を県道としてつくってほしいという要望をいたしておりまして、それがもし実現すればですね、梅大路交差点の右折車というのはほとんどなくなるのではないかというふうに考えてます。

もう一度説明しますと、市役所を過ぎまして、五条の橋があります。それをすぐ左に河川沿いに、河川沿いになるのか米屋さんの方になるのか、まだ確定はしておりませんが、何らかの形で道路をつくると。そして、梅大路交差点から真っすぐ新しい道をつくると。そういう要望を県の方にはいたしております。

（「市役所の前を通過して、米屋の裏を通して河川敷沿いに」「もう後でゆっくり、茶々しない」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 武藤さんが言われると弱いよな。

（「みんなわかったっちゃけん」と呼ぶ者あり）

おれわからん。その問題は別にしてですね.....。

そしたら、その右折せんでも真っすぐこう行けるってこと。ああ、そういうことですね。

(「県に要望しよるとよ」と呼ぶ者あり)

しかし、最終的にはその西鉄電車になるわけよね、これが。これと連動させればいいってこと。しかし、そのときにどっちを優先するかっていうことで、それはね、四つ角やけん、難しいんですって。それ簡単にね、信号連動させるのはもうT字路か何かじゃないと無理なんですって、四つ角では。あれだけ交通量が頻繁にこうあるところはね。

その先ほどの西鉄電車の話、これ一遍協議する価値はあるんじゃないですか。だから、西鉄にも協力をしてもらおうと。ダイヤを大幅に扱わないかんかもわかりませんが、難しいですよ、信号ですから。そりゃ難しいでしょうけど、難しいことを太宰府がやったということにすりゃ、西鉄の株は上がりますよ。さすが西鉄というふうにな、私はなるんじゃないかなと思いますので、ぜひそれ一遍打ち合わせされませんか。どなたの案かはわかりませんが、私の案じゃ決してありませんが、もう大変いいことだなというふうに私も思いますので、その点を最後にお伺いしたいと思います。

議長(村山弘行議員) 地域振興部長。

地域振興部長(石橋正直) この国立博物館に対します梅大路交差点の関係につきましては、関係部課でどうしたらいいのかという協議を行いました。その中で、西鉄電車を赤信号で急行電車をとめることが一番だという職員からの発想が出てまして、いろいろ議論をしたんですけども、福岡市内に走っておりました路面電車については信号でとまってたわけですね。それで、急行電車もできないかという話も出まして、いろいろ議論したんですけども、急行電車が赤信号でとまっているところが今のところどこもないんじゃないかというようなことから、非常に難しいと。究極解決するためには地下鉄が高架しかならうという結論に至ったわけでございます。しかし、今福廣議員が提案されますように、西鉄電車と協議をすることは可能だというふうに考えておりますので、一度話を持ち込みたいというふうに考えてます。

議長(村山弘行議員) 17番福廣和美議員。

17番(福廣和美議員) 済みません、終わりです。ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

ですから、路面電車ならできるのであれば、路面電車に変えてほしい。いや、そりゃもう皆さんが笑うのはわかりますよ。わかるけども、路面電車4両ぐらいつなげてですね、走りゃあそう変わらんでしょうが。スピードが落ちるだけの話です。そうすれば、信号でとまれる。そういう今考えてできることをですね、どんどんやらんと太宰府は生きていかれますよ、将来。僕はそう思います。もう古い体質のままじゃですね、このまま発展性も何もなければ、福祉の向上も考えないんであれば私はいいと思いますが、ぜひそういう発想をですね、持ってらって、いい太宰府にさせていただきたいということを要望して、一般質問を終わります。

議長(村山弘行議員) 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております4項目について、市長、教育長の回答を求めます。

1項目めは、同和運動団体補助金の大幅削減を平成17年度の予算編成にどう実行するか、明らかにしていただきたい。

国は、地方交付税国庫補助金の削減を地方自治体に押しつけているため、市では昨年に引き続き財源不足のため、福祉・教育事業の縮小をはじめ支出削減を各部・課に指示しています。

一方、同和対策では、平成14年度で法的措置が終了しているのに、市単独事業として聖域化し、固定資産税、都市計画税、住宅家賃、保育料の減免や年金、医療、進学奨励金、解放運動団体補助金など25事業を行っております。特に、社会運動団体が市民の税金で運営、活動することは問題です。その上、この財政厳しい中に、今年の11月9日解放同盟筑紫地協より、部落解放行政確立するための要求書が提出されております。

内容は、法律は失効したが、太宰府市は人権同和行政の推進のために、課から部へ昇格させ、全部局を指導・調整する権限を持たせて、人権センターの創設、財政支援、同和教育、福祉就労などの人権・同和行政を特権的な立場で職員増や予算要求をし、議会の議員に対しては差別を理解させ、啓発する要求まで行っていますが、私はこのような要求は認めることはできないと考えます。よって、補助金の見直しや部落解放同盟の要求書に関して、市長、教育長は同和行政・教育に対する今後の方針と予算の編成について具体的に回答ください。

2項目めは、産業廃棄物処分場について質問いたします。

筑紫野、太宰府、小郡と山神水道企業団、市民団体が一体となって、市民の水を守るために、山神ダムの上流にある産業廃棄物処分場のすべての業の許可取り消しと産業廃棄物を水源地から撤去させる要求を行っるところであります。

この2か所の処分場業者は、再三違法行為として不法投棄、容量オーバー、許可外埋め立てなど、法律を守らない事業所であります。また、許可以上に大量の産廃が関東、関西より大型船舶で須崎埠頭まで運び、筑紫野市に持ち込まれていることも明らかになりました。その上、ダイオキシン排出基準法違反で使用停止になっていた1号炉を県や監督署に解体計画を届け出せずに処理しておりました。このような違法行為を繰り返す業者に対して、3市長、山神水道企業団は再三福岡県に対して改善指導を要望してきましたが、再度環境省と福岡県に焼却、選別、埋め立てなどの許可の取り消しを市民の代表として要求していただきたいが、市長の回答を求めます。

3項目は、中学校給食について質問します。

中学校給食を願う保護者の要望に対し、各議員より再三質問がなされ、議会も特別委員会を設置し、2年近く調査研究などを行っていて、合意の結果、教育委員会は11月11日より一般市民2,000人、児童・生徒、教師4,584人、合計6,584人にアンケートを実施いただきました。回収結果を報告をいただきたいと思えます。

アンケートの内容結果は平成17年3月の予定とのことですが、教育委員会、教育長、そして

市長は、中学校給食の実施について財政上の問題点もあるが、給食費を保護者に負担させる以上、実施が現状でいくのか、方針を明らかにしていただきたい。

最後の質問は、30人学級を県に申請し、落ちついた学習や不登校、学級崩壊にならないよう子どもたちの学力や人格づくりを行うために質問いたします。

国、県の学級編制基準は40人となっているため、各小・中学校は毎年の学級編制に対し、保護者をはじめ学校長、教育委員会は大変なことと思います。毎年、児童・生徒の増減により40人近い学級か小人数学級に分かれるなどと、新学期まで不安もあります。

昨年度、福岡県は少人数学級研究指定校として12町28校または弾力化による少人数学級を6市11校で認めました。

昨年度、太宰府市はこの制度の活用は単年度であり、しないとのことでしたが、福岡県は引き続き少人数学級を行うとのことですが、この制度を活用しないのか、また県下の自治体では退職教員を雇用して各学校に配置しているが、行き届いた教育環境を充実させるために、教育長の回答を求めます。

再質問は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 市長、教育長へのご質問でございますが、まずは私の方からご答弁申し上げます。

運動団体の補助金につきましては、これまでの協力関係によって得られた成果を踏まえて、今後も同和問題解決に向けて運動団体の教育、福祉、健康、就労、その他生活全般の様々な分野での学習活動、相談活動あるいは啓発活動など、自主的活動を支援していく必要がありますので、筑紫地区4市1町で組織します筑紫地区人権同和行政推進協議会の中で協議をしながら、縮減の方向で進めております。

次に、今後の人権同和行政の方針としましては、国の特別対策としての財政上の時限立法としての、いわゆる地対財特法は平成14年3月末で失効しましたが、平成14年太宰府市同和対策審議会答申に基づいて策定しました太宰府市人権同和政策基本方針基本計画によりまして、国の財政上の特別措置としての同和対策は終了しましたが、同和問題解決への取り組みの終了を意味するものではなく、太宰府市同和問題実態調査結果で残された課題が明らかとなりましたので、今後も同和問題解決に向けて、人権同和行政を推進してまいります。

また、今後の人権同和政策予算編成につきましては、事業及び補助金の予算編成を行うに当たり、地区からの要望書や運動団体との協議を行い、地域事情等を十分把握しながら、個々の要求事項が同和問題の解決に向けて真に必要なかどうか、また市民に理解と共感、支持が得られるのかとの判断を行い、予算編成を行ってまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 件名ごと。

（19番武藤哲志議員「1項目だけはもう教育委員会の回答もらいま

す。教育委員会の同和問題に対する回答求めたんだけど」と呼ぶ)

教育長。

教育長(關 敏治) どうも失礼いたしました。

太宰府市といたしましては、計画にもありますように、人を大切に、豊かな心をはぐくむまちづくりといたしまして、その一つの項目といたしまして人権の尊重と同和対策の充実を上げております。また、21世紀というのは人権の世紀と言われるように、人権というものが非常に尊重される時代であると考えております。

一方では、さきの答弁にありましたように、部落差別ということについてそういうのがまだ残ってるというのも事実だととらえております。

こういうふうなことから、今後人権教育、人権啓発はより一層重要になるものだというふうに私自身とらえているところでございます。こういうことをもとにしながら、今後同和教育、それからその啓発等を含めたことを中心にしながら、一層人権教育、人権啓発が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 私の質問した内容については、何か大まかな形で回答されておりましたね、私は太宰府市の問題を言ってるわけですね、4市1町で縮減ですか、縮小みたいな。私が言っとるのはそうじゃないんです。

今言ったように、はっきり言って太宰府、これいろいろ決算を議会なんかも出していただいておりますと、早う言えば全額市民の税金で6,000万円を超えるこの運動団体にかかわる補助金を出されてるんですよ。で、これ予算編成方針見ましてね、大変財政厳しいのわかりますが、平成17年度は4億1,679万9,000円も税源が不足すると書かれとるんですよ。激しいことになりますと平成19年度は8億1,907万3,000円も財源が不足すると書いてある。そのために、あなた方はどうしてるのかというのは、延ばす勇気、やめる勇気、変える勇気が必要だと、こう書かれてる。そして、補助金の見直しの方針が出されておまして、具体的なものが出されておるんですよ。なぜここだけ4市1町で協議しなきゃいけないんですか。太宰府市の問題でしょ。私が言ってるのは、市単独事業として、早う言や投げ渡しの金ですよ。何のメリットがありますか。人権同和とか言うけどね、啓発が必要ですからこういう給付なんかはやめる必要がありますよ。ここ私、解放同盟の去年のあの部分持ってきてますが、はっきり言って人件費でしょ、これ。全国大会に早う言や旅費、日当、行動費まで払って行かせてる。こんなお金が幾ら使われてるかということ、何と1,187万2,416円ですよ、1つの団体だけで。研修費という名目で。あなた方は行政視察するとか研修行くのに、それさえ予算も削られてるでしょ。議会だって、どうしても予算措置がとれないから10%削ってくれと来てる。ところが、何でこんなに固定資産税だとか都市計画税、住宅家賃、保育料の減免、医療費、奨学金ですね、進学奨励金として渡しとる、貸付金じゃない。運動団体に出してる金額も、はっきり言って1,700万円近く

ある。これを見直してくださいと言っただけですよ。見直すという方針はあるけど、ここだけは4市1町で協議するという事は、そりゃ運動団体の補助金は4市1町で協議する必要もあるかもしれませんが、まずこれが1点。

だから、自分のところのまちの問題ですが、あなた方が早う言やめる勇気を持つか、変える勇気を持つかということ自分で言っただけで、自分でしないと思う。

それから、この要求書、11月9日に出してるこの要求書を見てびっくりしましたよ、こんな要求書。早う言えばこんな要求書をね、行政側が受けられて、これに答えるような今答弁されたんですが、こんな要求書を受けられてね、これ実施されたら太宰府市はもう破産しますよ。そんなことをあなた方は内部で検討しないんですか。私が言ってるのは、本当に太宰府の市民の血のにじむような税金を納めたやつがこういう6,000万円も7,000万円も全体的には大変な税金が使われてることを見直してください、来年度どうするんですかと言ってるんです。そのことに対して答えにならないでしょう。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） なぜ4市1町で運動団体の部分は4市1町なのかというお話でございますが、これにつきましてはいわゆる筑紫地区協議会という部分が、相手方がございまして、その4市1町でこの問題については今までに協議をしながら、4市1町の中での一定の方向性を出しながら、そしてその方向性に向かって進めてまいるという部分がございまして、そういう形に行っておりますが、個々の先ほど出ておりますいろんな給付等々につきましては、先般から申し上げておりますが、39回にわたります内部での検討委員会で十分協議をいたしまして、年々その結果に基づきまして縮減をしていっているものでございます。

それから、もう一点目の要求書でございますが、要求書が先ほど議員の方からご指摘がございましたように、11月9日付で出されております。その出されました要求書につきましては、それぞれ今各部の方で検討すべく回答的な部分を今作成中でございます。まとめましたら、市の全体の意向として、それをどういうふうな形でその要求書には答えていこうとするのか、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

そうしたことでございますので、あくまでもそういう要求書が現時点では出されておること、私どもの方はそれに向けて、どういうふうに対処していくかというのは、今後の課題という形にしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長や教育長に回答を求める前に、収入役、予算編成方針で太宰府の財政が厳しいのはわかってるということで、あなたは収入役さんですが、こういう財政の厳しい中に、こんなその運動団体から要求されたもの、今までやってることを見直しや、あなたの方は三役の一人でお金を預かる責任者ですが、あなたの個人的な見解はどうか。

議長（村山弘行議員） 収入役。

収入役（松島幹彦） 基本的には、議会の承認を得た予算を適正に執行するのが私の役目でございます。行政の施策、このことについて口出しする立場にはないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） じゃあ、その議会が認めた予算を執行するわけであって、もうせいじゃあその予算編成方針はあなた方、三役でなくて市長にしかないということですか。

議長（村山弘行議員） 収入役。

収入役（松島幹彦） そうでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そいじゃあ、市長に聞きましょう。

市長、本当に今この財政の厳しい中にね、早う言えばほかの団体から要求書が来たって、そりゃ一切認めないでしょう。今日の朝刊、昨日の夕刊にも載ってましたが、福岡市で太宰府で大変お世話になった法学教授の浅野教授が補助金を見直しをこう方針出してますよね。5万円の補助金削ってんですよ。博多座のああいう文化財の文化活動まで補助金削ってるのに、何でもここだけ7,000万円も、事業費入れたら2億8,000万円も含めて、そんな一般財源を積み込まなきゃいかんのですか。市長、その辺はやはり今部長や答弁したように、見直しを指示をさせるのか。今、収入役は市長が編成局、私は執行権と言った。あなたが執行権持ってるんですから、予算編成方針については自分ところの自治体、4市1町は関係ない。太宰府だけをどうするんですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 同和運動団体への補助金、予算の事業費の予算編成でございますが、もちろん本市といたしましては、同和問題につきましては平成13年の末のいわゆる地对財特法が失効いたしましたけれども、残された課題につきましては取り組んでいく、これはもちろん同和対策の総合計画の中、あるいは人権都市宣言に関する条例等に基づきまして、残された課題には取り組んでいくということを私は申し上げております。

ただ、現実の予算、あるいは事業の内容等を検討して、削減すべきもの、あるいはもう既に事業として目的を達成したもの等々につきましては、本市といたしましては内容検討、部長が答弁いたしましたようにそれぞれの個々の予算につきまして、削減すべきもの、廃止すべきもの等々、今検討しておるところでございます。

ただ、何度も申し上げますが、運動団体への補助金でございますが、これは4市1町で筑紫地区の人権同和行政推進協議会がございます。その中で、4市1町でそれぞれの分担割合をしながら、補助金を出しておるわけございまして、来年度予算につきましては削減する方向で検討する、進めていくということを4市1町、それぞれの首長で確認して進んでまいりたいというところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育委員会に私も議会全員で同意したんですが、政府の同対審審議委員をされた大変すばらしい方が今度教育委員に稲積先生、なっていましたよね。やはり同和行政についても、どこもそうなんですが、やはり法律が失効した後、財政的な問題があってどう見直していくか、終結宣言を各自治体が出してるんですね。教育委員会でも大変すばらしい方がなったんですが、やはり教育行政の同和の問題の啓発、教育と、それからやはり給付の関係は別だと思うんですよね。その辺は教育委員会の中で稲積先生が教育委員になっただけでしたが、その辺は煮詰める考え方はありますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 同和問題に関する事業につきましては、市の方で事業検討委員会を構成しておりますので、そこで十分に協議しながら、特に予算の絡むものについては協議させていただいて、進めていくこととなります。まだ新しい構成になっておりませんので、そのことについてはちょっと今述べるのは控えさせていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今市民部長が回答しましたがね、来年ははっきり言って本当年金控除や減税も縮小される、それから所得のない主婦もですね、均等割もかかる。本当に来年は深刻というか、そういう状況の中で、大変国民健康保険にもはね上がってきますし、そういう状況の中で運動団体の補助金はどう見直すのか。それから、まずある一定こういう増税になる、こういう状況の中で固定資産税や都市計画税や住宅の4割減免や保育料の30%の減免、こういうものは内部的にはどう見直していこうとしてるのか。一部の人だけにそういうものを認めさせるようにしてるのか、今度は助役から回答いただきましょかね。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 武藤議員の同和対策のあり方といいましょかね、見直し等についてどう考えてるかというようなことですが、私ども基本的に平成14年3月には議会の中で今後の同和対策事業についての要望決議もいただきました。

私どもは地域住民の方々の、どの行政でも同じでございますけれども、さきにもお答えしましたけれども、実態、状況がどうであるのかというふうなことをまずもって把握しながら、行政に反映させていくというようなことが大事であるというふうに思っております。

この同和対策特別事業でございますけれども、平成14年3月に法が終了、確かにいたしました。私ども絶えず全面に出しておりますように、この法の終了が同和問題の差別がなくなったというようなことではないと。しかしながら、一般施策に変わったわけですから、特別の一般法に優先して今まで三十数年行ってきたわけですがけれども、事業実態から見て一定の成果があるというふうな評価、あるいは心理的な差別等々については、一般的にはさほどないようが見えますけれども、直接的に自分にかかわりが出てきたとき、身近になってきたときにそのことがまだまだ差別意識として出てくると。そういった中においては、私どもは実態がある以上は一般施策の中においても、この解消に向けての努力はしなきゃならないというふうに思ってお

ります。

今ご指摘の41項目について、39回にわたりまして事務事業の見直しを行ってまいりました。その中には、廃止すべき事項というようなことで、既に廃止してるものもございます。継続あるいは段階的縮小というふうなことで、廃止の周期を決めて今現在行っております。この市の一般単独事業で行っておりますのは、武藤議員もご指摘のとおり4市1町とはかかわりはありません。市の主体性をもって、そのことについてどうであるかと。例えば、同和問題の解決に本当に役立ったかどうかと、あるいは真に地域住民の自立向上に役立ってるかどうかというような視点、あるいは市民の理解と共感、支持が得られてるかどうかというふうなこと、すべてにわたりまして税金の使い方だというふうに思っておりますので、市民の皆さん方が納得できるような形の中で主体性をもって、これは平成17年度以降、市長がただいま説明をしましたように平成17年度以降の中で削減に向けて、削減していきますより通常のものに戻していくというふうな考え方に基つきまして、私どもはこの同和問題の事務事業、予算の平成17年度等についてもそういった方向でやっていきたいというふうなことで考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、本当いつまでもこんな状況をですね、単年度独自事業、市独自の給付とか補助事業を続けていくことは、1年で見ると6,000万円か7,000万円か知りませんが、全体の補助金から見ると突出してますよね、それを改めていただく。これは5年でいくと3億5,000万円、10年だと本当元利にしてたら10億円ですよ。10億円ということは30億円の仕事ができる金額、借金払っていけばね。それだけ、ただしこれは何の早う言えば給付したからといって、そういうものが成果としてあらわれるかっていうと、自立しなきゃいかんということを受けとめて、内部的にも検討してですね、やはり団体に堂々と、だからこういう問題が出てきたときに、あなた方が悩むんじゃなくて、議会にもこういう要求が来てるということですね、やっぱ投げかける必要もあるんじゃないですか。今後、また来年の予算編成がありますから、その時点でお聞きをしましょう。1項目は終わります。

2項目の回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

上下水道部長（永田克人） 2項目めの県営山神ダム上流産業廃棄物処分場対策につきまして、市長に答弁ということでございますけど、私の方から回答申し上げます。

平成11年10月6日の死亡事故発生後、再三にわたりまして福岡県及び県議会に対しまして、筑紫野市、小郡市及び山神水道企業団と連携いたしまして、要請活動を行ってまいりました。

特に、昨年の10月23日の業の許可更新時期に当たりましては、3市議会及び山神水道企業団議会から、また産廃連をはじめとする市民団体から県及び国への要望活動をいただき、今月下旬には環境省の立入調査が予定されているというふうに聞いております。

県外から大量の産業廃棄物が搬入されていることにつきましては、新聞紙上並びに山神水道企業団議会、全員協議会での報告を受けまして、承知したところでございます。今後の行動に

つきましては、筑紫野市をはじめ関係団体及び山神水道企業団等と連携を密にしながら、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そういう立場に立っていただいていることもよくわかっておりますし、先日も山神水道企業団に議運の岡部委員長、それから議会選出の安部陽議員と私も行きまして、当日写真など、関東、関西から8隻の船で持ち込まれてる写真も見ていただきましたが、ところがですね、筑紫野市の市議会はやはり批判をしてるんですね。やはりこの筑紫野市だけに何かこう全部押しつけてるというか、もう少しこの太宰府、小郡の市長さんはじめ議会もバックアップしてくれんかという意見が議員の中から出てきてるわけですね。

で、この前も11月24日に筑紫野市議会が抗議文を県に出しておりますし、筑紫野の市長だけが11月30日に要望書を出しておりますが、やはり私ども山神ダムから水をいただいとりますし、それと同時に何らかの形でですね、こんなにお金がかかるものじゃありませんから、ぜひ担当部として市長を支持していただいて、ぜひ3市企業団、心配がいっぱいあるしですね、ぜひ県に要望とかそういうものを出すように、市長としては最終的に合意の文書に決裁押すだけでしょうが、その辺市長、支持をしていただいてですね、やはり筑紫野市から呼びかけるんじゃないくて、太宰府市の方からも小郡と協議していただいて、内容な問題わかると思いますが、ぜひ担当部の方に支持をいただけますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま山神ダム上流の産廃の処分の問題でございますが、私といたしましても筑紫地区の20万市民の命の水がめであります。そういう意味からも、その上流に存在いたします処分場につきましては、抜本的な対策が講じられるよう再三にわたりまして要請等もいたしたわけでございます。

将来にわたりましては安全宣言が行われる日まで、山神水道企業団はもちろんでございますが、関係団体とも十分連携を取りながら取り組んでいきたいと思っております。

なお、事務的には筑紫野市とも十分連絡を取りながら、進めることをお願いしたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひこういう違法行為を繰り返しですね、環境省まで12月24日に立入調査をすると。一時、昨年10月23日に搬入がとめられたために、筑穂町に全部ごみが持ち込まれて、筑穂町は飯塚周辺まで被害が出ております。1億5,000万円の賃借権を設定されて、そして筑穂町にごみが持ち込まれたと、産興のごみがですね。そのために筑穂町の町長、お医者さんですが、町挙げて反対運動して、ところがもう入れるだけ入れて逃げられてしまったという状況なんです、ここは2か所もそういう状況にならないようにですね、強く県に働きかけをしていただくようお願いをしておきます。

そいじゃですね、3点目の中学校給食ですが、今日アンケートの回収状況、議員の方にも配付されてるようですが、再度報告を教育委員会から受けたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長、教育長ということでございますが、私の方から答弁をさせていただきます。

中学校給食についての方針につきましては、本年6月の定例議会におきまして武藤議員から一般質問があり、答弁をさせていただいたところでございます。その後、11月には学校関係者並びに一般市民を対象にした中学校給食についての意向調査を実施したところでございます。

意向調査結果につきましては、小学校5、6年生及び中学校1、2年生並びにその保護者、合計4,570人に依頼し、3,884人から回答を得ることができました。回収率は85%でした。中学校教師は115人に依頼し、87人から回答があり、回収率は75.7%でした。

また、無作為に抽出し、調査を依頼しました一般市民2,000人につきましては、850人から回答があり、回収率は42.5%でした。合計では72.1%の回収率となっております。

現在、意向調査の取りまとめ、分析作業を行っており、調査結果の報告は2月上旬といたしております。今日まで中学校給食につきましては、学校時制の問題や教育課程上の問題、施設面などの問題から、中学校給食の実施は困難であると答えてまいりました。しかし、今回中学校給食についての意向調査を実施しましたので、教育委員会としましては長年の懸案事項でございます中学校給食について、今後の方針、方向性を出すための検討に入りたいと考えております。検討には、今回の意向調査の結果や、さらには太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の審議結果、本市の財政状況などを十分見きわめながら、教育委員会としての方針を出してまいりたいと考えております。

なお、方針、方向性を出すには、いましばらく時間をいただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、今教育部長が報告したんですが、アンケートの中、いろんな形で階層別、小学校から中学校、そして父母、教師、こういう状況の中で中学校の完全給食になった場合とか、いろんな部分があると思うんですが、給食費は幾ら出せるかという4,500円から6,000円までの欄まで設けられておましてね。当然給食費は父母負担にもなるわけですが、市長はまず教育委員会がやりたいって言ったときに、先ほども言ったように財政的な権限は市長が持ってるわけですから。やはり市長が余りこう、これはいつの新聞ですかね、前原で教育長と市長が何か争ってるこの部分がありましてね、教育長はでけんと言う、市長はせれと言うね。うちは大体どうなるのか、ちょっとはっきり聞いておきたいなど。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 中学校給食につきましては長年の懸案でございますが、ただいま教育部長が

申しあげましたように、今回の調査結果、また議会で設けていただいております特別委員会の審議がなされております。今後、教育委員会におきましても検討がなされるわけですが、市といたしましても教育委員会の方針なり、方向性が決定される前には中学校給食につきましての協議をさせていただきます、市としての方針等を示したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 特別委員会も一生懸命ですね、調査研究をしていただいたり、どうするかという論議をいただいとりますが、最終的には教育委員会の方針、それから市長の方針や特別委員会の結論ですり合わせをしながら、問題は子どもたちのためにはどれが一番いいのかと、財政的な問題もいろいろ出てくると思うんですよ。ただし、それに決まればね、やっぱそれに従うのはルールですから、ぜひひとつ特別委員会、教育委員会、市長局とも今後の子どもたちのために、これだけ素晴らしいアンケートをとっていただいているわけですから。ちょっと残念だったのは父母のアンケートの結果が50%を切っておりますが、それなりに成果として出るんじゃないかと思いますが、2月そして3月には議会側にもある一定のですね、平成17年度の予算編成方針にあわせて、今後の見通しについては市長、教育長、教育委員会、議会の特別委員会と方針的なものを出していただきたいと。もう2年たってますから、実施の段階で4年たったときにはですね、議会としても余りにも時間がたち過ぎるんじゃないかというふうを受けとめますので、その辺はよろしく願いしときます。

あと、最後に30人学級の回答を教育委員会から受けます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育長ということでございますが、この件につきましても私の方から答弁をさせていただきます。

30人学級を県に申請についてでございますが、私どもといたしましても、県に対し福岡県市町村教育委員会連絡協議会を通して陳情を行い、30人学級の実現に向けた学級編制の弾力化と小学校教員配当基準の見直しによる増員を図るよう重要陳情事項としてお願いをしているところでございます。

次に、少人数学級編成研究指定校でございますが、この制度が来年度継続されるかについては、県からの通知が参っておりません。現段階では活用についてお答えしかねるところですが、この制度につきましては、本年3月議会において山路議員からもご質問があり、小学校2年生までの学年で平均クラス人数が35人を超える学校において、各学校へ1人から2人配置されている指導方法工夫改善定数教員をクラス担任に振りかえることにより、35人以下の少人数学級編制の実施に係る研究を行うものですが、昨年度小学校へ希望調査を行いましたところ、希望する学校がございませんでした。

3月議会と同じような回答になりますが、学校に配分された指導方法工夫改善定数教員を活用して、国語、算数などの主要教科でクラスを半分に分けた少人数授業を平成14年度から始めており、この定数を毎年変動があるクラス人数によって指導方法工夫改善や少人数学級編制研

研究指定とその都度変更するのは、教育現場に混乱を招くおそれがあること、研究継続期間が定かでないこと、少人数授業を行う学校との格差が生じることなどによるものと考えられます。このことから、現在実施している他市の状況等を見守っていきたいと考えております。

また、退職教員を雇用して、各学校に配置してはとのことですが、先ほど申し上げました諸問題や財政上の問題もございますので、今のところ検討しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただね、去年はもうぎりぎりいっぱいだったんですよ。それでもぎりぎりいっぱいだけど、県下で先ほども言いますように12市と町で28校と6市町11校が申請をして受け付けたと。

で、教育長も学校にどうかということで希望をとったということですけど、福岡県ははっきり言って今年もやりますと言ってるわけですよ。だから、やるならばできれば一番水城小学校、水城西、太宰府というのがいつも生徒数で、いつも学期末のもう入学式の前日にどうするかまであれしてるわけですが、前もって申請をされたらどうですかと私言ってるわけですね。だから、県ははっきり言って福岡県は小学校1、2年生については研究指定校という制度を持ってるわけですから、この普通の研究校というのは、いろいろ学級を参観してもらったり、県下の先生たちを呼んでとか研究テーマとかっていう、そういう難しいものじゃなくて、たったB4の報告用紙2枚書くだけなんですよ。その辺、教育長、間違いないでしょうか。今県下の、はっきり言ってその39校はそういう状況で報告書を今つくってるわけですからね。

（教育長 關 敏治「詳しいこと知りませんが、簡単だったっていうことです」と呼ぶ）

だから、ぜひね、今年は太宰府ははっきり言って隣の二日市小学校と二日市東小学校は受けてるんですよ。それから、大野城市の小学校が受けてますしね。この近くではそういう状況で、大野城市と筑紫野市が受けてますが、太宰府も今年は早目にね、小学校では40人とか35人という部分については県の制度があるがどうかという形で、やはり1年でもちょっと小学校へ入ってくる児童がゆとりがあればですね、違うと思うんですが。今年は教育長、そういう形で教育委員会も開かれると思うんですが、まだ県がどうなるかわからんと言うけど、県はそういう制度を持ってるわけですから、私でもわざわざ福岡県で少人数学級の研修を県で受けてきたわけですから。その辺どうでしょうか、教育委員会としては。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） この3月にお答えしたと似てる答えになるかと思いますが、加配が学校によって違いますけど、1人か2人、指導方法工夫改善という形で加配されますので、その人たちをどんなふうを活用するかということだと思っております。

今のご提案は、1年生か2年生の学級の人数を減らして、そしてゆとりのある学校生活をし

たらどうかというふうなご提案だというふうに私は受けております。

現在各学校でやっておりますのは、その加配された先生方を、例えば国語の時間とか算数の時間、学力差の問題がありますので、その方々を入れまして、学級とか学年を解体して少人数で指導するという形で使っているところでございます。実はこれが今の転用できるという制度ができる前から、学年を解体して少人数で指導したらどうかということで加配が始まったんですが、そのときにですね、実は新しい方法として習熟度によるグループ分けというものが取り入れられてきまして、それまではですね、なかなかその習熟度によるグループ分けというのでできにくいといいましょうか、しなかったといいましょうか、そういうふうな経過がありまして、保護者へまたは子どもたちにも随分とこういう形でやりますという説明をしてきた経緯がございます。

そういうことで、1年生から6年生まで、ただし今言いましたように国語とか算数のある限られたところですけど、全部のその学校の子どもたちが指導の恩恵を受けるような形で来たわけなんですけど、今の提案になりますと、1年生とか2年生だけに限られてくると。どちらを選ぶかというようなことになるんじゃないかと思えますけれども、そういうふうな経過があります関係で、例えばもう3年生以上はありませんよというようなことは、やっぱり簡単に言うことはできにくいということと、もう一つは今言いましたように、習熟度別による授業の先生方の技能といいましょうか、能力といいましょうか、今まで余りやったことのないような、そういう指導方法の問題とか、それに伴う教材をどう研究するかとか、学校体制はどんなふうにしたらいいとか、教室をどんなに使ったらいいかというような、そういうふうな単に分けたらできるという話じゃなくて、学校全体をどう動かすかというようなことにも波及する問題でありまして、それだけにですね、今までやってきている少人数の、例えば国語とか算数とか限られた教科ですけど、その指導方法をじゃあ今度から簡単に1、2年生の方に回しまして、こちらはやめてしまいましょうというような結論になってないというのが各学校から出てきた結果でないかと私自身はとらえております。

こういうこともございますので、私ども教育委員会としては先ほど部長が申しましたように、少人数学級の実施と同時に、そういういろいろ分割して指導ができるような、そういうふうな人数配置の要望をぜひお願いしたいというところで進めているところでございます。

武藤議員からの提案とか少人数学級の指導の方法とか、またはその成果とかということにつきましては、大変私自身も関心は持っているところでございますけれども、本市の場合、今述べましたような事柄で各学校ともある教科を限って、そしてそこで習熟度とか興味、関心に応じた学習とか、また課題に応じた学習を進めるということで、加配された教員を有効に使ってという状況でございます。どうかその辺をご理解いただければと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 学校としてはね、小学校、中学校についてはそういう制度があります

よと、私の方は利用したらどうですかと。昨年度も県下もいるんな形で利用されてますから、やはり行き届く教育をしようと思えば、制度として福岡県は1年生と2年生とある。

県下、まだ認めてないのは県にお願いしなきゃいけません、市単独事業としてね、退職者を雇うことは県に許可をもらわなきゃいけませんから、なかなか今県の段階では認めませんがね、やはり全国では退職した先生たちを嘱託、非常勤講師として年間200万円ぐらいでお願いして入ってるところもあります、福岡県が認めればいいことですが、本当にこの太宰府市の、先ほども安部議員や大田議員からも教育問題についてですね、質問があつてのように、太宰府市の子どもたちを教育委員会や太宰府市や議会がどう配慮してるかということになるわけで、制度的なものがあればどんどん利用する。それを補うためには、市財政や教育委員会はどうするかっていうのがやはり仕事だと思いますので、今後の教育行政については制度の活用と充実にぜひひとつ考えていただきたいと。

10分残して終わります。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は2月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後6時21分

~~~~~